

特集 2

徴用工問題

韓国の文在寅大統領が、平成29年8月17日の記者会見で、「強制徴用された者個人が、三菱などをはじめとする相手の会社に対して持つ民事上の権利はそのまま残っている」として、従来の韓国政府の1965年の協定で解決しているという見解を覆したため、今後、徴用工の問題が外交問題として浮上する可能性が高まっている。

朝鮮人戦時動員の实態について、正しく知ることが必要だ。本特集では、強制連行説を否定する実証論文と、文献目録を掲載した。今後もこの問題の論議を続けたい。

論文

朝鮮人戦時動員に関する統計的分析

西岡 力 (公益財団法人モラロジー研究所教授・
歴史研究室長、麗澤大学客員教授)

はじめに

韓国の文在寅大統領が2017年8月17日の記者会見で、いわゆる徴用工問題について「強制徴用された者個人が、三菱などをはじめとする相手の会社に対して持つ民事上の権利はそのまま残っている」として、1965年の協定で解決しているという従来の韓国政府の見解を覆した。これに対して日本政府は即時に抗議したし、日本のマスコミも一斉に批判した。歴史問題で韓国に同情的な朝日新聞も、翌18日の社説で「未来志向的な日本との関係を真剣にめざすなら、もっと思慮深い言動に徹するべきだ」と、文大統領を責めた。

しかし、実は文発言はわが国の一部政治家や外務官僚、そして朝日新聞などが誘発したものだ。文大統領は同年8月15日の演説で、以下のように述べている。

〈この間、日本の多くの政治家と知識人が両国間の過去と日本の責任を直視しようという努力をしてきました。その努力が日韓関係の未来志向的な発展に寄与してきました。こうした歴史認識が日本の国内政治の状況によって変わらないようにしなければなりません。(下線西岡、以下同)〉(註1)

文大統領は、河野洋平元外相や朝日新聞らが行ってきた「事実を調べずにまず謝罪し人道的立場という理屈をつけてカネを払う」という対韓謝罪路線(註2)を高く評価し、筆者らや産経新聞、そして安倍晋三政権などが「事実に基づき、言うべきことは言う」という対韓是々非々路線を提起していることを、非難しているのだ。

筆者は1992年に拙著『日韓誤解の深淵』(亜紀書房)で、次のように訴えた。

〈筆者が今声を大にして訴えたいのは、日韓両国の関係者、とりわけマスコミ関係者が事実解明を重視し、両国の民族的対立を煽ることを止めるようにぜひ努力して欲しいということだ。(略)

このままだと、日本の真面目な人たちはどんどん韓国から離れていくだろう。「厭韓」から「離韓」への過程が確実に進行していつているのだ。日本告発を第一とする「反日」日本人と、それと呼応する「反日」を大きな声で叫ぶ必要がある韓国人だけが連帯し、両国マスコミが意図的誤報をまじえてそれを大きく増幅させ、両国政府がそれに流されて定見のない反応をみせた結果、日本の国を愛し、その上で韓国とも仲良くしたいと考えていた人たちはどんどん韓国離れをしていつている〉(註3)

25年経って、事態はここまで悪化した。それでも、同じことを訴えていくしかないと思っている。

日本における文発言批判の大部分は、1965年の協定とそれ以降の過去清算をめぐる経

緯を説いていた。(註4)しかし、日韓の反日勢力はこの間ずっと、法に基づく徴用工動員のことを「強制連行による奴隷労働」だったという、ウソのイメージをまき散らしてきた。だから、戦時中に一体何があったのかという事実関係に踏み込んで反論しなければ、根本的な反論にはならないのだ。

たとえば、日本人の活動家、柴田利明・長崎在日朝鮮人の人権を守る会事務局長は、20年にわたり「朝鮮人強制連行」の調査を行い、映画「軍艦島」作製に協力した。そのことで、韓国紙は彼を「良心的日本人」として大きく取り上げている。(註5)

我々の側で、徴用工の歴史的事実について体系的に資料と証言を集めて、ありのままの姿を発信して、強制連行説、奴隷労働説に反論しなければならない。筆者は2005年に『日韓「歴史問題」の真実』(PHP研究所)という本を書き、そのことを試みた。しかし、そこでの問題提起に関してほとんど反響がなかった。

ここでは、その中から朝鮮人労働者の戦時動員の实態について究明した部分をより精緻にして、あらためて世に問いたいと思う。

第1章 統計から見た朝鮮人「強制連行」説の破綻

◆李承晩政権の認識

最初に、いわゆる「朝鮮人強制連行」説の誤りについて論じたい。

いまだに戦前の日本の悪業として「朝鮮人強制連行」が、内外でしばしば取り上げられている。たとえば、すでに引退し、故人となった政治家ではあるが、一時期政界を牛耳っていた野中広務・自民党元幹事長は、韓国・朝鮮への過去の清算の必要性を強調するなかで、戦争中、自宅近くで「強制連行」された朝鮮人労働者がひどい待遇を受けていた、と口癖のように語っていた。しかし、その労働者は家族持ちで子供がいた、とも語っている。語るに落ちたとはこのことで、「強制連行」されたのなら当然、家族と離ればなれになっているはずだ。(註6)

その時代に生きていたからといって、出来事の本質が理解できるとは限らない。そこでまず、いわゆる「強制連行」説がどのようなものであったのかについて見ておきたい。

制度的に言うと、いわゆる「朝鮮人強制連行」とは、1939年に「国家総動員法」に基づいて作られた「朝鮮人内地移送計画」によって、朝鮮人労働者が朝鮮から日本内地(樺太と南洋を含む)に移送されたことをさす。その動員が「強制連行」であり、働かされ方が「奴隷労働」だったという一方的な主張だ。あるいはそれに、軍人・軍属としての動員をも加えて論じられる場合もある。

当時には「強制連行」という言葉はなかった。それどころか、後述のようにその実態は「強制連行」という語の意味することと大きくかけ離れている。本論文で詳しく論証するように、「強制連行」という語の使用は誤りだ。そこでここでは「戦時動員」と呼ぶ。

反日政策を強く進めた李承晩政権が、過去の清算要求を網羅的にまとめた「対日請求要綱」のなかでも、「強制連行」という語は使われていない。ただ、「被徴用韓国人未収金」「戦争による被徴用者の被害に対する補償」という表現があるだけだ。(註7)つまり、李承晩政権が日本から補償を取れると考えたのは、「徴用」に関する部分だけだったということだ。

表1 在日朝鮮人人口の推移 (1911年～1960年7月)

年	人口	年	人口
1911	2,527	1933	456,217
1912	3,171	1934	537,695
1913	3,635	1935	625,678
1914	3,542	1936	690,501
1915	3,917	1937	735,689
1916	5,624	1938	799,878
1917	14,502	1939	961,591
1918	22,411	1940	1,190,444 (1,241,178)
1919	26,605	1941	1,469,230
1920	30,189 (40,755)	1942	1,625,054
1921	38,651	1943	1,882,456
1922	59,722	1944	1,936,843
1923	80,415		
1924	118,152	1953	556,090
1925	129,870	1954年9月末	564,849
1926	143,798	1955	577,682
1927	165,286	1956年9月末	586,646
1928	238,102	1957	601,769
1929	275,206	1958	611,085
1930	298,091 (418,989)	1959年9月末	618,840
1931	311,247	1960年7月末	596,755
1932	390,543		

- (注) 1. 人口は特記以外は各年末による。
 2. 1911年～1944年は、内務省統計による。
 3. 1920年、1930年、1940年の()は、国勢調査統計による。
 4. 1953年～1960年7月は外国人登録による。
 5. 1954年、1956年、1959年末をとらなかったのは、登録の大量切り替え時にあたっていたためである。
 6. 1945年～1952年間に国勢調査、外国人登録の統計があるが、不正確なので記載しない。

※表1～表3は(注)も含めて森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年刊より引用

強調しておきたいことは、いま一部の日本人、韓国人が信じさせられているように、奴隷狩りのような労働者狩りがあり、タコ部屋などのところで奴隷のように酷使されたなどとは、反日政策を掲げた李承晩政権でさえ主張していない、ということだ。ここに、歴史の真実に迫る鍵がある。

◆戦時動員開始以前の在日朝鮮人は80万人

「朝鮮人内地移送計画」については、森田芳夫先生の実証的な研究がある。森田先生は法務省と外務省の事務官として在日朝鮮人に関する実証的な調査研究にあたり、公式統計を駆使した重要な研究を発表されている。それらは政治的な立場を超えて、現在までも多くの研究者らの必読文献となっている。(註8)

森田先生は1992年に故人となり、その研究業績の多くは雑誌論文という形だけで残されていたが、1996年に3本の論文が在日朝鮮人研究者である金英達氏の編集により、単行本『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』(註9)として出版された。本章では、主として同書に引用されている公式統計を使い、戦時動員の実態に迫る。本稿に掲げた表のうち、筆者が作成した表4以外は同書掲載の表を、標題を少し調整した上で(注)も含めて引用したものだ。(註10)

「朝鮮人内地移送計画」が立てられた1939年に話を戻そう。1910年の日韓併合以来29年目であった前年の1938年末には、表1のとおり、日本内地の朝鮮人人口は80万人となっていた(正確には79万9878人内務省統計)。戦時動員開始前の時点で、すでに戦後も日本に残留した約54万人(註11)を20万人以上も上回る在日朝鮮人が日本に住んでいたことは、後述の議論のために記憶に残しておいてほしい。

ちなみに、併合の前年である1909年末の在日朝鮮人人口は790人程度に過ぎなかったが(註12)、表1にあるように併合十年後の1920年には約3万人、さらに十年後の1930年には約30万人と急増していった。

それでは、1945年8月には、在日朝鮮人人口は何人だったのか。正確な統計は存在しない。森田先生は約200万人だったと、次のように推計している。

〈[内務省統計によれば・西岡補] 昭和19年末の一般朝鮮人人口は191万1,409名(樺太除く)であり、20年に入ってから空襲のため朝鮮への疎開が多く、5月までの統計では内地への渡航者より帰還者の方が1万余多い、それ以降は連絡船もと絶えており、自然増加を考慮に入れて軍人数を加えて終戦時2百万前後であった〉(註13)

◆8割は自らの意志で出稼ぎ

戦時動員が始まる前年の1938年末に、すでに80万人の朝鮮人が日本に渡ってきていた。そして、1945年8月にその数は約200万人に増えた。となると、その差120万人が戦時動員によって日本内地に連れてこられた人口だといえるのか。

結論から言うと、それは大きな間違いだ。終戦当時、動員現場にいた朝鮮人労務者は32万2,890人だった。(註14)

動員労務者統計に含まれない朝鮮人の軍人・軍属が、終戦時に内地に11万2,718人いた。軍人が4万8,933人(陸軍4万1,448、海軍7,485)、軍属が6万3,785人(陸軍1万9,232、海軍4万4,553)だ(註15)。これを合わせると43万5,608人となり、終戦時の在日朝鮮人人口200万人のうち約22%、戦時動員期間の増加分120万人の約36%となる。強調するため再度書いておく。終戦時の日本内地朝鮮人のうち、動員現場にいた者は約2割だけだった。

これはいったい、何を意味するのか。終戦時の在日朝鮮人人口200万人のうち約8割

は、自らの意志で日本に渡ってきた人口だということだ。「強制連行」とは意志に反して連れてくるということだが、終戦時の在日朝鮮人人口のうち80%は、自分から進んで日本に渡航してきた者か、自らの意思で日本に残った者とその子らだった。別の表現をするなら、1939年から1945年8月の戦時動員の期間中に、動員計画の外で圧倒的多数の朝鮮人が日本に渡航してきたり、動員により渡航したあと動員現場を離れて、自分の意志で日本での生活を続けていたということだ。

「強制連行」という言葉に惑わされて、これまで歴史の真実があまりにも分かっていなかった。この数字の意味するところを理解するためには、まず、戦時動員が始まる前の朝鮮人の日本渡航の実態を理解しておかなければならない。

植民地統治時代35年間、とくに、1921年からの終戦までの25年間は、朝鮮半島から日本内地へ大量の移住が行われた。1923年9月、関東大震災で流言蜚語により在日朝鮮人が自警団の手により殺される痛ましい事件があったが、在日朝鮮人人口は前年の1922年末6万人、大震災の年の1923年末8万人、翌1924年末には12万人と急増を続け、朝鮮からの人口流入は止まっていない。

この移住の大部分は、出稼ぎ的労働者とその家族であった。森田先生が次のように書いているとおりだ。

〈一般の海外移民のように、一家をあげて指定された移住先に定着するというのではなく、出稼ぎ的労働者として、日本内地に渡航し、職や住所を転々としつつ漸次生活の地盤を開拓し、その家族をよびよせたのであり、かつ、たえず朝鮮の故郷の地と往復していた〉。(註16)

実は、後述の通りこの出稼ぎ移住は戦時動員の時期にも止まらず、かえって急増するのだ。そのことを理解するためにも、戦時動員前に朝鮮から内地への出稼ぎ移住の大きな人の流れがあったことを確認しておく。

◆植民地時代、人口が飛躍的に増加した朝鮮

この巨大な出稼ぎ移住がなぜ起きたのか。その原因は次の三つである。第一に、植民地統治時代、人口が飛躍的に増加したことだ。朝鮮人人口は統治の開始された1910年の1300万人が、終戦時には2900万以上まで達していた。朝鮮内に2500万人がいて、在日本200万人、在満州・華北200万人、在ソ連10万人だった。(註17)

第二の原因は、増えた人口の大部分を抱える朝鮮農村の生活の厳しさだ。(註18)

第三の原因は、当時の日本内地に多数の出稼ぎ移住を受け入れる労働力需要があったことだ(註19)。日本内地の都市、鉱山、工場には働き口があり、旅費だけ準備すれば食べていけた。距離が近いだけに、朝鮮と内地との間を頻繁に往復することができ、その数は昭和に入って往復ともに毎年10万人を超えた(註20)。

◆あとを絶たない「不正渡航者」

日本語が未熟で低学歴の朝鮮人農民が多数日本に渡航したことにより、日本社会との間に様々な摩擦が起きた。また、日本内地の景気が落ち込んだ際には、日本人労働者の職場が奪われるなどということもあった。このため、日本政府は行政措置により大変厳格な渡航制限を実施していた。

表2の朝鮮総督府の統計によると、1925年から1937年に、釜山などの出発港で証明書など所定条件が不備のため、渡航を止められた労務者と家族は16万3,760人だ。また、1933年から1938年に、出発地元、すなわち朝鮮内居住地で渡航を止められたものは72万7,094人にも及ぶ。統計がある1933年から1937年の5年間、108万7,563人から渡航出願が出され（再出願含む）、その約60%にあたる65万1,878人が不許可とされている。渡航許可率は半分以下の約40%だった。

正式の手続きをとらない不正渡航も後を絶たなかった。内地では不正渡航者を取り締まり、朝鮮に送還するなどの措置を取っていた。表3の内務省の統計によると、1930年から1942年まで13年間に内地で発見された不正渡航者は3万9,482人、朝鮮に送還された者は3万3,535人にのぼる。

とくに注目したいのは、戦時動員の始まった1939年から統計の存在する1942年までの4年間も、内地から朝鮮に送り返す取り締まりをしていたことだ。その4年間で不正渡航を発見された者が2万2,800人（全体の58%）、送還者が1万9,250人（全体の57%）と、むしろ戦時動員中に不正渡航が急増している。正確に言うと、戦時動員中に行われた強制連行は、朝鮮から内地への連行ではなく、反対に不正渡航者の朝鮮への送還だった。わが国政府は、統計が存在する4年間で約2万人の朝鮮人不正渡航者を朝鮮に強制送還している。これは権力による連行だ。強制連行は日本内地から朝鮮への送還だった。この事実は、当時は常識だったが、いまはほとんど忘れられている。

◆「強制連行」ではなかった、「不正渡航者」は強制送達

朝鮮から内地へ労働者の戦時動員が行われていた同じ時期に、内地では「不正渡航者」の取り締まりが実施され、統計が残っている1939年から1942年の4年間で約2万人が摘発され、朝鮮に送還されている事実を指摘した。この送還こそが、まさに「強制連行」であった。つまり、日本内地にて動員計画外で就労していた朝鮮人に対して、それを止めさせ送還するために、日本から朝鮮への「強制連行」が行われていたのだ。

この「不正渡航」の方法についての記録を見ると、ブローカーにカネを払い、小型船などで密航、渡航証明書の偽造、内地人を装う、船員や漁夫として渡航し逃亡する、などがあつた。（註21）

筆者は、1935年に「不正渡航」に成功し、内地で進学した在日朝鮮人に話を聞いたことがある。釜山港で多くの荷物を持ち、幼児に泣かれて困っていた内地婦人を助けるふりをしてその子を抱き上げ、そのまま家族を装って連絡船に乗り込み、渡航に成功したという。渡航証明書の検査は朝鮮の港でだけ実施され、船内や下船時には検査はなかった、とその人は語った。（註22）

注目すべきは、戦時動員開始後に動員対象者に化けて「不正渡航」する者がかなりいたということだ。具体的には、①動員対象者の渡航中止の際に、合意の上、戸籍謄本をもらいうける、②人員点呼の際に、動員対象者が不在であると、代わりに返事をして混入する、③引率者の隙を見て混入する、などがあり、動員の団体が内地に到着すると、隙を見て逃亡した。（註23）つまり、戦時動員が不正渡航の手段として悪用されていた。不正渡航が発覚すると朝鮮に「強制連行」されるから、それを避けるために動員対象者になりすます者が相当数いたということだ。

表2 朝鮮人労務者の日本内地渡航論止（1925年10月～1938年）

年	出発港論止	出発地元	
		出願	論止
総数	163,760	—	727,094
1925（10～12月）	3,774	—	—
1926	21,407	—	—
1927	58,296	—	—
1928	47,297	—	—
1929	9,405	—	—
1930	2,566	—	—
1931	3,995	—	—
1932	2,980	—	—
1933	3,396	300,053	169,121
1934	4,317	294,947	188,600
1935	3,227	200,656	135,528
1936	1,610	161,477	87,070
1937	1,491	130,430	71,559
1938	—	—	75,216

- (注) 1. 朝鮮総督府警務局「最近における朝鮮治安状況」1933、1938年版による。
 2. 出発港論止は1925～30年は釜山、1931～38年は釜山、麗水、木浦、清津港の統計である。
 3. 出発地出願、論止は、朝鮮内各道からの報告数の集計であり、労働者およびその家族をふくみ、出願に対する処分完結後、再出願した場合は、数が重複している。

表3 「不正渡航」と朝鮮送還（1930～42年）

年	「不正渡航」発見	うち朝鮮へ送還
1930（1～11月）	418	210
1931（1～11月）	783	509
1932	1,277	943
1933	1,560	1,339
1934	2,297	1,801
1935	1,781	1,652
1936	1,887	1,691
1937	2,322	2,050
1938	4,357	4,090
1939	7,400	6,895
1940	5,885	4,870
1941	4,705	3,784
1942	4,810	3,701
総数	39,482	33,535
1939～42の合計	22,800	19,250

- (注) 内務省警保局「社会運動の状況」各年による

第2章 統計から見た戦時動員政策の失敗

◆使用する統計数字

これまでは戦時動員が行われる前の時期の状況を見てきた。それを前提としたうえで、戦時動員の実態を検討したい。検討の材料として、筆者が作製した「表4 日本内地への動員」の数字を使う。

まず、表4の各欄の数字について説明する。

- A 「日本内地朝鮮人人口増加数」は、表1「在日朝鮮人人口の推移」から筆者が計算して得た。
- B 「日本内地朝鮮人の出生数」とC「日本内地朝鮮人の死亡数」は、朝鮮総督府「朝鮮人口動態統計」各年による。(註24)
- D 「自然増」はBマイナスC、E「移住増」はAマイナスDで、筆者が計算した。(註25)
- F 朝鮮総督府財務局「第86回帝国議会予算説明書資料」(友邦協会『太平洋戦争下の朝鮮(5)』)による。
- G 米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」U. S. Strategic Bombing Survey : Japanese Wartime Standard of Living and Utilization of Manpower (1947年1月刊)引用の厚生省勤労局統計。(註26)
- H 朝鮮総督府財務局「第86回帝国議会予算説明書資料」。(註27)
- I 筆者が計算した。

◆募集の時期、出稼ぎ労働者が「募集」動員の4倍

1938年4月、国家総動員法が公布され、戦争に必要な物資、労働力の計画的動員が本格化した。翌1939年、内地では「国民徴用令」による大々的な労働者動員が始まったが、朝鮮では徴用令は発動されず、1939年9月から「募集」形式での動員が開始された。

これは、戦争遂行に必要な石炭、鉱山等の事業主が厚生省認可と朝鮮総督府の許可を受け、総督府の指定する地域で労働者を募集する。募集された労働者は、雇用主またはその代理者に引率されて、集団的に渡航就労した。集団的に渡航することにより、労働者が個別に渡航証明を取り、出発港で1人1人が検査を受けるという、これまでの個別渡航の困難さが大幅に取り除かれた。

「募集」による動員は1942年1月まで続いた。42年1月の数字は無視して、募集の時期の実態の概要を見よう。表4を使い、1939年から1941年の3年間の統計を検討したい。

この間の在日朝鮮人人口が急増した。38年末に79万9,878人だったのが、41年末には146万9,230人と1.8倍増の伸びを見せた。増加数は66万9,352人、約67万人だ。自然増が8万1,105人あったから、朝鮮から渡航による増加分を示す移住増は58万8,247人、約59万人だった。

そのうち、「募集」によるものは、厚生省統計では14万7,136人、約15万人、22%だ。朝鮮総督府統計は169,664人で25%だ。

実際に動員計画どおりの職場で働いた者を考えると、前者の統計がふさわしいから、この期間、戦時動員された者は約15万人だった。移住増が59万人だから、約44万人が戦時

動員外で自発的に内地に渡航していた、ということになる。戦時動員の3倍が出稼ぎ移住者として、個別に内地に渡航していた。「募集」開始後も、個別に手続きをして渡航することも可能だった。表3を見ると、同じ時期1万5,549人が不正渡航を摘発され、朝鮮に送還されていた。これは「募集」による動員数の10%を超える。

戦時経済下の内地で労働力不足が深刻化する中、高賃金の職を求め、多数の朝鮮人が内地に向かったことがよく分かる。巨大な人の流れが発生したのだ。そのうち、戦時動員としての統制の枠の下にあったのは、わずか4分の1程度だった。

その上、先に見たように、不正渡航の方法として動員対象者に化けて「不正渡航」する者がかなりいた。厚生省統計と総督府統計の差、約2万人のかなりの部分は「不正渡航の手段」として「募集」に加わり、内地到着後、逃げた者らと考えられる。1939年の段階で、すでにそのことは次のように報告されていた。

「応募を内地渡航の手段としたる者あり、之等は坑内作業に恐怖を感じたる者等と同様、逃走しつつあり（略）。さらに移住朝鮮人中には他人と替え玉となり渡来したる者あり」（内務省警保局保安課「募集ニ依ル朝鮮労働者ノ状況」1939年、原文はカタカナ）。（註28）

一方、この期間中の動員計画達成率は、送り出しの時点の総督府統計でも66%、受け入れ側の厚生省統計で58%でしかない。言い替えると、動員計画は26万であったが、15万しか集められなかった。動員は順調ではなかった。しかし、その理由は朝鮮人が日本で働くことを嫌がったからではなかった。同じ時期に「募集」に応じず、動員外で個別に内地に渡航した出稼ぎ労働者らが、動員の3倍の44万もいたことと、不正渡航者約1万6千人が朝鮮に送還されていることが、そのことを証明している。

これには次のような状況があった。内地ではまず若い男が徴兵で職場を離れ、そのうえ1939年から内地で始まった徴用による労働動員で、大変な労働力不足となった。その結果、若い男性の労働者の賃金がうなぎ登りになった。

朝鮮では徴兵も徴用も適用されておらず、若い男性の労働力がかなり残っていた。それが高い賃金を求めて、水が高いところから低いところに流れるように、内地に向かった。これが、3年間で約60万人の内地渡航者を生み出した条件だった。

日本政府はその流れを、戦争遂行に不可欠な炭鉱、金属鉱山などに送ろうとしたのだが、動員計画の約5割強、渡航者全体の4分の1にあたる15万人しかそこに送れず、残りの44万人は動員計画の外で巨大な流れを作り、内地へと向かった。この中には、内地で一旗揚げた者が家族を呼び寄せたケースも含まれる。

募集がいやがられた理由は、まず先に引用した内務省の文書にもあるように、多くの朝鮮人労働者らが炭鉱や金属鉱山など、地下の坑内で働くことを嫌ったという点がある。彼らは大部分が農民出身であり、規律が厳しく、地下での作業となる炭鉱、鉱山を嫌ったのだろう。

そして、後述のように当時、内地には朝鮮人の親方が取り仕切る、日雇いの建設現場での仕事がどこにでもあった。時期が少し下がるが、1945年10月現在の内地における労働者は、戦時動員労働者2万2500人に対して「自由労働者」14万5,949人、合計16万8,449人という記録が残っている。動員労働者1に対して自由労働者7の割合だ（野木崇行「華鮮労務対策委員会活動記録」日本建設工業会、1947年）。（註29）

ここでいわれている「自由労働者」とは、動員外渡航者、動員からの逃亡者などを意味する、当時使われていた用語だ。

◆「官斡旋」の動員でも4割が逃亡

さて、1942年2月から、総督府の行政機関が前面に出る「官斡旋」方式の動員が開始された。募集の時期に戦時動員の外で、巨大な労働力が内地に流れ込んでいた状況を変えようとする政策だった、と思われる。

炭鉱や金属鉱山、そして土建業、軍需工場などの事業主が、総督府に必要とする人員を申請し、総督府が道（日本の都道府県に相当）、道はその下の行政単位である郡、面まで割り当てを決め、動員を行った。募集のポスターを道、面の事務所に貼り、希望者を募ったが、官吏や警察、地域有力者が積極的に動員活動を行った。

1944年9月からは、法的強制力のある徴用が朝鮮でも始まった。1945年3月末には朝鮮と内地間の連絡船がほぼ欠航となり、事実上、戦時動員は中断した。1940年4月19日、次官会議で「半島人労働者の新規内地招致は特殊事情あるものを除くの外、原則として当分見合わせしむること」という項目を含む「内地大陸間人員移動指導調整に関する件」が決定され、4月20日の閣議で報告された。（註30）

官斡旋と徴用の時期の動員では、一部乱暴なやり方もあったようだ。しかし、以上で見てきた状況からするなら、渡航したくない者を無理やり連れてきたのは相対的に少数で、大部分は戦時動員以外の形で個別に渡航しようとする出稼ぎ労働者を、戦争遂行に不可欠な炭鉱など、人気が出なかった職場に送り込んだということではないか、と筆者は推測しているが、研究を続けたい。

表4の数字を検討しよう。この時期も在日朝鮮人人口は増え続けた。1941年末に146万9,230人だったが、1944年末に193万6,843人に増えた。増加数は46万7,613人、約47万人だ。なお、1945年8月には約200万人（註31）に増えていた。

動員数の統計は、総督府のものは44年と45年分が不明である。45年3月までの数字がある厚生省統計は51万4,548人、約51万人となる。これは在日朝鮮人口増加数約47万人より4万人多い。多数が朝鮮に戻っていったことが分る。厚生省統計によると、1944年4月から1945年3月までの動員数は28万0,304人と、過去最高の数字となった。44年4月から8月の5カ月は官斡旋、9月から45年3月の7カ月は徴用だった。動員計画達成率をみると、やはり厚生省統計でこの時期全体で92%、42年93%、43年81%、44年97%という高達成率を見せた。

渡航によらない増加分である自然増は、1942年しか統計数字がない。そこで統計のある1942年の自然増3万3,000人を基準にして、43年から44年12月までの2年の自然増を、3万3,000人の2倍として求めると6万6,000人となる。この推計によると、1942年から44年12月までの自然増は9万9,000人、約10万人となる。人口増より動員数が4万人多かったことから、この時期個別渡航は激減し、戦局の悪化と共に、渡航する者よりも朝鮮に戻る者が多くなったことがわかる。概算で、渡航者よりも朝鮮帰還者が約14万人多かったことになる。先述の通り、自然増の推計値が10万人だから、それより4万人多い戦時動員外の出稼ぎ移住者とその家族が、戦禍を避けて朝鮮に戻ったのだろう。

したがって、この時期は戦時動員以外の個別渡航で内地に来る朝鮮人はほぼいなく

表4

	A 日本内地 朝鮮人 人口増加数	B 日本内地 朝鮮人 出生数	C 日本内地 朝鮮人 死亡数	D 自然増 (B-C) 下段:Aに 対する%	E 居住増 (A-D) 下段:左に 同じ	F 日本内地への動員数 (総督府統計) 4月から翌年3月 下段:左に同じ	G 日本内地への動員数 (厚生省統計) 4月から翌年3月 下段:左に同じ	H 日本内地への 動員計画数 下段:左に同じ	I 計画達成率 上段:総督府統計 下段:厚生省統計
1939 (募集)	161,713 100%	33,128	11,752	21,376 13%	140,337 87%	49,819 31%	38,700 24%	85,500 53%	58% 45%
1940 (募集)	228,853 100%	37,638	10,760	26,878 12%	201,975 88%	55,979 24%	54,944 24%	88,800 39%	63% 62%
1941 (募集)	278,786 100%	46,268	13,417	32,851 12%	245,935 88%	63,866 23%	53,492 19%	81,000 29%	79% 66%
1939~41 小計	669,352 100%	117,034	35,929	81,105 12%	588,247 88%	169,664 25%	147,136 22%	255,300 38%	66% 58%
1942 (官斡旋)	155,824 100%	45,793	12,726	33,067 21%	122,757 79%	111,823 72%	112,007 72%	120,000 77%	93% 93%
1943 (官斡旋)	257,402 100%	—	—	—	—	124,286 48%	122,237 47%	150,000 58%	83% 81%
1944 (8月まで官斡旋、 9月から徴用)	54,387 100%	—	—	—	—	—	280,304 515%	290,000 533%	— 97%
1945 (徴用)	—	—	—	—	—	—	(推定6000)	—	—
1942~44 小計	467,613 100%	—	—	—	—	—	514,548 110%	560,000 120%	— 92%
1939~44 総計	1,136,965 100%	—	—	—	—	—	661,684 58%	815,300 72%	— 81%

(西岡 力作成)

なった。この4年間は、統制の取れた動員が実現したかに見える。募集の時期の3年間と、好対照を見せている。

しかし、実はこの期間においても、戦時動員は計画どおりに進んでいなかった。それは、官斡旋で就労した者の多くが契約期間中に逃走し、「自由労働者」となり、工事現場の日雇いなどに転職し、そのうえ2年間の契約が終了した着たちの多くも、事業主の希望どおりには再契約に応じず、やはり「自由労働者」になっていったからだ。

表5にある通り、厚生省統計によると、1945年3月末基準で1939年以来の動員労働者のうち逃亡者が37%、22万2,225人にも上っている。それ以外に、期間満了帰還者5万2,108人、不良送還者1万5,801人、その他8,904人となっている。ちなみに事業場現在数、すなわち戦時動員された事業所で働いている数は28万8,488人で、戦時動員者の合計が58万7,526人とされている。なお、表4の厚生省統計では、1945年3月末基準で1939年からの総計は66万1,684人、官斡旋開始後の1942年からの小計で51万4,548人だ。数字が一致しない理由は不明だが、逃亡者の比率などについては大きな差がないと思われる。(註32)

約4割が逃亡していることを理由にして、たこ部屋のような過酷な待遇で厳しい労働をさせていたという説明がよくされている。しかし、多くの逃亡者は朝鮮に帰らず、他の職場で働いていた。先述のように、戦時動員者になりすまして内地に渡航し、すぐ逃げ出してあらかじめブローカーから誘われていた別の職場に移る者さえいた。

逃亡を防ぐため、集められた労働者は50人から200人の隊に編成され、隊長その他幹部を決め統制をとり、団体で引率され渡航した。隊編成は、炭鉱などに就労してからも維持され、各種の訓練が実施された。

しかし、実状は、動員先の炭鉱で働く意志のない者、すなわち渡航の手段として官斡旋を利用し、内地に着いたら隙を見て逃亡しようと考えている者が60%であったという、次のような驚くべき調査結果さえ残っている。

労働科学研究所によってなされたその調査は、1942年1月上旬から2週間、福岡県筑豊炭田で実施された。その退職事情の項を紹介する。(註33) なお、引用文中に「昭和十四年十月の移住半島人渡航許可」という表現がある。ここから、当時、「自由募集」のことを、それまで制限的だった朝鮮人の内地への就労のための渡航が許可された措置、と理解している。それだけ、出稼ぎ渡航をしたい希望者が多かったのだ。

〈昭和十四年十月の移住半島人渡航許可以来、昭和十六年末までの間にE炭鉱〔調査対象の6つの炭鉱の一つ。地方財閥経営。以前から朝鮮人労働者を受け入れていた・西岡補〕に移住渡航した半島人は約三、〇〇〇名であるが、この内十六年末在籍率は一、二二二人にして、退職者は一、七七八人即ち退職率は実に五九・二六%である。又第一回目の移住渡航者は九六人であるが、契約期間たる二ヶ年在籍したものは三六名のみで、他の六〇名は退職した。即ち六二・五%の退職率である。〉

これについて調査対象炭礦労務当局者との意見交換によれば、次の如き原因によるものと推定された。即ち

- (1) 便乗渡航者が多く(六〇%程度は然らんと推定されている)これらが渡航の手段として来礦し、やがて退職するにいたる。即ち現在半島から内地に出稼ぎするには、この「移住」に応募して渡航するのである。この結果内地炭坑に出稼ぎ先を求める意志の無い者も渡航費用会社負担の「官費官許旅行」を利用する者が多い。これが退職率の高いことの最も有力な原因と目されている。これは調査炭礦当局の全部によつて確認されている。
- (2) 所謂誘惑の多いこと。人集めを業とする者の引き抜きが激しいこと。これは所謂誘惑に乗ぜられる労務者側に対する使用者側の用意の不足並に炭礦に於ける労務者採用方式の旧式なること、特に移住許可に対する需要が只に炭坑並に土建産業のみに限らず又これら産業の内部に於ける需要が旺盛であるにも拘わらず、現実に許可割当せらるゝ場合、その許可割当が重点的に許可せられ、許可洩れになる事業場又は需要と許可との間に大きな開きのある事業場の多い結果、これら劇しき需要を希望する側の事業場が、渡航を完了した労働力を、宛も一つの「労力給源」の如く看做して、これに働きかけること等に分けて、この「誘惑」が説明されている。〉

この調査は官斡旋が始まったばかりの時期のものだが、官斡旋が3年目に入る1944年1月にも、同じ趣旨の報告が専門雑誌『社会政策時報』に掲載されている。(註34) そこで朝鮮人労務問題の専門家である小野寺哲四郎氏は、逃亡の原因として以下の7つを上げ

た。(1) 外部からの高賃金、豊富な食料等による誘惑、(2) 当初より逃走を予定、(3) 坑内作業嫌悪、(4) 賃金不平、(5) 食糧不足、(6) 規律生活嫌悪、(7) 官斡旋の結果、無理に供出せられたるものの郷愁(ホームシック)。小野寺氏はそのうち(1)を「逃走者の半数はこれによる」と断定し、「一人の半島人労働者の労働市場における市価は三〇乃至五〇円だ、とは、世上公然といわれている」と記している。ブローカーが動員労働者を引き抜いて、三〇円から五〇円を受け取っていたということだ。それくらい需要があった。

1944年9月、戦局が悪化し、空襲の危険がある内地への渡航希望者が減るなか、朝鮮では軍属に限り1941年から適用されていた徴用令が、全面的に発令された。

また、すでに内地に渡航し、動員現場にいた労働者らにもその場で徴用令がかけられ、なんとか逃亡を防ごうとした。しかし第1章で書いたとおり、終戦の際、動員現場にいた者は、動員数の半分以下の32万2890人(厚生省統計)と報告されており、法的強制力を持つ徴用令もそれほど効果を上げられなかった。

つまり、官斡旋と徴用によるかなり強制力の強い動員が実施されたこの時期でも、渡航後4割近くが逃亡したため、巨大な出稼ぎ労働者を炭鉱などに送り込む流れをつくろうとした動員計画は、事実上、失敗したと言える。

◆動員計画は失敗

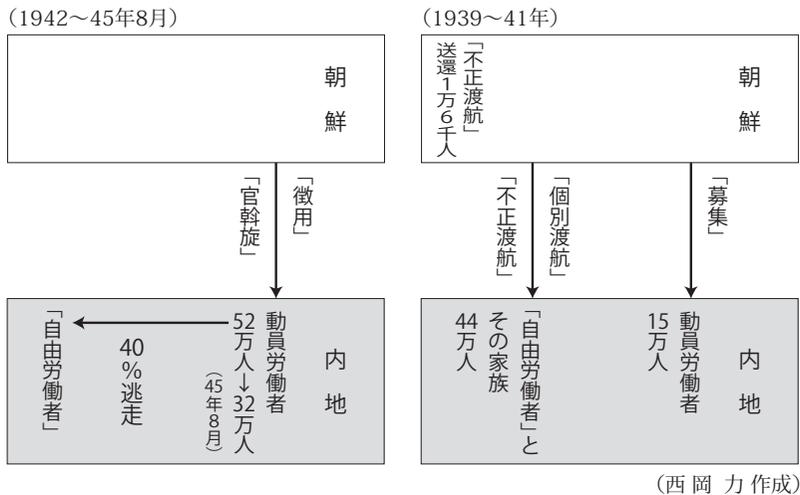
これまで、様々な統計数字を使いながら、1939年から1945年まで実施された朝鮮人内地移送計画の実態が、「強制連行」などというものではなかったことを論証してきた。最後に、1945年8月の時点の状況を概観する。

計画期間中、在日人口は80万から200万にと、120万人増加する。このうち32万人が終戦時における戦時動員労働者である。その他に、内地には11万人の軍人・軍属として動員された朝鮮人がいた。これ以外の77万人は動員計画の外、すなわち自分の意志により内地で暮らすようになった者とその家族だ。そこには「募集」「官斡旋」「徴用」で渡日した後、契約期間中逃走したか、契約終了後再契約に応じず、朝鮮に帰ることもせず、そのまま内地に居座った者たちも相当数含まれる。

一方、厚生省統計によると、1939年以降、動員計画によって内地に移入された朝鮮人労働者総数は、1945年3月末で66万人であり、同年4月から8月までの同省推定の6,000人を加えると、67万人である。32万人が終戦時に動員現場にいた数だから、残り35万人だ。表4をみると、1944年の内地朝鮮人人口増加数が5万4,387人で、動員数はその5倍を超える28万0,304人だった、内地朝鮮人人口増加数より動員数が多かったのは、この年だけだ。9月から徴用が適用されたこの時期、戦時動員の期間の中で最も多い動員が行われた一方、戦禍を逃れ、多数の出稼ぎ移民や動員契約終了者や途中逃亡者が帰還するという、激動の人の流れがあった。(統計上の違いで、動員人数は44年4月から45年3月までの数字だから、計算は厳密ではない)。

本論文が使った数字は、何種類もある統計数字から便宜上1つを選び出したものであり、計算結果は傾向を見るために使う概数であることを付記しておく。

図1 戦時動員の概念図



結 論

朝鮮人の戦時動員に関する筆者の統計的分析の結論は、以下の通りだ。

1939年から1945年まで、国家総動員法に基づき実行された朝鮮人労働者の戦時動員の本質は、個別出稼ぎにより建設現場などで働こうとしていた、雪崩のような大量の人の流れを統制して、比較的人気がないが戦争遂行のために必要な炭鉱、金属鉱山などに動員しようとした政策であった。その統制はうまくいかなかった。

1. 国家総動員法にもとづき立てられた「朝鮮人内地移送計画」は、ほっておいても巨大な人の流れが朝鮮から内地に向かうという状況の中、戦争遂行に必要な産業に朝鮮の労働力を効率よく移送しようとする政策だった。
2. 前期、1939年から41年までの募集の時期は、動員渡航者は14万人だったが、個別渡航者が44万人いた。つまり、計画外に約3倍が勝手に渡航し、動員計画は失敗した。同時期、動員数の10%を超える1万6千人を不正渡航者として、内地から朝鮮に送還していた。
3. 後期、42年から45年までの官幹旋と徴用の時期は、個別渡航者はほとんどなくなったが、動員渡航者52万人の37%にあたる22万人が動員現場から逃亡して、動員計画とは別の職場で働いていた。やはり計画は順調には進まなかった。
4. 朝鮮の労働力を戦争遂行に必要な産業に効率よく移送しようとする戦時動員計画は、計画とは関係なく自分たちが望む職場で働きたいという多くの朝鮮人労働者のため、成功しなかった。これが実態だ。
5. 平和な農村からいやがる青年を無理やり連れて行って、奴隷のように酷使したという「強制連行」イメージは、二重の意味で事実ではない。第一に、朝鮮人労働者は内地で働きたがっていた。無理やり連行したのではない。第二に、彼らの多くは日本政府の戦争遂行のための統制に従わず、勝手に就労した。

註

はじめに

- 註1 韓国・青瓦台ホームページ掲載の韓国語原文から西岡が翻訳。http://www1.president.go.kr/articles/524
- 註2 拙稿「歴史認識問題とは何か」『歴史認識問題研究』創刊号参照
- 註3 拙著『日韓誤解の深淵』亜紀書房、1992年、207頁
- 註4 筆者もくり返しその議論をしてきた。拙著『日韓「歴史問題」の真実』PHP研究所、2005年など参照。
- 註5 『朝鮮日報』2017年7月28日。なお、柴田氏らの主張のおかしさについては、ウェブサイト「軍艦島の真実（www.gunkanjima-truth.com）」を参照。

第1章

- 註6 野中広務自民党幹事長（当時）は、2000年9月20日の自民党本部での記者会見で、次のように語った。
「かつてわが国が三十六年間植民地支配をした時代に、朝鮮半島から（強制）連行してきた人たちが、今七十万人といわれる在日を構成している。一世はかつて、日本国民として創氏改名をさせられ、兵役にも従事し、日本国民として困難な時代を乗り切ることになった。従って、日本社会に貢献し義務を果たした一世やその子孫にわが国の地方参政権を与えることは、日本が国際国家としてありうる道でないかと一人の政治家として考える」、『産経新聞』平成12年9月21日。
野中広務『老兵は死なず 野中広務 全回顧録』文藝春秋、平成15年、283～284頁では、戦時中、野中の家には朝鮮人女性の子守りがいたが、その両親は朝鮮から強制連行されてきて、野中の自宅の近くの兵器工場で働いていたと記している。
- 註7 『請求権白書』（韓国）経済企画院、1976年、7～8頁。原文韓国語。西岡力訳。なお、前掲『日韓誤解の深淵』216～217頁に拙訳で、同白書の主要部分の日本語訳が掲載されている。
- 註8 筆者は1982年から84年まで在韓日本大使館専門調査員として韓国で勤務したが、その際、当時ソウルに在住されていた森田先生と親しく交わり、多くのご教示を得た。先生は現代史研究者の使命について、次のように述べておられた。「将来のために、現代の重要な事件の記録資料を収集整理して保存するとともに、関係者の体験をまとめて記録しておくことであります」『現代コリア』1987年6月号、現代コリア研究所。
- 註9 森田芳夫『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』明石書店、1996年。同書には以下の3篇の論文が収録されている。「数字から見た在日朝鮮人」『外務省調査月報』1巻9号、外務省アジア局北東アジア課、1960年12月。「戦前における在日朝鮮人の人口統計」『朝鮮学報』48号、朝鮮学会、1968年7月。「戦後における在日朝鮮人の人口現象」『朝鮮学報』47号、朝鮮学会、1968年5月。
- 註10 本稿では、前掲『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』の33頁の「第1表 人口推移（1911年～1960年7月）」を「表1 在日朝鮮人人口の推移（1911年～1960年7月）」とした。同書74頁の「第8表 朝鮮人労務者の日本内地渡航論止（1925年10月～1938年）」を「表2 朝鮮人労務者の日本内地渡航論止（1925年10月～1938年）」とした。同書75頁の「第9表 「不正渡航」と朝鮮送還（1930～42年）」に筆者が総数と戦時動員期間1939～42の合計数を計算して加筆したものを「表3 「不正渡航」と朝鮮送還（1930～42年）」とした。それぞれ同書の注も含めて引用した。なお、表4と図1は、筆者が作成した。
- 註11 表1にあるとおり、1952年末現在の外国人登録による在日朝鮮人数は53万5065人だった。
- 註12 「日本帝国統計年鑑」による。前掲書71頁参照。
- 註13 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』「法務研究報告書」第43集第3号法務研修所、1955年7月、69頁の注16。前掲書157頁からの再引用。
- 註14 1945年10月、第88回臨時国会提出の「大東亜戦争終戦に関する資料」所収の厚生省「大東亜戦争下における勤労状況」。前掲書68頁。
- 註15 引揚援護庁調査。前掲書175頁。
- 註16 前掲『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』65頁。

- 註17 前掲書17頁。韓国の学界では、日本の植民地統治に関して抑圧と搾取という側面だけでなく、投資と開発という側面からも見るべきだという議論が活発になされている。日本語でその成果を読むなら、さしあたり李栄薫『大韓民国の物語』永島広紀訳、文藝春秋、2009年を参照してほしい。たとえば、農業の生産性を例に挙げると、1910年には水田1ヘクタール当たりのコメの収穫は1・15トンだったが、1933年には1・6トンまで約4割も向上した。生産性の向上がなければ人口の急増は不可能だ。日本の統治がたったの35年で、朝鮮人人口を2倍以上に急増させたという事実は、もっと多くの人に知られてもよいと思う。
- 註18 確かに、生産性は向上したが、水田1ヘクタール当たりのコメの収穫で比べても、同じ1933年の日本内地では、朝鮮の2・5倍にあたる4トンもとれていた。1930年の朝鮮総督府の統計によると、朝鮮の農家総戸数の48%にあたる125万戸が春窮農家、すなわち秋の収穫を冬に食べ尽くし、春に食糧に事欠く農家だとされていた。
- 註19 1935年末で5万以上の人口を持つ都市は日本内地に87あったが、朝鮮にはわずか6しかなかった。
- 註20 前掲書18頁。
- 註21 前掲書66頁。
- 註22 南朝鮮労働党元幹部の朴甲東氏から、筆者が直接聞いた体験談。朴氏は1919年名門兩班の地主の次男として生まれ、1930年代渡日して早稲田大学に留学した。この体験談は留学中のことだと思われるが、正確な時期は聞かなかった。
- 註23 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』「法務研究報告書」第43集第3号法務研修所、1955年7月、38頁。

第2章

- 註24 前掲『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』76表の第12表から再引用。
- 註25 前掲書72頁には「第3表 朝鮮人の日本内地渡航・帰還（1917～45年）」が収録されているが、日本内地統計と朝鮮総督府統計に開きがあり、また人口増数と自然増数の差とも開きがあるので、本論文ではそれらの数字は採用しなかった。
- 註26 FとGは前掲書75頁第11表より再引用。
- 註27 朝鮮総督府財務局「第86回帝国議会説明資料」。新井佐和子『サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか』草思社、1998年、49頁。
- 註28 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第4巻』三一書房、1976年、に収録されている。
- 註29 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 別巻第1集』アジア問題研究所、1981年、として復刻出版された。
- 註30 前掲『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』68頁。
- 註31 1945年8月の在日朝鮮人人口については本論文註12参照。
- 註32 前掲書175頁。
- 註33 「炭鉱における半島人労務者」労働科学研究所、1943年。朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第5巻』三一書房、1976年、に収録されている。
- 註34 小野寺哲四郎「炭鉱に於ける當面の労務事情」『社会政策時報』第280号、17頁、1944年1月、協調会。原文は旧字、旧かな。

文献目録

徴用工問題（朝鮮人・中国人「強制連行」）に関する文献目録（1）
（2000年以前）

凡例：本文献目録は、徴用工問題（朝鮮人・中国人「強制連行」）に関する戦後の文献を、カテゴリー別に分類し、同一カテゴリーの中で、発行年月の古いものから列挙したものである。カテゴリーとしては、1（資料・資料集）、2（証言・証言集）、3（運動団体記録・資料）4（戦時徴用一般）、5（「強制連行」「強制労働」一般）、6（朝鮮人「強制連行」）、7（中国人「強制連行」）、8（戦後補償・戦後補償裁判）に分けた。

殆どの文献は「強制連行」「強制労働」の立場に立つものだが、そうでない文献については、一括して4のカテゴリーに分類した。3は特定運動団体の記録・資料類、5は6と7の両者にまたがるもの、もしくはどちらに属するか不明の文献であり、9は「強制連行」にまつわる戦後補償裁判に関する文献である。尚、本目録中の「強制連行」のカテゴリーには、「慰安婦強制連行」は含んでいない。

（勝岡寛次）

1 資料・資料集

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	近藤劔一編	『太平洋戦下の朝鮮』5（朝鮮近代史料朝鮮総督府関係重要文書選集 第7-8）	朝鮮史料編纂会	1964
2	石川準吉	『国家総動員史』資料編第1 第3 第4 第5 第7 第9	国家総動員史刊 行会	1975 1975 1976 1977.3 1978.3 1980.2
3	朴慶植編	『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻 第5巻（1943年～1945年）	三一書房	1976
4	朴慶植編	『朝鮮問題資料叢書』第1巻（戦時強制連行・労務管理政策1） 第2巻（戦時強制連行・労務管理政策2） 第3巻（在日朝鮮人の生活状態(解放前)） 第12巻（日本植民地下の在日朝鮮人の状況） 第13巻（日本敗戦前夜の在日朝鮮人の状況）	アジア問題研究 所	1982.9 1981.11 1982.2 1990.9 1990.3
5	田中宏ほか 解説	『資料中国人強制連行』	明石書店	1987.6
6	長沢秀編	『戦時下常磐炭田の朝鮮人鉱夫殉職者名簿—1939.10～1946.1』	長沢秀（私家版）	1988.2
7	金英達・飛 田雄一編	『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集 1990』 『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集 1991』 『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集 1992』 『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集 1993』 『朝鮮人・中国人強制連行・強制労働資料集 1994』	神戸学生青年セ ンター出版部	1990.9 1991.7 1992.7 1993.7 1994.7

8	松村高夫	「第2次世界大戦期の朝鮮人強制連行・強制労働（資料）」	『三田学会雑誌』 83-3	1990.10
9	田中宏ほか 編	『資料中国人強制連行の記録』	明石書店	1990.12
10	戦後補償問題研究会編	『戦後補償問題資料集』第1集 第2集 第3集（「軍事動員」関係資料集） 第4集（「兵力動員実施」関係資料集） 第5集（関連新聞スクラップ集）	戦後補償問題研究会	1990.12 1991.5 1991.7 1991.10 1991.10
11	林えいだい 監修・責任 編集	『戦時外国人強制連行関係資料集』2（朝鮮人1） 『戦時外国人強制連行関係資料集』3（朝鮮人2） 『戦時外国人強制連行関係資料集』4（中国人・朝鮮人・オランダ人・イギリス人）	明石書店	1991.1 1991.9 1991.11
12	花岡問題全国連絡会編	『中国人強制連行・暗闇の記録—資料』	花岡問題全国連絡会	1991.7
13	戦後補償問題研究会編	『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』	明石書店	1991.10
14	朝鮮人強制連行真相調査団編	『朝鮮人強制連行真相調査団全国交流集会資料集』（資料集1） 『各地の朝鮮人強制連行真相調査団の活動—1990年11月16日以降～1992年3月31日までの報道記事から』（資料集2） 『朝鮮人強制連行真相調査団全国連絡協議会・中央本部の活動[1992]』（資料集3） 『朝鮮人強制連行真相調査団1970年代の活動—北海道・九州・東北の新聞報道・復刻版』（資料集4） 『朝鮮人強制連行真相調査団全国連絡協議会・中央本部の活動[1994]』（資料集7） 『国連決議と植民地支配、強制連行—1905年条約は無効、慰安婦問題は犯罪』（資料集8） 『問われる戦争責任』（資料集11） 『真相究明と被害者の尊厳回復』（資料集13）	朝鮮人強制連行真相調査団	1992.1 1992.4 1992.4 1992.5 1994.5 1995.5 1997.3 1998.8
15	長沢秀編／ 解説	『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集—石炭統制会極秘文書 復刻版』	緑蔭書房	1992.6
16	飛田雄一	『十五年戦争重要文献シリーズ 第12集』（特殊労務者の労務管理）	不二出版	1993.5
17	梁泰昊編	『朝鮮人強制連行論文集成』	明石書店	1993.6
18	洪祥進	「日本の戦後処理問題に関する平壤国際会議（1993年11月7～8日）—一会議で採択された報告書 日本への朝鮮人強制連行と強制労働の実態」	『月刊朝鮮資料』 34-1（392）	1994.1
19	鈴木二郎	「資料 日本戦後処理問題に関するピョンヤン国際シンポジウム」	『労働運動研究』 291	1994.1
20	田中宏、松 沢哲成編著	『中国人強制連行資料—「外務省報告書」全五分冊ほか』	現代書館	1995.4
21	樋口雄一 編・解説	『協和会関係資料集—戦時下における在日朝鮮人統制と皇民化政策の実態史料』増補新版	緑蔭書房	1995.6

22	長沢秀編	『戦時下強制連行極秘資料集 石炭産業内部文書 東日本篇』	緑蔭書房	1996.6
23		「日本国家による朝鮮人強制連行は超特大の拉致犯罪である—日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会の告訴状（1998年6月22日）」	『月刊朝鮮資料』38-8（447）	1998.8
24	高野真幸編	『朝鮮人強制連行・強制労働ガイドブック—資料集 奈良編1』	みずのわ出版	1998.9
25		『華人労務者就労顛末報告書—神戸港における中国人強制連行資料 復刻版』（原本 1946 刊）	神戸・南京をむすぶ会	1999.6
26	高野真幸編	『朝鮮人強制連行・強制労働ガイドブック—天理・柳本飛行場編』	奈良県での朝鮮人強制連行等に関わる資料を発掘する会	1999.9
27	樋口雄一編・解説	『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集—太平洋戦争下朝鮮における戦時労務動員の実態を示す初の基礎資料集』2	緑蔭書房	2000.7
28	野添憲治	『中国人強制連行・花岡事件関係文献目録』	能代文化出版社	2000.11

2 証言・証言集

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1		日本人の朝鮮人に対する虐待と差別—植民地支配と強制連行の記録：日本人 100 人の証言と告白	『潮』144	1971.9
2		日本で中国人は何をされたか—強制連行された中国人と加害者日本人 100 人の証言（特別企画）	『潮』153	1972.5
3	大山良造	「九州地方朝鮮人強制連行の証言 1—怨歌」	『部落解放』58	1974.8
4	大山良造	「九州地方朝鮮人強制連行の証言 2—死をかけた抵抗」	『部落解放』59	1974.9
5	大山良造	「九州地方朝鮮人強制連行の証言 3—元労務係」	『部落解放』60	1974.10
6	金贊汀編著	『証言朝鮮人強制連行』	新人物往来社	1975
7	長沢秀	「ある朝鮮人炭鉱労働者の回想」	『在日朝鮮人史研究』4	1979.6
8	野添憲治	『聞き書き花岡事件』	無明舎出版	1983.3
9	野添憲治	『証言・花岡事件』	無明舎出版	1986.7
10	野添憲治	『聞き書き花岡事件』	お茶の水書房	1990.6
11	朝鮮人強制連行真相調査団編	『強制連行された朝鮮人の証言』	明石書店	1990.8
12	刊行委員会編	『証言する風景—名古屋発／朝鮮人・中国人強制連行の記録 写真集』	風媒社	1991.8
13	野添憲治	『聞き書き花岡事件』増補版	御茶の水書房	1992.4
14	林えいだい	『松代地下大本営—証言が明かす朝鮮人強制労働の記録』	明石書店	1992.8
15	橋本学、柴田巖	「中国人強制連行の傷痕・広島の場合—中国・河北省での聞き取り調査を終えて」	『月刊状況と主体』205	1993.1
16	友井公一	「北朝鮮での強制連行聞き取り調査を終えて」	『ひょうご部落解放』49	1993.1
17	野添憲治	「中国人強制連行被害者の証言」	『望星』24-1	1993.1

18	野添憲治	『花岡事件を見た二〇人の証言』	御茶の水書房	1993.6
19	徐春坤（達山義治）	「[聴取り]戦時下における一朝鮮人徴用工の労働と生活」	『専修経済学論集』28-1	1993.7
20	鄭鴻永	「住友電工伊丹製作所と朝鮮人—ある在日徴用工の証言を追跡して」（『在日朝鮮人90年の軌跡—続・兵庫と朝鮮人』）	神戸学生青年センター出版部	1993.12
21	日本中国友好協会企画	『証言中国人強制連行』（ビデオカセット1巻）	日本電波ニュース社	1995.4
22	日本中国友好協会編著	『証言中国人強制連行—ビデオ「証言中国人強制連行」ガイドブック』	日本中国友好協会	1995.7
23	松田素二	「変奏する二つの記憶—韓国人元三菱徴用工被爆者の戦争の語り」	『インパクション』99	1996.10
24	谷勝三	「歴史から抹消された人々—千葉における強制連行の実態の聞きとり調査より」	『進歩と改革』5（545）	1997.5
25	三浦幸夫	「中国人強制連行の「証言」から学ぶ—強制連行を創作劇に」	『生活教育』49-8	1997.8
26	田辺敏雄	「旧日本軍将校が証言する「中国人8000人強制連行」のウソ」	『正論』301	1997.9
27	坪内廣清	『「募集」という名の強制連行—聞き書きある在日一世の証言』	彩流社	1998.2
28	鄭晰仁	『当事者が書いた強制連行—北海道・聞に消えた十一人』	彩流社	1999.8
29	樽美政恵	「大阪地裁で朝鮮人の元徴用工が証言」	『労働運動研究』368	2000.6
30	玉井久也	「別子銅山中国人強制労働の実態—中国での聞き取り調査報告」	『季刊中国』63	2000.冬

3 運動団体記録・資料

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	朝鮮人強制連行真相調査団編	『朝鮮人強制連行強制労働の記録 北海道・千島・樺太篇』	現代史出版会	1974
2	朝鮮人強制連行真相調査団編著	『朝鮮人強制連行調査の記録 四国編』 『朝鮮人強制連行の記録 大阪編』 『朝鮮人強制連行の記録 兵庫編』 『朝鮮人強制連行調査の記録 中部・東海編』	柏書房	1992.5 1993.5 1993.11 1997.3
3	朝鮮人強制連行真相調査団編	『検証・朝鮮植民地支配と補償問題』	明石書店	1992.8
4	同団編著	『朝鮮人強制連行調査の記録—山口編 中間報告』	山口県朝鮮人強制連行真相調査団	1994.5
5	同団準備会編著	『秋田県朝鮮人強制連行真相調査団準備会会報』（1～5号合本）	秋田県朝鮮人強制連行真相調査団準備会	1996-1997

6	共和国政府 代表団李徹	「日本政府は従軍慰安婦犯罪の法的責任を認め、国家補償をすべきである—国連人権委での共和国代表団と朝鮮人強制連行真相調査団の活動」	『月刊朝鮮資料』36-6 (421)	1996.6
7	同団	『秋田県朝鮮人強制連行真相調査団会報』(6~85号合本)	秋田県朝鮮人強制連行真相調査団	1997-2016
8		「【資料】朝鮮人強制連行真相調査団第6回全国交流会のアピール」	『月刊朝鮮資料』38-4 (443)	1998.4
9	同団編	『遥かなるアリランの故郷—栃木県朝鮮人強制連行真相調査の記録』	栃木県朝鮮人強制連行真相調査団	1998.10

4 戦時徴用一般（「強制連行」「強制労働」と立場を異にする文献）

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	大蔵省管理局	「戦争と朝鮮統治」(『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻第10冊朝鮮編第9分冊第21章)	大蔵省管理局	1947.12
2	森田芳夫	『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(「法務研究報告書」第43集第3号)	法務研修所	1955.7
3	外務省	「在日朝鮮人の渡来および引揚げに関する経緯、とくに、戦時中の徴用労務者について」(1959.7.11)	『外務省発表集』10	1960.2
4	森田芳夫	「数字から見た在日朝鮮人」	『外務省調査月報』 1-9	1960.12
5	西岡孝男	「日本における朝鮮人労働者」(『日本の労使関係と賃金』第三章第五節)	未来社	1966
6	田中直樹	「第二次大戦前夜の炭鉱における朝鮮人労働者—石炭連合会資料を中心にして」	『朝鮮研究』72	1968.4
7	森田芳夫	「戦後における在日朝鮮人の人口現象」	『朝鮮学報』47	1968.5
8	森田芳夫	「戦前における在日朝鮮人の人口統計」	『朝鮮学報』48	1968.7
9	石川準吉	『国家総動員史』上巻 下巻 増補改訂版 補巻	国家総動員史刊行会	1983.2 1986.10 1987.10
10	編集委員会 編	『厚生省五十年史』	厚生問題研究会	1988.5
11	宮秋算梧	『舞鶴第三海軍火薬廠徴用工員日記—自昭和18年6月31日至昭和20年8月31日』	(私家版)	1990.1
12	新井佐和子	「サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか」	『現代コリア』303	1990.7
13	新井佐和子	「再度の「サハリン裁判」提訴に思う」	『現代コリア』305	1990.10
14	鄭忠海	『朝鮮人徴用工の手記』(井下春子訳)	河合出版	1990.11
15	近藤正巳	「日中戦争下の軍夫動員と徴用忌避の実態」(『植民地台湾の研究—同化と抵抗をめぐる』第四章第二節)	(筑波大学博士論文)	1990
16	新井佐和子	「「サハリン残留韓国人」を生んだのはソ連だ」	『諸君!』23-5	1991.5
17	新井佐和子	「「被害者」を煽る一部日本人—サハリン韓国人問題」	『現代コリア』316	1991.11

18	片岡正巳ほか	『間違いだらけの新聞報道—限りなき虚報のさまざま 南京大虐殺事件・万人坑問題』	閣文社	1992.5
19	新井佐和子	「大沼保昭著「サハリン棄民」を批判する」	『現代コリア』327	1992.12
20	新井佐和子	「サハリン韓国人帰還運動の真実」1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 完	『現代コリア』332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 343 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354	1993.6 .7 .8 .10 .11 .12 1994.1 .2 .4 .5 .7 .10 .11 .12 1950.1 .3 .4 .5 .6 .7 .8
21	新井佐和子	「謝罪すればするほど悪くなるサハリン韓国人問題」	『現代コリア』337	1993.12
22	田辺敏雄	『「朝日」に貶められた現代史—万人坑は中国の作り話だ』	全貌社	1994.1
23	田辺敏雄	「中国側の完全な創作—「万人坑」」	『諸君』26-5	1994.5
24	新井佐和子	「「サハリン残留補償」をデッチ上げたのは誰だ」	『正論』268	1994.12
25	森田芳夫	『数字が語る在日韓国・朝鮮人の歴史』	明石書店	1996.6
26	田辺敏雄	「「平頂山事件」「万人坑」にみる教科書と報道の不誠実」	『正論』294	1997.2
27	新井佐和子	『サハリンの韓国人はなぜ帰れなかったのか—帰還運動にかけたある夫婦の四十年』	草思社	1998.1
28	新井佐和子	『『広辞苑』が載せた「朝鮮人強制連行」のウソ』	『正論』309	1998.5
29	新井佐和子	「「朝鮮人強制連行」という言葉の本当のオソロシサ」	『草思』1-6 (2)	1999.6
30	西岡力	「戦後補償の欺瞞」	『月曜評論』6 7	2000.6 2000.7
31	西岡力	「朝鮮人「強制連行」説の虚構」(上) (中) (下) (承前)	『月曜評論』8 9 10 11	2000.8 2000.9 2000.10 2000.11
32	新井佐和子	「「朝鮮人百万人強制連行」のウソ」	『現代コリア』404	2000.9
33	西岡力	「終戦後の朝鮮人引き揚げ事業の実情」	『月曜評論』12	2000.12

5 「強制連行」「強制労働」一般

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	法政大学大 原社会問題 研究所編	「強制労働と労働強化」(『太平洋戦争下の労働者状態』 第四編第一章)	東洋経済新報社	1964
2	加藤佑治	「国家総動員法の根幹＝徴用規定の出現—日本における 「全般的労働義務制」成立の問題によせて」(1)(2・ 完)	『専修経済学論集』2, 3	1966.9 1967.4
3	新藤東洋男	『太平洋戦争下における三井鉱山と中国・朝鮮人労働者 —その強制連行と奴隷労働』(第2版増補)	人権民族問題研究会	1973
4	供野周夫	「戦時中の空知における朝鮮人、中国人の強制労働の実 態」	『歴史地理教育』214	1973.8
5	鈴木隆史	「労働力・兵力動員と強制連行」(『岩波講座日本歴史』 21、「戦時下の植民地」二3)	岩波書店	1977.1
6	新藤東洋男	「三井三池鉱山と朝鮮人・中国人労働者の強制雇傭」(『大 牟田の近現代史—鉱工業都市の過去と現在』)	大牟田の教育・文化を考 える会	1977.5
7	北海道歴史 教育者協議 会編	「朝鮮人、中国人強制連行・労働」(『掘る—北海道の民 衆史掘りおこし運動』)	あゆみ出版	1977.8
8	小池喜孝	「伊藤昭一さんが撮りつづけた北海道の強制労働」(グラ ビア解説)	『労働運動』152	1978.8
9	オホーツク 民衆史講座 編	「強制連行された中国人、朝鮮人との連帯」(『民衆史運 動—その歴史と理論』)	現代史出版会	1978.8
10	相沢一正	「茨城県における朝鮮人・中国人強制連行に関するノー ト」	『茨城県立歴史館報』9	1982.3
11	大城美知信 新藤東洋男 共著	「三井三池鉱山と朝鮮人・中国人の強制労働」(『わたし たちのまち三池・大牟田の歴史』)	古雅書店	1983.6
12	盛岡武雄、小 野寺正巳編 著	「朝鮮人・中国人の強制連行・強制労働」(『学習資料北 海道近代のあゆみ—民衆の歴史を学ぶ』)	空知民衆史講座	1984.5
13	大町雅美	「外国人に対する強制労働」(『栃木県の百年』県民 100 年史9)	山川出版社	1986.7
14	戸島昭	「徴用・動員・強制連行—戦時山口県下の工場労働者」	『山口県文書館研究紀 要』14	1987.3
15	室蘭氏史編 纂委員会編	「朝鮮人・中国人の強制労働」(『新室蘭市史』第4巻第 四章第六節)	室蘭市	1987.8
16	沢田猛	「黒い肺を追う—旧産炭地からの報告6—強制連行」	『技術と人間』16・11	1987.11
17	田中宏	「なぜ日本は過去の清算から逃げるのか—朝鮮人・中国 人強制連行の今日的課題」	『エコノミスト』68・34	1990.8.21

18	田中宏	「強制連行問題全国連絡会議の発足—市民運動と国会議員をつなぐ」	『歴史評論』496	1991.8
19	松本市史近代・現代部門編集委員会編	『松本市における戦時下軍事工場の外国人労働実態調査報告書』	松本市	1992.3
20		『長野県松本市里山辺における朝鮮人・中国人強制労働の記録—平和のためのガイドブック』	里山辺朝鮮人・中国人強制労働調査団	1992.7
21	松本正徳	「石炭産業における戦中期労務管理の一断面—強制連行労働者の労務管理の実態」	『中央大学企業研究所年報』13	1992.7
22	近藤泉	「平和のための朝鮮人・中国人、強制労働調査—長野県松本市里山辺の地下・半地下工場」	『Sai』4	1992.9
23	権太アイヌ史研究会編	『対雁の碑—権太アイヌ強制移住の歴史』	北海道出版企画センター	1992.10
24	石川逸子	「松本大本営と強制連行」	『国民文化』395	1992.10
25	松本正徳	「日本労務管理史断章 9(A)強制連行労働者の連行形態」 「日本労務管理史断章 9(B)強制連行労働者の使役と管理」 「日本労務管理史断章 10 完 強制連行労働者の抵抗運動と解放」	『商学論纂』34-2/3 34-4 35-1/2	1993.1 1993.2 1993.12
26	市原博	『戦時期の日本企業の外国人労働者労務管理の特質の実証的解明』	文部省科学研究費補助金研究成果報告書	1994-1995
27	同会編	『花岡事件展 95年6月報告集—中国人・朝鮮人強制連行「戦後50年」を考える』	花岡事件展実行委員会	1995.12
28	ICJ 国際セミナー東京委員会編	『裁かれるニッポン—戦時奴隷制 日本軍「慰安婦」・強制労働をめぐって』	日本評論社	1996.2
29	大畑龍次	「死んでも死に切れない元徴用工たち」	『労働運動研究』327	1997.1
30	静岡県編	「朝鮮人・中国人強制連行」(『静岡県史』第5章第4節)	静岡県	1997.3
31	新潟市史編さん近代史部会編	「徴用・動員・連行」(『新潟市史』通史編4、近代下、第3章第7節第3項)	新潟市	1997.3
32	函館市史編さん室編	「強制連行と捕虜問題」(『函館市史』通説編第3巻第5節3)	函館市	1997.3
33	松沢哲成	『戦時体制下における産業の再編成と労働力の再配置』	文部省科学研究費補助金研究成果報告書	1997-1998
34	高井三郎	「台湾の戦時動員体制」	『軍事研究』33-9	1998.9
35	松井潔	「強制連行・強制労働を考える全国集会」	『労働運動研究』348	1998.10
36	野添憲治	「強制連行された朝鮮人・中国人」	『情況 第二期』9-11(90)	1998.12
37	ゆき・ゆきえ	「第9回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流会(金沢)報告集」	『労働運動研究』357	1999.7
38	飛田雄一	「第一〇回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流会 in きゅうしゅう参加の記」	『在日朝鮮人史研究』29	1999.10

39	守谷敬彦	「日本敗戦直後の北海道石狩・空知炭田での被強制連行 中国人・朝鮮人の闘争」	『佐世保工業高等専門学 校研究報告』36	1999.12
40	松本克美	「強制連行・強制労働と安全配慮義務—合意なき労働関 係における債務不履行責任成立の可否」（一）（二・完）	『立命館法学』2 5	2000 2000
41	武富登巳男、 林えいだい 編	『異郷の炭鉱—三井山野鉱強制労働の記録』	海鳥社	2000.1
42	西成田豊	「朝鮮人・中国人強制連行と現代—歴史認識の方法によ せて」	『一橋論叢』123-2 (712)	2000.2
43	キム・ジョン ミ	「日本占領下の海南島における強制労働—強制連行・強 制労働の歴史の相対的把握のために」（1）（2）	『戦争責任研究』27 28	2000.3 2000.6
44	古庄正ほか	『日本企業の戦争犯罪』（強制連行の企業責任3）	創史社	2000.12
45	王紅艶	『満州国』の劳工に関する史的研究—華北地区からの入 満劳工を中心に』	（一橋大学博士論文）	2000

6 朝鮮人「強制連行」

a 朝鮮人「強制連行」一般

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	朴在一	「1939～45年8月間に於ける渡来（強制徴用期）」（『在 日朝鮮人に関する総合調査研究』第一章三の2D）	新紀元出版部	1957
2	李瑜煥	「戦時体制期に於ける渡日状況—一九三九～四五五年の 強制徴用期」（『在日韓国人五十年史—発生因に於ける 歴史的背景と解放後に於ける動向』第三章第二節（六））	新樹物産出版部	1960
3	朴慶植	「在日朝鮮人の歴史について—朝鮮人の強制連行を中 心に」	『朝鮮研究月報』12	1962.12
4	朴庚来、渡辺 博史	「強制徴用期にみる移住者の特質」（『在日韓国人社会 の総合調査研究』第一章第二節四）	民族文化研究会	1963
5	朴慶植	「太平洋戦争における朝鮮人強制連行」	『歴史学研究』297	1965.2
6	朴慶植	『朝鮮人強制連行の記録』	未来社	1965.5
7	日本読書新聞 社編	「誰のためのいくさ—太平洋戦争と強制連行」（『朝鮮 人』Ⅲ）	日本読書新聞出版社	1965
8	野村次郎	「日本人のなかの朝鮮人—朝鮮人強制連行の意味」	『国民文化』72	1965.11
9	中菌英助	「在日朝鮮人・その歴史と背景」（『日本の中の朝鮮』（シ リーズ・日本と朝鮮4））	太平出版社	1966.5
10	渡辺惣蔵	「太平洋戦争下の朝鮮人労働者問題」（『北海道社会運 動史』所収）	レポート社	1966
11		「暴力団狩りに名をかりた徴用策動」	『月刊朝鮮資料』8-8 (87)	1968.8
12	中島忠雄	「朝鮮人労務者強制連行・強制労働および放置遺骨の 跡をたずねて」	『歴史地理教育』176	1971.1

13	深川宗俊	『鎮魂の海峡—消えた被爆朝鮮人徴用工 246 名』	現代史出版会	1974
14	深川宗俊	「朝鮮人徴用工追跡の現場から」 1—消えた 246 人 2—「知っておかねばならぬ」こと 3—対馬 壱岐から韓国へ 4—「寝た子」を起こすことなのか 5 完—さわだちつづける鎮魂海峡	『朝日ジャーナル』 16-27 (800) 16-28 (801) 16-29 (802) 16-30 (803) 16-31 (804)	1974.7 1974.7 1974.7 1974.8 1974.8
15	琴乗洞	「日本軍国主義の朝鮮同胞強制連行と虐待の実態について (上) — “九州地方朝鮮人強制連行真相調査事業の報告に代えて”	『月刊朝鮮資料』 14-8	1974.8
16	山田昭次	「太平洋戦争下の朝鮮人強制連行と日韓問題」	『法学セミナー』 232	1974.12
17	後藤英一	「朝鮮・再侵略下の現実と反撃する表現—日本化学の韓国への公害輸出と朝鮮人強制連行の歴史」	『新日本文学会』 30-3	1975.3
18	藤田明郎	「帝国砂白金開発有限会社の成立—朝鮮人の強制労働」(『和寒今昔物語—父が子に語る郷土夜話』第十話)	みやま書房	1975
19	朴慶植	『天皇制国家と在日朝鮮人』	社会評論社	1976
20	琴乗洞	「東北地方における朝鮮同胞強制労働と虐待の実態について—宮城・岩手朝鮮人強制連行・強制労働調査事業に参加して」(上)(中その1)(中その2)	『月刊朝鮮資料』 16-4 16-8 16-9	1976.4 1976.8 1976.9
21		「朝鮮人労働者の「移入」とその実態」	『北海道開拓記念館研究報告』 4 (北海道における炭鉱の発展と労働者)	1978.3
22	大塚一二	「常磐炭鉱を中心とした戦中朝鮮人労働者について」	『東北経済』 64	1978.3
23	在日朝鮮人総連合会福岡県田川支部の人々	「強制連行と差別、そして統一への願望を語る—在日朝鮮人問題の原点」	『社会主義』 322	1978.10
24	新藤兼	「朝鮮人強制労働者のことなど—湯本」(『私のいわき地図』)	たいまつ社	1979.9
25	金賛汀	『火の慟哭—在日朝鮮人坑夫の生活史』	田畑書店	1980.1
26	山田昭次	「日立鉱山朝鮮人強制連行の記録」	『在日朝鮮人史研究』 7	1980.12
27	林えいだい	『強制連行・強制労働—筑豊朝鮮人坑夫の記録』	現代史出版会	1981.12
28	山田昭次	「福島県西部地方朝鮮人強制連行の記録」	『在日朝鮮人史研究』 9	1981.12
29	小寺初世子	「第二次世界大戦におけるいわゆる「朝鮮人徴用工」への未払賃金供託事件に関する法的考察—一般市民の蒙る戦争災害の救済」	『広島平和科学』 4	1981
30	桑原真人	「朝鮮人労働者の強制連行」(『近代北海道史研究序説』第四章第三節)	北海道大学図書刊行会	1982.5
31	戸塚秀夫	『第二次世界大戦下の在日朝鮮人—一つの事例調査をとおして』(「朝鮮問題」学習・研究シリーズ第 19 号)	「朝鮮問題」懇話会	1982.5
32	平林久枝	「敗戦前山梨県白根町に徴用で連行された朝鮮人」	『在日朝鮮人史研究』 10	1982.7
33	蔡晩鎮述、森岡武雄著	『はるかなる海峡—蔡晩鎮物語』	旭川出版社	1982.11

34	尼崎日朝問題研究会編	『かくされた北海道を見る—朝鮮人強制連行・アイヌ』	尼崎日朝問題研究会	1982.11
35	桑原真人	「朝鮮人労働者の強制連行」(『近代北海道史研究序説』第四章第三節)	北海道大が図書刊行会	1982.5
36	戸塚秀夫	『第二次世界大戦下の在日朝鮮人—一つの事例調査をとおして』(「朝鮮問題」学習・研究シリーズ第19号)	「朝鮮問題」懇話会	1982.5
37	吉田清治	『私の戦争犯罪—朝鮮人強制連行』	三一書房	1983.7
38	吉田清治	「朝鮮人の強制連行・強制労働」(日本資本主義裏面史—犠牲になった人々3)	『月刊社会党』338	1984.6
39	石田真弓	『故郷はるかに—常磐炭礦の朝鮮人労働者との出会い』	アジア問題研究所	1985.4
40	佐藤忠男	「朝鮮人強制連行の責任を問う」(シネマジャーナル1—加害者の映画 上)	『月刊総評』325	1985.1
41	岩本由輝	「朝鮮人に対する強制労働」(『山形県の百年』県民100年史6)	山川出版社	1985.8
42	朴慶植	『天皇制国家と在日朝鮮人』増補改訂版(天皇制論叢6)	社会評論社	1986.10
43	戸島昭	「徴用・動員・強制連行—戦時山口県下の工場労働者」	『山口県文書館研究紀要』14	1987.3
44	李興燮	『アボジがこえた海』	葦書房	1987.4
45	山田昭次	「朝鮮人強制連行と日本人」(旗田巍編『朝鮮の近代史と日本』)	大和書房	1987.5
46	金慶海ほか	『釜山と朝鮮人強制連行』	明石書店	1987.8
47	山田昭次	「朝鮮人強制労働の歴史的前提—筑豊炭田を主な事例として」	『在日朝鮮人史研究』17	1987.9
48	織井青吾	『いつか綿毛の帰り道—ある在日韓国人古老の死』	筑摩書房	1987.11
49	相沢一正	「朝鮮人強制連行とその労働・生活—岩手県六黒見釜山のばあい」(東敏雄・丹野清秋編『近代日本社会発展史論』)	ペリかん社	1988.3
50	林えいだい	『朝鮮海峡—深くて暗い歴史』	明石書店	1988.3
51	小冊子編集委員会編	『今も聞える藻岩の叫び—北電藻岩発電所建設工事』(札幌民衆史シリーズ2)	札幌郷土を掘る会	1988.11
52	県北の現代史を調べる会編	『朝鮮人強制労働の記録—戦時下広島県高暮ダムにおける』	三次地方史研究会	1989.7
53	小冊子編集委員会編	『海峡の波高く—札幌の朝鮮人強制連行と労働』(札幌民衆史シリーズ3)	札幌郷土を掘る会	1989.8
54	林えいだい	『消された朝鮮人強制連行の記録—関釜連絡線と火床の抗夫たち』	明石書店	1989.8
55	長澤秀	「新潟県と朝鮮人強制連行」	『在日朝鮮人史研究』19	1989.10
56	高賛侑	「笹の墓標—北海道に眠る強制連行朝鮮人」	『部落解放』304	1990.1
57	兵庫朝鮮関係研究会編	『地下工場と朝鮮人強制連行』	明石書店	1990.7
58	吉岡吉典	「過去の“反省”とはどういうことか—朝鮮人強制連行者名簿問題を中心に」	『文化評論』354	1990.8

59	深川宗俊	「ある強制連行朝鮮人徴用工の死」	『新日本歌人』45-8	1990.8
60	林えいだい写真・文 高崎宗司解説	『清算されない昭和—朝鮮人強制連行の記録』(グラフィック・レポート)	岩波書店	1990.9
61	辛基秀	「悪夢の時代と朝鮮人強制連行—住友金属鴻ノ舞鉱業所」	『ヒューマンライツ』31	1990.10
62	西山武彦	「目撃した韓国人(強制連行者)の悲劇」	『月刊韓国文化』13-2	1991.2
63	金慶海	「朝鮮人強制連行の真相究明を」	『歴史と神戸』30-1	1991.2
64	西山武彦	「もうひとつの<韓国人>強制連行」(上)(中)(下)	『月刊韓国文化』13-3~5 ~5	1991.3
65	李又鳳	『傷跡は消えない—朝鮮侵略と強制連行史』	(私家版)	1991.5
66		『泉南における朝鮮人強制連行と強制労働—田奈川・川崎重工業と佐野飛行場の場合 中間報告』	大阪府朝鮮人強制連行真相調査団岬町地元まための会	1991.6
67	市原博	「戦時下の朝鮮人炭鉱労働者の実態・補論」	『金属鉱山研究』64	1991.7
68	長崎在日朝鮮人の人権を守る会編	『原爆と朝鮮人—長崎朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書』第5集	長崎在日朝鮮人の人権を守る会	1991.8
69	古庄正	「朝鮮人強制連行名簿調査はなぜ進まないか」	『世界』558	1991.9
70	大阪人権歴史資料館編	『朝鮮侵略と強制連行—日本は朝鮮で何をしたか?』	大阪人権歴史資料館	1991.10
71	長野暹、金旻榮	「戦前、日本石炭産業における「朝鮮人労働者移入」の経過—1940年(昭和15年)「肥前石炭鉱業会」の資料を中心として」	『佐賀大学経済論集』24-4	1991.11
72	鍋島浩一	「朝鮮人強制連行真相調査に協力を」	『ひょうご部落開放』45	1991.12
73	殿平善彦	「民衆による和解の道を一朱鞠内における強制連行の歴史調査と顕彰運動」	『未来をひらく教育』87	1992.1
74	守屋敬彦	「住友鴻之舞鉱山への強制連行朝鮮人の労働災害」	『史朋』27	1992.2
75	金旻榮	「佐賀県における朝鮮人労働者の「強制連行・強制労働」	『地域経済研究センター年報』3	1992.3
76	上原俊彦	「強制連行された朝鮮人が掘った旧帝国海軍秘密地下工場」	『財界展望』36-3	1992.3
77	大塚一二	『トラジ—福島県内の朝鮮人強制連行』	鈴木久後援会	1992.4
78	長野暹、金旻榮	1940年、日本石炭産業における労働問題と「朝鮮人労働者移入」—「石炭鉱業連合会」の「労務担当会議々事録」の分析を中心として」	『佐賀大学経済論集』25	1992.5
79	水内俊雄	「朝鮮人強制連行・強制労働を考える(エスニシティ・ジェンダー)」	『地理』37-6	1992.6
80	深川宗俊	『海に消えた被爆朝鮮人徴用工—鎮魂の海峡』	明石書店	1992.7
81	林えいだい	『死者への手紙—海底炭鉱の朝鮮人坑夫たち』	明石書店	1992.7
82	同会	『貝塚における朝鮮人強制連行と強制労働—大阪製鎖造機株式会社の場合』	大阪府朝鮮人強制連行調査団貝塚市まための会	1992.7
83	長野暹、金旻榮	「1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例—佐賀県の西杵炭鉱を中心として」	『佐賀大学経済論集』25-2	1992.7

84	広島強制連 行を調査する 会編	『地下壕に埋もれた朝鮮人強制連行』	明石書店	1992.7
85	金元榮著 岩橋春美訳	『朝鮮人軍夫の沖縄日記』	三一書房	1992.7
86	浄土卓也	『朝鮮人の強制連行と徴用—香川県・三菱直島製錬所 と軍事施設』	社会評論社	1992.8
87	許在文・金潤 任述	『はてしなき涯—強制労働・発病・結婚』	(私家版)	1992.8
88	大阪人権歴史 資料館編	『朝鮮侵略と強制連行—日本は朝鮮で何をしたか?』	解放出版社	1992.8
89	大塚一二	「朝鮮人強制連行—戦争遂行の必須条件として」	『まなぶ』402	1992.8
90	(発行者と同 じ)	『戦前の堺における朝鮮人—強制連行・強制労働の実 態を明らかにするために』	堺における朝鮮人の強制 連行・強制労働の実態を明 らかにする会	1992.9
91	市原博	「随想—「朝鮮人強制連行に関する国際シンポジウム」 に参加して」	『金属鉱山研究』6	1992.9
92	松本成美	「朝鮮人強制連行と歴史教育」(上)(中)(下)	『歴史地理教育』490~492	1992.8 ~10
93	金玲希	「歴史を告発する—朝鮮人強制連行事件」(1)~(5)	『マスコミ市民』285~289	1992.8 ~12
94	朴慶植	『在日朝鮮人・強制連行・民族問題—古稀を記念して』	三一書房	1992.12
95	海野福寿	『朝鮮人強制連行に関する基礎資料の調査研究』(文部 省科学研究費補助金研究成果報告書)	明治大学	1992-19 94
96	中川由希夫	「朝鮮人強制連行の調査」	『労働運動研究』284	1993.6
97	加藤佑治 (編・解説)	「戦時下における—朝鮮人徴用工の労働と生活—戦時 労働力動員をめぐる—史料」	『専修経済学論集』28-1 (55)	1993.7
98	空野佳弘	「朝鮮人強制連行と「従軍慰安婦」問題—怠ってきた 日本の戦後責任」	『日本の科学者』28-9	1993.9
99	戸塚悦朗	「1905年「韓国保護条約」の無効と従軍慰安婦・強制 連行問題の行方」	『法学セミナー』466	1993.10
100	古庄正編著	『強制連行の企業責任—徴用された朝鮮人は訴える』	創史社	1993.12
101	兵庫朝鮮関係 研究会編	「戦時動員された朝鮮人の記録」(『在日朝鮮人90年の 軌跡—統一・兵庫と朝鮮人』第三章)	神戸学生青年センター出 版部	1993.12
102	本岡昭次	「国際社会で問われる慰安婦・強制連行問題—国連人 権小委員会の決議を中心に〔含 資料〕」	『月刊社会党』461	1993.12
103	金英達	「金英達の数字で見る在日朝鮮人の歴史(2)—解放 時の人口推定数・解放前後の「戦時動員」・「解放帰国」 数」	『Sai』9	1993.12
104	外村大	「強制連行の時代の一断面 『京城日報』紙の記事か ら」	『未来』332 333	1994.5 .6
105	脇本寿	『朝鮮人強制連行とわたし—川崎昭和電工朝鮮人宿 舎・舎監の記録』	神戸学生青年センター出 版部	1994.6
106	山田昭次	「朝鮮人強制連行研究をめぐる若干の問題」	『日本植民地研究』6	1994.6

107	同会編	『原爆と朝鮮人 第6集—佐賀県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書』	長崎在日朝鮮人の人権を守る会	1994.6
108	脇本寿	『朝鮮人強制連行とわたし—川崎昭和電工朝鮮人宿舎・舎監の記録』	神戸学生青年センター出版部	1994.6
109	林えいだい	『地図にないアリラン峠—強制連行の足跡をたどる旅』	明石書店	1994.7
110	山田昭次	「朝鮮人の皇民化政策と戦時動員」(『岩波講座日本通史』第18巻「植民地」二2)	岩波書店	1994.7
111	権載玉	『アボジ—番傘と繫いだズボン』	朝鮮青年社	1994.8
112	林えいだい	『妻たちの強制連行』	風媒社	1994.11
113	荻野富士夫	「富山県における「労務慰安婦」について—強制連行と「慰安婦」の接点」	『戦争責任研究』6	1994.12
114	海野福寿	「朝鮮人強制連行に関する基礎資料の調査研究」	『明治大学人文科学研究科紀要』36	1994
115	伊藤啓子	「朝鮮人強制連行調査団報告」	『平和と民主主義』563	1995.2
116	朴慶植	「朝鮮人強制連行」(『岩波講座日本通史』第19巻(近代4)所収)	岩波書店	1995.3
117	古庄正	「足尾銅山・朝鮮人強制連行と戦後処理」	『駒澤大学経済学論集』26-4	1995.3
118	久保井規夫	『地価軍需工場と朝鮮人強制連行—写真記録 隠された軌跡1』(見る!読む!歴史・民俗シリーズ第3巻)	明石書店	1995.7
119	同会編	『蒼き岩陰の祈り—松代大本営朝鮮人犠牲者追悼平和祈念碑建立記念誌』	松代大本営朝鮮人犠牲者慰霊碑建立実行委員会	1995.8
120	田中宇	『マンガンばらだいす—鉱山に生きた朝鮮人たち』	風媒社	1995.9
121	野鳥孝一	「長年のタブーを破って「朝鮮人強制連行」二つの秀作」	『Decide』13-6(140)	1995.9
122	長沢秀	「北炭と朝鮮人強制連行—数量的側面を中心に(資料)」	『史苑』56-1	1995.10
123	桑原真人	「戦時下の炭鉱における朝鮮人の強制連行と労働」(『戦前期北海道の社会経済史的研究』第三編第一章)	北海道大学博士論文	1996.3
124	中川雅子	『見知らぬわが町—1995 真夏の廃坑』	葦書房	1996.5
125	松本茂美編	『滑走路と少年土工夫—朝鮮人強制連行の掘り起こし』(母と子でみる99)	草の根出版会	1996.7
126	過去・未来—佐渡と朝鮮をつなぐ会	「佐渡金山・朝鮮人強制連行問題の調査活動と取り組」	『まなぶ』457	1996.10
127	高貴康稔	『韓国・朝鮮人被爆者と強制連行』	岡まさはる記念長崎平和資料館	1996.12
128	鄭鴻永	『歌劇の街のもうひとつの歴史—宝塚と朝鮮人』	神戸学生・青年センター出版部	1997.1
129	尾上守、松原満紀	『住友別子銅山で〈朴順童〉が死んだ』	晴耕雨読	1997.6
130		特別企画展「映像は語る—大阪の朝鮮人強制連行と強制労働」(写真で感じる歴史の風景5)	『Sai』23	1997.6

131	平田剛士	「朝鮮人強制連行犠牲者遺骨発掘レポート―「歴史の真実」を掘り起こした若者たち」	『金曜日』5-34	1997.9.12
132	守屋敬彦	「第二次大戦下被強制連行朝鮮人労働者の寮生活―住友鉱業志内砒業部新歌志内砒親和寮」	『佐世保工業高等専門学校研究報告』34	1997.12
133	前田朗	「千葉の朝鮮人強制連行」(PEACE CHAIN―憲法運動の現場から20)	『マスコミ市民』351	1998.3
134	金英達	「朝鮮人強制連行―わが民族史の記憶、のために」	『ヒューマンレポート』18	1998.5
135	山田昭次	「植民地支配下の朝鮮人強制連行・強制労働とは何か」	『在日朝鮮人史研究』28	1998.12
136	守屋敬彦	『北海道と北九州におけるアジア太平洋戦争下の朝鮮人強制連行・強制労働の総合的研究』(文部省科学研究費補助金研究成果報告書)	佐世保工業高等専門学校	1998-2001
137	札幌学院大学 北海道委託調査報告書編集室編	『北海道と朝鮮人労働者―朝鮮人強制連行実態調査報告書』	朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会	1999.3
138	坂井ひろ子 作、太田大八 絵	『むくげの花は咲いていますか』	解放出版社	1999.5
139	編集委員会編	『朝鮮人強制連行・強制労働ガイドブック 高槻「タチソ」編』	高槻「タチソ」戦跡保存の会	1999.8
140	野添憲治	『秋田の朝鮮人強制連行―歴史の闇を歩く』	彩流社	1999.8
141	高野眞幸編	『朝鮮人強制連行・強制労働ガイドブック・柳本飛行場編』	奈良県での朝鮮人強制連行等に関わる資料を発掘する会	1999.9
142	編集委員編	『百万人の身世打鈴―朝鮮人強制連行・強制労働の「恨」』	東方出版	1999.12
143	野添憲治	「朝鮮人強制連行の秋田の現地調査から」	『科学的社会主義』28	2000.8
144	古庄正、谷川透	「朝鮮人徴用労働者・軍人・軍属の未払賃金・俸給額を試算する」	『戦争責任研究』29	2000.9
145	長谷静夫	「佐賀県を中心として、日本と朝鮮の“古代・近代史”と“強制連行の歴史”をまなぶ」(KMJ企業部会報告)	『Sai』36	2000.9
146	守屋敬彦	「アジア太平洋戦争下の被強制連行朝鮮人の反日独立闘争」	『佐世保工業高等専門学校研究報告』37	2000.12

b サハリン残留韓国・朝鮮人

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	張在述	『「獄門島」、サハリンスクに泣く人々―「在韓韓国人」置き忘れた無告の民は訴える』	韓太抑留帰還韓国人会	1966.6
2	大沼保昭	『サハリン棄民―戦後責任の点景』	中央公論社(新書)	1992.7

3	高木健一編 著	『待ちわびるハルモニたち—サハリンに残された韓国人と留守家族』	梨の木舎	1987.7
4	柳在順・山本皓一	「サハリン望郷 44 年—強制連行朝鮮人たちの「恨みと懐しさ」の日々」	『Sapio』1-3	1989.7
5	高木健一 著、同館編	『サハリン残留韓国・朝鮮人問題—日本の戦後責任』（リパティ・ブックレット2）	大阪人権歴史資料館	1989.8
6	高木健一	『サハリンと日本の戦後責任』	凱風社	1990.2
7	山本将文	『サハリンの韓国・朝鮮人—写真報告』	東方出版	1990.5
8	宣一丸	『サハリンの空に流れる歴史の木霊』	韓日問題研究所・出版会	1990.8
9	宇野淑子	『離別の四十五年—戦争とサハリンの朝鮮人』	潮出版社	1990.9
10	朴亨柱著、 民涛社編	『サハリンからのレポート—棄てられた朝鮮人の歴史と証言』	御茶の水書房	1990.12
11	同編	『サハリン残留韓国・朝鮮人問題と日本の政治—議員懇談会の七年』	サハリン残留韓国・朝鮮人問題議員懇談会	1994.2
12	角田房子	『悲しみの島サハリン—戦後責任の背景』	新潮社	1994.3
13	アナトーリー・T・クー ージン	『沿海州・サハリン近い昔の話—翻弄された朝鮮人の歴史』	凱風社	1998.7

7 中国人「強制連行」

a 中国人「強制連行」一般

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1		「中国人強制連行事件全国調査」	『月刊社会党』24	1959.5
2	中国人殉難者 名簿共同作成 実行委員会	『中国人強制連行事件に関する報告書』 第1篇「中国人殉難者名簿」 第2篇「第1次-第8次中国人殉難者遺骨送還状況—ポツダム宣言受諾と強制連行事件」 第3篇「強制連行ならびに殉難状況」	中国人殉難者名簿 共同作成実行委員 会	1960-1961
3		「戦時中における中国人強制連行の記録」	『世界』173	1960.5
4	中野好夫	「この報告を読んで—中国人強制連行の記録」	『世界』173	1960.5
5	谷川徹三	「戦時下における中国人強制連行の記録」	『図書』128	1960.5
6	藤田茂	「われわれは中国人に何をしたか—「中国人強制連行の記 を読んで」	『世界』174	1960.6
7	斎藤秋男	「中国人強制労働の事実の発掘を—北海道の生きた問題の 教材化のために」	『歴史地理教育』64	1961.8
8	中国人強制連 行事件資料編 纂委員会編	『草の墓標—中国人強制連行事件の記録』	新日本出版社	1964
9	亀井美都子	「太平洋戦争下における中国人強制連行と抵抗」	『歴史評論』217	1968.9

10	千田夏光	「万人坑、の悲劇は日本にもあった！」	『現代』6-2	1972.2
11	鶴見俊輔	「事実を前にして思うこと」	『潮』153	1972.5
12	山崎文人	「いわれなき三池炭鉱の人柱」	『潮』153	1972.5
13	平岡正明編著	『中国人は日本で何をされたか—中国人強制連行の記録』	潮出版社	1973
14	金巻鎮雄	『中国人強制連行事件—東川事業場の記録』増補版	みやま書房	1976.8
15	猪瀬建造	『痛恨の山河—足尾銅山中国人強制連行の記録』2版	(私家版)	1981.11
16	編集委員会編	『霊川の流れば永遠に一殉難中国人の魂にささぐ』	木曾谷発電所建設 殉難中国人慰霊碑 建立実行委員会	1983.11
17	石飛仁	『ドキュメント悪魔の証明—検証中国人強制連行事件の40年』	経林書房	1987.5
18	原英章	「戦時下、平岡ダムにおける中国人強制労働」	『伊那』36-11(726)	1988.11
19	日本中国友好協会北海道支部連合会編	『知っていますか北海道での中国人強制連行—全国五十八事業場殉難の記録』	日本中国友好協会 北海道支部連合会	1989.5
20	たかしよいち著、中釜浩一郎絵	『北の逃亡者—中国人強制労働の悲劇』(シリーズ・ヒューマンドキュメント)	理論社	1989.8
21	池田錬二	「長野県における中国人強制連行強制労働の実態—どこまで解明され何が未解決か」	『季刊中国 研究誌』26	1991.9
22	小林文男、柴田巖	「強制連行と原爆災害—長崎における中国人犠牲者の遺族調査を終えて」	『広島平和科学』14	1991
23	久野一郎	「中国人強制連行問題解決の方途と日中共同声明の将来」	『月刊状況と主体』194	1992.2
24	石飛仁	「永眠の地求める中国強制連行犠牲者の遺骨2341体」	『サンデー毎日』71-20(3918)	1992.5
25	石飛仁	「敗戦直後にまとめられた中国人強制連行の調査全記録の行方」	『サンデー毎日』71-23(3921)	1992.5
26	上羽修	『中国人強制連行の軌跡—「聖戦」の墓標』	青木書店	1993.7
27	田中宏	「中国人強制連行“資料”の発見」	『軍縮問題資料』8	1993.8
28	藤田美和子	「中国人強制連行の記録—現れた幻の外務省報告書」	『軍縮問題資料』11	1993.11
29	同会編	『さびついた歯車を回そう—資料「華人労務者調査報告書」』	長崎在日朝鮮人の人権を守る会	1994.1
30	NHK取材班編	『幻の外務省報告書—中国人強制連行の記録(NHKスペシャル)』	日本放送出版協会	1994.5
31	猪瀬建造	『痛恨の山河—足尾銅山中国人強制連行の記録』増補改訂版	随想舎	1994.7
32	奥山昭五	「中国人強制連行事件とGHQ文書—GHQ文書で明らかになった事柄に関する中間報告(要旨)」	『季刊中国 研究誌』40	1995.3
33	牛尾美保子	「中国人被爆者と強制連行」	『飛礫 労働者の総合誌』6	1995.3
34	小山一郎	「私の「戦争」と「戦後50年」—告発!「中国人強制連行作戦」」	『月刊民商』37-8(412)	1995.8

35	田中宏	「中国人の強制連行・強制労働」	『労働運動研究』 311	1995.9
36	戦争犠牲者を 心に刻む南京 集会編	『中国人強制連行』	東方出版	1995.10
37	野添憲治	『劉連仁・穴の中の戦後—中国人と強制連行』	三一書房	1995.11
38	杉原達	「戦時期大阪への中国人強制連行—調査研究の現状と課題」	『待兼山論叢』29 (日本学)	1995.12
39	杉原達	『第二次世界大戦期日本の中国人強制連行に関する社会経済史的研究(大阪を中心に)』	文部省科学研究費 補助金研究成果報告書	1995-1996
40	老田裕美	「石家荘国際シンポジウムから—'96 中国人強制連行シンポジウムへ」	『戦争責任研究』12	1996.6
41	上羽修	「撫順炭鉱中国人労働者の大量死—万人坑否定論への反論」	『戦争責任研究』13	1996.9
42	石飛仁	『中国人強制連行の記録—日本人は中国人に何をしたか』	三一書房(新書)	1997.6
43	桜井秀一	「大阪築港への中国人強制連行」	『戦争と平和 大阪国際平和研究 所紀要』6-6	1997
44	蘇崇民* 傳波* 老田裕美 *老田裕美訳 松沢哲成 伊藤一彦	秋季シンポ／中国人強制連行の背景と実相 「撫順炭鉱の把头制度」 「撫順炭務局の日本の中国侵略時期の档案資料の研究」 「「特殊工人」と「万人坑」—日本への「中国人強制連行の原型」として」 「親方制度と把头制—中国人強制連行の背景」 「[コメント] 日中にまたがる労務支配」	『寄せ場』11	1998.5
45	前田朗	「群馬の中国人強制連行」(PEACE CHAIN—憲法運動の現場から23)	『マスコミ市民』 354	1998.6
46	金子安次	「強制連行はウソか」	『中帰連』8	1999.3
47	田中貴文	「中国人強制連行事件」	『北海道経済』410	2000.2
48	キム チョン ミ	「日本占領下の海南島における強制労働—強制連行・強制労働の歴史の総体的把握のために」①②	『戦争責任研究』28 29	2000.6 2000.9
49	押見真帆	「日本軍「毒ガス」工場の徴用工と中国人被害者—癒されぬ被毒の傷」(上)(下)	『望星』31-10 (366) 31-11 (367)	2000.10 2000.11
50	早乙女勝元編	『穴から穴へ13年—劉連仁と強制連行』(母と子でみるA11)	草の根出版会	2000.11
51	西成田豊	「中国人強制連行政策の成立過程」	『経済学研究』42	2000
52	王紅艶	『「満州国」の劳工に関する史的研究—華北地区からの入満劳工を中心に』	(一橋大学博士論文)	2000

b 花岡事件

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	石飛仁	「花岡事件」—日本列島の三光作戦	『潮』153	1972.5
2	石飛仁	『中国人強制連行の記録—花岡暴動を中心とする報告』	太平出版社	1973
3	赤津益造	『花岡暴動—中国人強制連行の記録』	三省堂（新書）	1973
4	松田解子	「花岡鉦山の惨劇—中国人強制連行の記録」（『ドキュメント昭和五十年史』4）	汐文社	1975
5	野添憲治	『花岡事件の人たち—中国人強制連行の記録』（「人間の権利」叢書16）	評論社	1975
6	舟田次郎	『異境の虹 花岡事件—もう一つの戦後』	たいまつ社	1976
7	清水弟	『花岡事件ノート』（あきた文庫2）	秋田書房	1978.3
8	編集委員会編	『花岡事件四〇周年記念集会の記録—中国殉難烈士慰霊祭日中不再戦友好の集い』	花岡の地日中不再戦友好碑をまもる会	1986.5
9	新見隆	「花岡事件—中国人強制連行の捉え方」	『寄せ場』日本寄席場学会年報5	1991.11
10	内田雅敏	「花岡事件」（特集 いま、問われる日本の戦後補償）	『法学セミナー』452	1992.8
11	劉智渠述、劉永鑫、陳萼芳記	『花岡事件—日本に俘虜となった中国人の手記』（同時代ライブラリー225）	岩波書店	1995.5
12	池川包男	『花岡事件異境の虹—企業の戦争犯罪』（現代教養文庫1536）	社会思想社	1995.9
13	野添憲治	『花岡事件の人たち—中国人強制連行の記録』	社会思想社（現代教養文庫1581）	1995.12
14	花岡事件50周年記念誌編集委員会編	『花岡事件50周年記念誌—花岡事件・秋田県中国殉難烈士慰霊祭並びに日中不再戦友好平和の集い』	花岡の地日中不再戦友好碑をまもる会	1995.12
15	石飛仁 文、西川塾 絵	『花岡事件—イラスト版オリジナル』（For beginners シリーズ74）	現代書館	1996.1
16	新美隆	「花岡事件裁判の経過と現状」	『戦争責任研究』12	1996.6
17	野添憲治	『花岡事件を追う』	御茶の水書房	1996.9
18	野添憲治	『花岡事件と中国人—大隊長耿諄の蜂起』	三一書房	1997.12
19	野添憲治著、貝原浩画	『花岡一九四五年・夏—強制連行された耿諄の記録』（ジュニア・ルポルタージュ選書1）	パロル舎	2000.6

8 戦後補償・戦後補償裁判

No.	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行 年月
1	大阪弁護士会	『日本の旧植民地に対する戦後補償—強制連行と日本の援護法制 第36回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム報告書』	大阪弁護士会プレシンポ実行委員会	1990?

2	新見隆	「中国人強制連行と賠償問題の現状—対鹿島交渉の現状と問題点」	『月刊状況と主体』189	1991.9
3	中西昭雄	「戦後補償」とアジアの民」	『インパクション』72	1991.11
4	中西昭雄	「戦後補償」報道批判を総点検する」	『月刊フォーラム』 3-24	1992.7
5	白杵敬子	「なぜ今、戦後責任を追及するか—韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会対日訴訟」	『月刊フォーラム』 3-24	1992.7
6	編集委員会編	『ハンドブック戦後補償』（シリーズ・問われる戦後補償別冊）	梨の木舎	1992.8
7	丹羽雅雄	「在日・元軍属鄭商根戦後補償裁判」（特集 いま、問われる日本の戦後補償）	『法学セミナー』452	1992.8
8	古庄正	「朝鮮人強制連行問題の企業責任」	『駒澤大学経済学論集』24・2	1992.9
9	中村義幸	「戦後補償と裁判所の役割」	『法と民主主義』274	1993.1
10	高木健一	「いま、なぜ戦後補償か」	『平和と民主主義』2 (539)	1993.2
11	戸塚悦朗	「戦時賠償・補償問題解決のための第4の道—従軍慰安婦・強制連行問題の解決のために」	『法学セミナー』458	1993.2
12	小出敬子	「日本の戦後補償に関する国際公聴会」	『婦人新報』1109	1993.2
13	国際人権研究会編	『責任と償い—慰安婦・強制連行 日本の戦後補償への国際法と国連への対応』	新泉社	1993.5
14	古庄正	「日本製鉄株式会社の朝鮮人強制連行と戦後処理—「朝鮮人労働者関係」を主な素材として」	『駒澤大学経済学論集』25-1	1993.6
15	田口裕史	「私はなぜ戦後補償問題にとりくむのか（シンポジウム）」 かつ	『世界』584	1993.7
16	松本成美	「夫を返して！おばあさんの叫び—強制連行韓国人受難者遺族を迎えて」	『歴史地理教育』507	1993.9
17	藍屋邦雄	「戦後補償裁判とその争点」	『法学セミナー』38-10 (466)	1993.10
18	小川英子	「中国人強制連行調査訪中団参加報告」	『東北学院大学論集 人間・言語・情報』106	1993.12
19	高木健一	「アジアに対する戦後補償」	『平和と民主主義』551	1994.2
20		「現在係属中の戦後補償を求める訴訟一覧」	『戦争責任研究』3	1994.3
21	竜田紘一郎	「金順吉裁判の概要」（専修大学社会科学研究所公開シンポジウム—戦後補償問題の解決を目指して）	『専修大学社会科学研究所月報』371	1994.5
22	田中宏	「日本の戦後補償を考える—問題解決への視点」	『専修大学社会科学研究所月報』372	1994.6
23	新美隆	「戦後補償裁判」が問うもの—シンポジウムを終えて」（専修大学社会科学研究所公開シンポジウム—戦後補償問題の解決を目指して）	『専修大学社会科学研究所月報』372	1994.6
24	井田直子	「ひと 追悼！ 戦後補償裁判原告の陳石一さん、逝く」	『Sai』11	1994.6
25	日本弁護士連合会編	『日本の戦後補償』	明石書店	1994.7
26	山本肇	「戦後補償の意味するもの」	『軍縮問題資料』164	1994.7

27	西村卓司	「企業の強制連行を追及して」	『平和と民主主義』7	1994.7
28	額綱厚	「日本の戦争犯罪と戦争責任・戦後補償」	『日本の科学者』29-8 (319)	1994.8
29	高木健一	「なぜ、いま、戦後補償か—戦後の原点に立って考える」	『法学セミナー』39-9 (477)	1994.9
30	井田直子	「戦後何もしてこなかった日本が出したこたえ—戦後補償裁判不当判決」	『Sai』12	1994.9
31	草野洋	「“中国人強制連行、の賠償問題で新たに試される鹿島のモラル」	『政界往来』60-9	1994.9
32	田中宏	「これでは、前後50年の区切りはつかない—戦後補償問題の検証」	『世界』606	1995.3
33	古庄正	「強制連行における企業責任」	『戦争責任研究』7	1995.3
34	李鎬勲	「韓国に求められる新たな戦後補償運動」	『法学セミナー』40-4 (484)	1995.4
35	金富子	「戦後補償問題と在日50年」	『インパクション』92	1995.6
36	福田昭典	「中国人強制連行の歴史と鹿島守之助」	『月刊フォーラム』 6-62	1995.9
37	渡辺春巳	「中国からの戦後補償要求」	『戦争責任研究』9	1995.9
38	藍屋邦雄	「外国人戦後補償法（試案）について」	『法学セミナー』40-9 (489)	1995.9
39	本澤二郎	「あやまちを率直に認めよ！中国強制連行—陳・東京華僑総会名誉会長に聞く」	『野田経済』1568	1995-10
40	藍谷邦雄	「戦後補償裁判の現状と課題」	『戦争責任研究』10	1995.12
41	木元茂夫	「【資料解説】戦後補償運動の経過と今後の課題」	『月刊フォーラム』 7-66	1996.1
42	山田昭次、田中宏編著	『隣国からの告発』（強制連行の企業責任2）	創史社	1996.6
43	新美隆	「花岡事件裁判の経過と現状」	『戦争責任研究』12	1996.6
44	明神駆	「企業の戦争責任は追及できないのか—富山・不二越強制労働訴訟」	『マスコミ市民』333	1996.8
45	田口裕史	「戦後補償裁判の現状」	『世界』626	1996.9
46	坂口禎彦	「中国人強制連行・強制労働被害者に対する国および企業の対応」	『労働法律旬報』1402	1997.2.25
47	南典男	「中国人戦争被害者の要求を支える会活動—「戦後補償問題」は国民的課題」	『労働法律旬報』1402	1997.2.25
48	船越耿一	「朝鮮人強制連行における企業のイニシアチブ」	『長崎大学教育学部社会科学論叢』53	1997.3
49	丹羽雅雄	「在日韓国人元軍属の戦後補償—鄭商根大阪地裁判決の意義と課題」	『戦争責任研究』16	1997.6
50	山田博	「富山・不二越強制連行訴訟判決について」	『戦争責任研究』16	1997.6
51	山田博	「不二越強制連行訴訟」	『国際人権』8	1997.6
52	松本克美	「民法研究会 戦後補償裁判と消滅時効・除斥期間—不二越訴訟第1審判決—富山地裁判決平成八・七・二四」	『ジュリスト』1118	1997.9.1

53	小野寺利孝	「戦後補償裁判闘争の課題と展望」〔含 戦後補償裁判一覧表〕	『季刊中国』50	1997.9
54		「強制徴用、初の和解の意義—田中宏教授に聞く」(上) (下)	『アプロ21』1-10 1-11	1997.10 1997.11
55	戸塚悦朗	「強制連行、初の「和解」成立」(日本が知らない戦争責任46)	『法学セミナー』515	1997.11
56		「判例特報—川崎製鉄所強制労働訴訟第一審判決(東京地判9.5.26)」	『判例時報』1614	1997.11.21
57	相沢一正	「中国人強制連行問題の「戦後処理」に関する覚書」(丹野清秋編著『地域社会の歴史と構造』所収)	御茶の水書房	1998.3
58	小野寺利孝	「戦後補償裁判闘争の課題と展望—中国人戦争被害賠償請求事件を中心に」	『法と民主主義』328	1998.5
59	山田勝彦	「中国人戦争被害賠償請求事件訴訟において明らかとなった日本国政府の基本戦略とこれを支える法理」	『法と民主主義』328	1998.5
60	笹本潤	「戦後補償先行訴訟判決の基本特徴と法理」	『法と民主主義』328	1998.5
61	森田太三	「強制連行事件—劉連仁裁判とその後の国、企業を被告とした各地の集団訴訟について」	『法と民主主義』328	1998.5
62	新見隆	「花岡事件裁判について—一・二・一〇判決批判と法解釈上の論点」(特集 最近の戦後補償裁判)	『戦争責任研究』20	1998.6
63	大口昭彦	「日本製鉄元徴用工問題と新日本製鉄(株)との和解について」(特集 最近の戦後補償裁判)	『戦争責任研究』20	1998.6
64	内田雅敏	「今日の諸問題 戦後補償請求裁判を阻む「除斥期間」に風穴か」	『月刊状況と主体』271	1998.7
65	渡辺彰悟	「戦後補償裁判の角度から」	『法と民主主義』331	1998.8
66	岡田正則	「戦後補償問題における国の立法的解決義務」(ロー・ジャーナル 戦後補償)	『法学セミナー』43-9 (525)	1998.9
67	松本健男	「日本製鉄徴用工裁判の意義と争点—朝鮮人労働者に対する企業・国家の責任を問う」	『社会評論』24-4(114)	1998.9
68	宋継堯	「中国人強制連行 失明に対する補償を—西松建設を訴える」	『平和教育研究年報』 26	1998
69	伊藤孝司	「三菱重工に償いを求める—強制連行された朝鮮女子勤労挺身隊の少女たち」	『金曜日』7-7(261)	1999.2.26
70	戸塚悦朗	「不二越高裁判決の強制労働条約違反と違憲性—求められる国際法の法曹への教育」(日本が知らない戦争責任62)	『法学セミナー』44-3 (531)	1999.3
71	坂元茂樹	「戦後補償裁判が問うもの—受苦はいまだ救済されていない」	『法律時報』71-4 (877)	1999.4
72	石村修	「日本国の中国に対する戦後補償」	『専修大学社会科学研究所月報』430	1999.4.20
73	康健	「中国戦争被害者 元「従軍慰安婦」及び強制連行労工の対日賠償請求事件における法的支援に関わる活動概況について」	『法と民主主義』6 (339)	1999.6
74	川原洋子	「強制連行された中国人の損害賠償訴訟のいま」	『科学的社会主義』16	1999.8
75	小谷部一郎	「「戦時中の強制労働」で在米日本企業を狙う損害賠償請求ラッシュ」	『Sapio』11-17(236)	1999.10.13

76	松本克美	「民事判例研究(801) 戦後補償請求権の消滅時効・除斥期間—不二越訴訟控訴審判決(名古屋高裁金沢支部判決平成10.12.21)」	『法律時報』71-11(884)	1999.10
77	田中聡子	「戦後補償に関する訴訟一覧」	『調査と情報』323	1999.11
78	岡崎勝彦	「緊急寄稿 「戦後補償裁判」の現状と課題」	『Sai』33	1999.12
79	奥田安弘ほか	『共同研究 中国戦後補償—歴史・法・裁判』(世界人権問題叢書35)	明石書店	2000.2
80	池内尚郎	「米国で急増する日本企業への戦後補償請求訴訟」	『部落解放』467	2000.3
81	小林宏晨	「日本企業が戦後補償裁判を勝ち抜くために—日独の補償問題を比較して」	『祖国と青年』31-3(258)	2000.3
82	西埜章	「時の問題 戦後補償訴訟の現在」	『法学教室』235	2000.4
83	中川淳司	「戦後補償訴訟と国際法—司法を通じた戦後補償の可能性と限界」	『法学教室』238	2000.7
84	山田博	「権利闘争の焦点—不二越強制連行訴訟の解決と意義(平成12.7.11最高裁判決)」	『季刊労働者の権利』237	2000.10
85	南典男	「戦後補償裁判における弁護士役割」	『法と民主主義』349	2000.6
86	前田朗	「黄昏の大日本帝国(1)—21世紀に持ち越す戦後補償」	『マスコミ市民』379	2000.7
87	荒井信一	「アメリカにおける強制労働集団訴訟—請求権放棄と三叉フランシスコ平和条約」	『戦争責任研究』29	2000.9
88	前田朗	「強制労働補償の新しい動き」(人権フォーラム43)	『統一評論』421	2000.9
89	徳富絹枝	「ドイツとの相違と共通性はどうか—対日大企業への訴訟はこれからが本番」(米国を舞台に展開する日独の戦後補償)	『論座』65	2000.10
90	高橋融	「戦後補償 カリフォルニア・対日強制労働訴訟が問うもの—カリフォルニア州・ヘイデン法の背景と波紋」	『世界』681	2000.11
91	古庄正ほか	『日本企業の戦争犯罪』(強制連行の企業責任3)	創史社	2000.12
92	吉田明	「生徒と共に戦後補償裁判へ」	『未来をひらく教育』122	2000.12
93	朴在哲	「戦後補償立法運動の現状」	『戦争責任研究』30	2000.12
94	戸塚悦朗	「禁止されていた重大違反行為被害者の個人請求権放棄—一九四九年ジュネーブ条約が日本軍性奴隷・強制労働問題に与える影響」	『戦争責任研究』30	2000.12
95	松本克美	「強制連行・強制労働と安全配慮義務—合意なき労働関係における債務不履行責任成立の可否」(一)(二・完)	『立命館法学』2(270)、5(273)	2000

教育勅語の教材使用問題に関する歴史的一考察

— 道德教育研究を妨げた歴史的要因は何か —

高橋 史朗 (明星大学特別教授・
モラロジー研究所特任教授)

1、はじめに

教育勅語の教材使用問題に関する閣議決定や国会答弁に対して、日本教育学会を初めとする教育学関連学会やマスコミなどが強く反発している。教育勅語の普遍的価値や日本国憲法、教育基本法との関係などが論じられているが、この問題については歴史的考察が必要不可欠であり、儒教思想に基づく伝統的な国民道德と西洋近代の市民倫理のいずれを重視するかという明治の「徳育論争」や井上哲次郎らの教育勅語の衍義書（注釈書）をめぐる議論、唐澤富太郎、和辻哲郎や田中耕太郎らの指摘を踏まえる必要がある。

まず、唐澤と和辻の教育勅語の基本認識に関わると思われる見解を紹介しておきたい。教育勅語の内容は井上毅と元田永孚の考え方を反映して、この儒教思想と近代市民倫理が折衷されたものとなった。唐澤富太郎によれば、「新旧両思想、封建倫理と近代倫理との相克に於いて、形式的には封建倫理の勝利の如く見えて、その内容に於いては近代的な社会道德に相当な重点」が置かれ、この当時の思想の混乱を救済するものとして、「不偏不党の立場から『古今二通シテ謬ラス』『中外二施シテ悖ラ』ざるものとして渙発された」。(1)

また、和辻は昭和7年に発表した「国民道德論」において、「国民道德論の誤謬は、国民道德の原理的研究と歴史的研究を混淆したことにありと指摘し、原理としての国民道德と歴史的特殊性を混同したことが様々な混乱と不当な支配の原因である」とした。(2)

和辻は、「国民道德を主張する人々に対しては、我々は教育勅語の精神をもって反省を促したい」と述べ、次のように批判した。

「わが国民に特殊の道德があって、それがわが皇室の尊厳に根ざしていると考えるのは、明らかに教育勅語の精神を無視するものである。教育勅語によって宣揚せられた道德は、『古今中外』を通ずるところの普遍的に妥当なものであって、わが国民に特殊なものではない。」(3)

これらの教育勅語の普遍的価値に関する基本認識は、後述する田中耕太郎の見解にも共通するものがあるが、日本教育学会を初めとする教育学関連学会の見解を読む限り、こうした議論が十分に吟味検討されていないのではないかという疑念が拭えない。そこで本稿では、まず昨年の教育勅語の教材使用問題をめぐる議論の経緯をたどりつつ、先行研究に学びながら論点整理を行い、道德教育の教科化が今春からスタートする今日的視点も踏まえて考察したい。まず昨年の議論の経緯を振り返ってみたい。

2、教育学関連学会等の相次ぐ反対声明

3月31日、日本政府は民進党の初鹿明博衆議院議員が提出した質問主意書に対する答弁書を閣議決定した。質問内容には、「衆参の決議を徹底するために、教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだ」とあり、これに対して政府は、「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」と回答した。

さらに4月7日、衆議院内閣委員会で民進党の泉健太衆議院議員の「朝礼で教育勅語を朗唱することは問題ありか、問題なしか」との質問に対して、義家弘介文部科学副大臣は、「教育基本法に反しない限りは、問題のない行為であろうと思います」と答弁した。また、「例えば、読むこと、朗読することのみをもってダメというならば、これは教科書の教科指導ができません。教育勅語は教科書に載っております。それに対して、声を出して読むことさえ、教育勅語を読むということだからダメといえ、これは、教育ができないというふうに思っています」と述べた。

こうした中で4月に開催された第193回国会において、教育勅語を教材として使用することの是非をめぐる議論が行われた。森友問題を発端として、教育勅語を教材として使用することは不適切ではないかとの野党からの質問が相次ぎ、教育学関連諸学会も相次いで以下のような声明を発表した。

- (1) 公教育計画学会：「教育勅語」の容認と銃剣道の学校教育への導入に強く反対する（4月3日）
- (2) 教育科学研究会：教育勅語復権策動の暴挙を批判する（4月14日）
- (3) 日本生活指導学会：声明「私たちは、教育勅語の教材としての使用を容認する閣議決定を深く憂慮し、教育勅語の実効化・復活に反対します」（4月21日）
- (4) 歴史教育者協議会：教育勅語の教材使用を認めた政府閣議決定の撤回を求めます（4月23日）
- (5) 教育研究者有志：教育現場における教育勅語の使用に関する声明（4月27日）
- (6) 教育史研究者有志：声明「教育勅語」の教材化と、銃剣道の保健体育科への導入に強く反対します（4月29日）
- (7) 教育史学会：「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の教材使用に関する声明（5月8日）
- (8) 日本カリキュラム学会・日本教育方法学会：学校教育における教育勅語の取り扱いに関する提言（5月25日）
- (9) 歴史学研究会：「教育ニ関スル勅語」の教育現場での無前提な使用に反対する決議（5月27日）
- (10) 日本音楽教育学会：政府の教育勅語使用容認答弁に関する要望書・共同声明書について（日付不明）

さらに、以下のような日教組や全教等の教職員組合や出版労連等の労働組合が相次いで声明を発表した。

これらの声明が一齐に発表されているのは異様であるが、日本教育学会が関連諸学会に強く働きかけた影響が大きいと思われる。教育基本法改正反対で関連教育学会が足並みをそろえた当手を彷彿とさせる動きとして注目される。

- (1) 全日本教職員組合：談話 憲法に反する答弁書の撤回と稲田防衛大臣の即時辞任を求めます (3月14日)
- (2) 日本教職員組合：稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話 (3月14日)
- (3) フォーラム平和・人権・環境：「教育勅語」容認の閣議決定に対する平和フォーラム見解 (4月3日)
- (4) 日本教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に対する書記長談話 (4月4日)
- (5) 平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会：改めて本質をあらわにした教育勅語容認の閣議決定 (4月5日)
- (6) 子どもと法・21 (子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会)：「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」旨の閣議決定等に抗議し、これを撤回するよう求める声明 (4月7日)
- (7) 長野県教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に抗議します (4月10日)
- (8) 憲法会議 (憲法改悪阻止各界連絡会議)：教育勅語に関する閣議決定は憲法違反であり、直ちに撤回することを要求する (4月11日)
- (9) 日本出版労働組合連合会：出版労連は「教育勅語」を容認する閣議決定に反対します (4月12日)
- (10) 宗教学法人ホーリネス教団：「教育勅語の教育現場での使用を容認する閣議決定」に対する懸念表明 (4月13日)
- (11) 全国労働組合総連合：談話 憲法違反の教育勅語を容認・肯定する答弁書の撤回を求める (4月18日)
- (12) 大阪教育合同労働組合：安倍政権・松井大阪府政の「教育勅語」容認に、断固として抗議する (4月20日)
- (13) 東京都教育委員会包囲・首都圏ネット：「教育勅語」容認の閣議決定に抗議し、撤回を求める声明 (4月(日付不明))

相次ぐ声明の中核的役割を果たした日本教育学会は、6月16日に政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明を発表し、公開シンポジウムを開催し、教育勅語問題ワーキンググループが12月に「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」を公表した。

同報告書は第一部 (論文)、第二部 (Q & A)、第三部 (資料編) で構成されているが、最も注目されるのは、「Q & A」において、「教育勅語には現代でも通用する『普遍的な価値』はまったく存在しません」と断言していることである。すなわち、Q & A 2の「政府は、教育勅語には普遍的な価値があると言いました。教育勅語のどの部分に、どういった価値があるというのですか」という質問に対して、次のように述べている。

＜政府は、教育勅語の「普遍的な価値」について質問されると、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」をあげて、これらは現代にも通用する道徳的価値だという趣旨の説明をします。しかし、その歴史的意味を無視して、教育勅語の言葉面だけを追うのは適切ではありません。たとえば、井上哲次郎が執筆した『釈明教育勅語衍義』（1942年）では、「夫婦相和シ」について、妻は夫より知能が劣るから夫が無理非道を言わないかぎり夫に従うべきだ、という意味の解説をしています。＞（4）

3、井上哲次郎の釈明と教育勅語の普遍的価値

井上哲次郎は明治時代の哲学者で、欧米哲学を日本に多く紹介し、帝国大学において日本人で初めて哲学の教授となった。井上は「国民道徳としての教育勅語」には限界を感じ、仏教からヒントを得て「現象即實在論」（5）を提唱して、国民道徳と世界道徳の矛盾を解消しようとした。

井上哲次郎は教育勅語が渙発された時代的背景について、次のように述べている。「明治天皇の御製にも、よきをとりあしきをすて、外国におとらぬ国になすよしもかな（中略）我が国古来の良識美俗の如きは決して破壊すべきでない。寧ろ之れを存続発展すべきものとして、御示しになつた（中略）修身科の授業に就いて考へてみると、何ら一定の方針は無く、或は儒教主義によつて修身を説いたり、或は耶蘇教主義の教科書を用ひたり、或は西洋道徳を説いて聴かせたり、甚だしきに至つては共和国であるフランスの民法を以て修身科のテキストとしたり、種々区々にして帰一する所が無かつた。さういふ状態であつたからして、恐れ多くも 明治天皇は深く此の点を御憂慮遊ばされた…」（6）

昨年4月13日の第193回国会参議院内閣委員会で民進党・新緑風会の神本美恵子議員がこの問題を取り上げ、次のように質問した。

＜（前略）『勅語衍義』とって、教育勅語が出された後に、井上哲次郎という当時の文部省が依頼した学者、文学博士なんですけれども、その方を中心として編纂された衍義、つまり中学校や師範学校でこれを基に教育勅語を解説し、授業の中で、あるいは研修で使われたというもので、教育勅語とはこういう解釈をするんですよというような説明がされているものであります。「夫婦相和シ」というところ…「夫タルモノハ、妻ヲ愛撫シテ、以テ其歡心ヲ得ベク、又妻タルモノハ、夫ニ従順ニシテ、妄ニ其意志ニ戻ラザランコトヲ務ムベシ、蓋シ妻ハ元ト體質孱弱ニシテ、多クハ労働ニ堪ヘザルモノナレバ、夫ハ之レヲ憫ミ、力ヲ極メテ之レヲ扶ケ、危難ニ遇ヒテハ、愈ク之レヲ保護スベク、又妻ハ元ト智識才量多クハ夫ニ及バザルモノナレバ、夫ガ無理非道ヲ言ハザル限リハ、成ルベク之レニ服従シテ能ク貞節ヲ守リ、妄ニ逆フ所ナク、始終苦樂ヲ共ニスル」というような、こういう夫と妻の関係が書かれているわけです。これはもう明治憲法下における民法で、女性には全く権利がない、財産権も相続権もない、家父長制の中で父や夫に従えという、その考え方がこの「夫婦相和シ」のバックにあるということの証左だというふうに思います。…男女共同参画担当大臣として、加藤大臣、この「夫婦相和シ」というのは、今日でも通用する考え方だというふうにお考えでしょうか。＞（7）

加藤勝信大臣はこれに対して、「ちょっと私にはいま一つ見えていないところもありますが、その中身について今朗読いただきました部分、全てを私が解釈できたわけではありませんけれども、聞く限り違和感、一部違和感があったというのはそのとおりであります。」と答弁している。(8)

この「違和感があった」という担当大臣の原質を取った上で、神本議員はさらに畳みかけるように、「是は教育勅語の中の「夫婦相和シ」という意味です。今。夫婦仲良くしましよう」と一般的に言う、そういう意味ではなくて、…なぜ相和しなければならないのか、そして相和するということはどういうことなのかということの解説があるということ…これが師範学校で当時の先生方に解説されて教えられて子供にそれが伝えられたということですので、紛れもなくここで言う教育勅語の中の「夫婦相和シ」というのはこういう意味だということを是非皆さんには御理解いただきたいと思います。」と念押ししている。(9)

「中学校や師範学校でこれを基に教育勅語を解説し、授業の中で、あるいは研修で使われた」井上哲次郎著『釈明教育勅語衍義』は、『明治天皇紀』巻7によれば、「私著として上梓」されたと書かれている。ところが、文部省が編集・監修した『学制百年史』には、「師範学校・中学校の修身教科書として使用された」と記述されている。

井上哲次郎によれば、同書は草案作成がはかどらず、数カ月を要したという。井上は中村正直、井上毅、加藤弘之、西村茂樹らに意見を求め、芳川顕正文相や江木千之文相らは稿本に付箋を貼って意見を述べたという。特に厳しい反対意見を述べたのが、教育勅語を起草した井上毅であった点に注目する必要がある。

芳川文相は教科書にしたかったようであるが、なぜ「私著として上梓」されたのか。『明治天皇紀』には、「この書、修正の如くせば可ならん。しかれどもなお簡にして意を尽くさざらんものあらば、また毅と熟議してさらに修正せよ」という明治天皇の御言葉が記されている。

いうまでもなく「毅」とは、教育勅語を起草した井上毅である。井上はこの明治天皇の勸諭に従わず、「毅と熟議」どころか、「撥ね付けた」のであった。井上毅は教育勅語が特定の宗教や哲学、政治に偏らないように細心の注意を払って「普遍的中立性」を重んじ、良心の自由をも追求したが、井上哲次郎は「夫婦相和し」などの道徳を「儒教主義」で解釈する見方は「誤り」だとして、次のように日本固有の愛国的な「神ながらの道」を強調した。

<「教育勅語」に列举されたる当時道徳及び非常時道徳は総て日本固有の道に外ならないのである。…我が日本は総合家族制度の国であるから支那とは大変違ふのである。決して混同してはならぬ。…「夫婦相和シ」に就いて注意すべきことがある。それは外ではない。儒教では「夫婦別アリ」と説く。…「夫婦相和シ」を「夫婦別アリ」の意味に解釈して物議を惹起せしことがあった。(江木千之氏の「教育勅語の渙発」に見ゆ)是れも教育勅語中に列举された実践道徳の必ずしも儒教と同一ならざることの一証となすべきである…「義勇公二奉シ」…「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」など…「教育勅語」に列举されたる道徳は日本固有の道徳である。すなわち国民道徳である。…「神ながらの道」である。> (10)

明治天皇は起草者である井上毅の意に沿うような修正を井上哲次郎に求めたが、従わなかったために、教科書ではなく「私著として上梓」されたが、井上の『勅語衍義』も結果としては、「個人著述の『検定教科書』の一つに位置づけられるにとどまり、実質的には、教育勅語に関する公式の解釈決定版はついに成立し得なかった。」(11)

ところで、昨年3月14日に日本教職員組合が発表した「稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話」においても、次のように神本美恵子議員と同様の指摘をしている。

＜「教育勅語」は主権在君の明治憲法下のものであり、親孝行や友だちを大切にする、夫婦仲良くと言った徳目が並ぶが、その根底には強固な家父長制度と長子相続性、男尊女卑の考えがあることは間違いない。その核心は国民を天皇に忠実かつ従属的な「臣民」とし、戦争が起きたら国と天皇のために命を捧げよということであり、アジア諸国をはじめとする侵略戦争へと国民を駆り立てる役割を果たした。＞

教育勅語の普遍的価値をめぐる議論の口火を切ったのは、昨年2月23日の衆議院予算委員会第一分科会の辻元清美議員の質問に対する答弁において、稲田朋美防衛大臣が「教育勅語の中の、例えば親孝行とか、そういうことは、私は非常にいい面だと思います」と述べ、さらに藤江文部科学省大臣官房審議官も次のように答弁したことが大きな波紋を呼んだ。

＜教育勅語を我が国の教育の唯一の根本理念として、戦前のような形で学校教育に取り入れ、指導するというのであれば適当でないというふうに考えますが、一方で、教育勅語の内容の中には、先ほど御指摘もありましたけれども、夫婦相和し、あるいは、朋友相信じなど、今日でも通用するような普遍的な内容も含まれているところでございまして、こうした内容に着目して適切な配慮の下に活用していくことは差し支えないものと考えております。＞(12)

前述したように、日本政府は教育勅語について「憲法や教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定したが、このような経緯を踏まえて、仲里利信議員が4月11日に「教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書」を提出し、「教育勅語を道徳教材として用いること並びにその他の教科において何らかの形で用いることの是非」や「一体教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか」などに関する政府見解を質した。

これに対する政府答弁は必ずしも明快なものではないが、以下のようなものであった。

＜教育勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達などの個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育勅語を、これが教育における唯一の根本として位置づけられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いる

ことは不適切であると考えている。>

前述した井上哲次郎の解説には多くの反対意見があり、教育勅語と教育基本法の関係については、歴史的経緯を十分にかつ正確に踏まえる必要がある。その際に教育基本法制定当時の両者の関係についての公的解釈、GHQの民政局の口頭命令によってその公的解釈がいかに捻じ曲げられたかについて、史実に基づいて正確に認識する必要がある。

筆者はこの問題について臨時教育審議会の総会（13）で詳細に報告したが、前述した日本教育学会「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」は、この臨教審の審議に全く言及しておらず、黙殺していることは明らかに客観性、バランスを欠いているといわざるをえない。

4、教育勅語と憲法・教育基本法の関係

教育勅語と教育基本法の関係については、教育基本法制定当時の立法者意思に立ち返る必要がある。文部省調査局が第92回帝国議会のために作成した「予想質問答弁書『教育基本法の部』」（14）には、文部省の当時の公的解釈が次のように述べられている。

<教育勅語と教育基本法との関係>

答（前略）この法案の中に教育勅語のよき精神はひきつがれているし、また不十分な点、表現の不適當な点もあらため表現されていると思う。それであるからこの法案と教育勅語とは矛盾するものではない。

<教育勅語を廃止する意思なきや>

答 教育勅語は過去の歴史上極めて重要な意義を有し、重大役割を果たしてきたものであり、またその中には天地の公道たるべきものが示されているので、これを廃止するというようなことは教育上甚だ面白くないと思うので廃止する意思はない。（後略）

<教育勅語は日本国憲法前文第1項後段によって排除されるべきものではないか>

答 憲法前文最後の「これ」とはいわゆる民主主義政治の原理であり、事柄は政治に関するものであり、教育勅語は道徳、教育に関するものであるから、教育勅語は「これに反する」詔勅に入らない。のみならず、形式的にいても教育勅語は国务大臣の副署なく、詔勅の形式になっているのではなく単に天皇の御言葉であるから、むしろこの憲法前文とは無関係なものというべきである。

ところが、メリーランド州立大学ホーンベイク図書館プランゲ文庫所蔵のジャスティン・ウィリアムズ文書（15）によれば、民政局の口頭命令によって強制された国会での教育勅語排除決議によって、①詔勅の内容は部分的にはその真理性を認められる、との見解が否定され、さらに、②教育勅語は国务大臣の副署なく、詔勅の形式になっているのではなく単に天皇の御言葉であるから、憲法とは無関係、との見解が否定された。（16）

しかし、憲法第98条の規定する、憲法に反する詔勅との関係を民政局に問い質した民間情報教育局教育課のドノヴァン女史によれば、②についての民政局の公的見解（民政局の法律専門家ブレイクモアによる）は、教育勅語は天皇の個人的な言葉に過ぎないから法

令ではなく、その内容と精神は新憲法に反するが、憲法によって自動的に排除されるものではなく、憲法第98条にいう「詔勅」ではないというものであった。(17)

このように、国会での教育勅語排除失効決議は、教育勅語と憲法との関係についての、文部省と民政局の公的見解を逸脱するものであった。参議院の田中耕太郎文教委員長は「教育勅語等の失効確認に関する決議案」の提案理由の中で、次のように説明している。

＜教育勅語等は新憲法第98条第1項の中に規定していますところの憲法の条規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の条項、即ち「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」これが問題になって参るのであります。憲法のこの条項は法規相互の関係を規定しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持っています法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、教育勅語を援用し、その他皇国の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や国務に関する行為ではなく、従って憲法の右条項とは全く関係がなくなってしまっておるのであります。＞(18)

以上の説明から、日本国憲法が施行される以前に教育基本法、学校基本法が施行されたことによって、国民学校令以下16の勅令及び法律が廃止され、教育勅語又はその精神を援用した教育に関する従来の法律がその法的効力を失っている以上、憲法施行時において教育勅語自体は憲法上の効力を問われ論じられるものではないとした参議院決議の方が、憲法第98条第1項にいう違憲詔勅として排除すべきであるとした衆議院決議より法理的には正しいといえる。(19)

このような教育勅語と教育基本法に関する歴史的経緯を踏まえて、今回の教育勅語の教材使用問題について考察したい。前述したように、4月27日、120名の教育研究者有志が「教育現場における教育勅語の使用に関する声明」を発表したが、「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」という閣議決定に対し、「今、教育勅語を教育現場で使用することに対する政府の容認姿勢が目立ち始めている」「過去の国会決議や政府見解に照らせば、従来の方針に対して重大な変更を恣意的に加えたものと言わざるをえない」と厳しく批判した。

そして、昭和23年の時点で、衆参両院は、詔勅の「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる」との理由から、教育勅語の排除・失効を決議している。それ故、教育勅語そのものが憲法と教育基本法に反しているのであり、「それらに反しない」形での使用とは、「教育勅語は憲法と教育基本法に反している」ことを教える場合のみである、と主張し、「教育現場において、教育勅語の全体及び一部を、その歴史的な性格に対する批判的な認識を形成する指導を伴わずに使用することは認めない」という決然たる姿勢を政府に求める、と結んでいる。

しかし、この国会決議はGHQ民政局の口頭命令によって強制されたものであり、法的

拘束力はなく、この国会決議を根拠に教育勅語をタブー視するのは不当である。

5、マスコミ報道・社説の論点と問題点

マスコミ報道や社説（3月16日・4月5日付毎日新聞、4月2日・同11日付朝日新聞、4月6日付読売新聞）でも教育勅語の教材化や道徳教育における取扱いが問題視されているが、いずれも憲法、教育基本法と教育勅語の関係に関する歴史的事実の正確な認識が欠落している。

社説の論点は2点であるが、まず第一の論点は、「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした閣議決定は参議院決議に反し、「教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。…学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない」（4月2日付朝日社説）というものである。

3月16日付毎日社説も「天皇が国民に強制するという教育勅語の構図が、国民主権と相いれない」と指摘。4月5日付同社説も「憲法に反しない活用法とはいったい何を指すのか。政府が道徳での活用を否定しない態度はとりわけ問題だ」と厳しく批判。

4月11日付朝日社説も義家文科副大臣が教育勅語の朗読を「教育基本法に反しない限りは問題のない行為」とした国会答弁を「不見識」と批判し、「憲法、教育基本法に反しない形での活用法とは何なのか」と疑問を呈した。

第二の論点は、4月6日付読売社説の「教育勅語は道徳教材としてふさわしいか」という点である。同社説は「道徳などで教育勅語を規範とするような指導をすることは、厳に慎まねばならない。天皇中心の国家観が、国民主権や基本的人権を保障した現憲法と相いれないのは明らかだ。道徳の教材に用いられれば、学校での特定の政治教育を禁止した教育基本法にも抵触する可能性がある」と批判。

下線部分の見解は共通しており、道徳教育を含む教材として教育勅語はふさわしくないという主張の根拠となっている。

この問題を真正面から議論した政府の臨時教育審議会の総会で、第一部会の専門委員であった筆者は、在米占領文書研究に基づく実証的立場からこの問題について詳細に報告した（『現代のエスプリ』「臨教審」至文堂、昭和62年、同別冊「臨教審と教育基本法」至文堂、昭和63年参照）。

昭和23年6月19日の教育勅語の国会排除失効決議が、GHQ民政局の口頭命令によって強制されたものであることは、ジャスティン・ウィリアム文書などや関係者の証言によって明らかである。憲法を押しつけた民政局は、日本側が妥協案として作成した衆議院決議案の「部分的にはその真理性を認められるのであるが」を削除。「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、且つ国際信義に対し疑義なしとしない(might)」のmightを削除し、「違憲詔勅」とであると断定した。

教育基本法制定当時の文部省の公的解釈によれば、教育勅語には「天地の公道」たる真理が含まれており、教育基本法と矛盾するものではなく、両者を補完併存関係と捉えて、教育基本法を制定した。

教育勅語を起草した井上毅の山縣有朋総理宛の書簡によれば、「政事上の命令と区別して社会上の君主の著作広告」として起草したものであり、この井上毅の意図は大臣の副

署がないことによって貫かれ、詔勅の形式をとらなかった。従って、教育勅語は憲法第98条第1項にいう「この条規に反する詔勅」には該当しないのである。

しかし、民政局の口頭命令による国会決議によって、教育勅語の真理性を肯定していた日本側の立法者意思が全面的に否定され、「違憲詔勅」であることが強調された。その結果、教育勅語と補完併存関係にあるという教育基本法制定当時の公的解釈が根底から揺さぶられ、戦前の「教育勅語体制」から戦後の「教育基本法体制」への転換、と両者を対立的に捉える見方が広がったのである。

しかし、教育基本法は教育勅語を全面的に否定したというのは「歴史の歪曲」であり、後の解釈によって歴史的事実を捻じ曲げることは不当である。

井上毅は教育勅語の起草に当たって、「宗旨上の争端」「哲学上の理論」「政事上の臭味」「漢学の口吻と洋風の気習」などを極力避けるように細心の注意を払ったが、後年の文部行政は教育勅語を「唯一絶対視」したために、実際には「政事上の命令」の如く歪められてしまったのである。この点は厳しく反省しなければならない。

そこで、戦後、教育勅語を唯一の淵源とする従来の教育体制を一新するために、教育勅語を本来の「社会上の著作広告」の位置に戻すことが必要になり、教育が混乱しないように、教育基本法が教育勅語の強い肯定の下に制定されるに至ったのである。

6、田中耕太郎と文部次官通牒

教育基本法、学校教育法の施行によって、教育勅語を援用した国民学校令以下16の勅令と法律が廃止され、教育勅語の法的効力の「失効を確認」したのが参議院決議であった。当時参議院文教委員長であった田中耕太郎は、次のように指摘している。

「教育勅語が教育法令の中に取り入れられることによって、法的の意義を有し、わが国の教育者を法的に拘束していた…教育勅語を法令の体系中に編入することは好ましい結果を生じなかった。…教育勅語は一般的には主権者である天皇の命令として受け取られた。…その内容、即ちそれがもっている真理性は問題とせられず、その形式即ちそれが天皇の権威に由来することのみが表面にあらわれていた。…国民は御真影に対すると同じような態度を以てこれに対した。…わが教育の唯一の指導原理たる性質を確保するためには、それを法規化する必要があった…かくして教育勅語はその生命を失い、形骸化する危機に逢着していた。」(20)

井上毅の意図に反して、教育勅語が教育法令の中に取り入れられることによって法的拘束力を持つようになり、御真影と同様の扱いとなり、その内容を実生活において「拳拳服膺」することよりも恭しく儀式で奉読する形式が重んじられるようになり、形骸化してしまったのである。昭和21年3月に来日し、約1カ月滞在して報告書を提出した第一次米国外務使節団も教育勅語の内容自体は全く問題視せず、次のように単に教育勅語の儀式における取扱い方のみを問題にした事実にも注目する必要がある。

「勅語、勅諭を儀式に用いること、御真影に敬礼するならわしは、過去において生徒の思想感情を統制する力強い方法であって、好戦的国家主義の目的にかなっていた。かような慣例は停止されなくてはならない。かような手段の使用に關係のある儀式は、人格の向上に不適當で、民主主義的日本の学校教育に反するものとわれわれは考える。」(21)

「自然法の法哲学によれば、…命令と規範とが区別される」として、田中は「軍国主義、極端な国家主義」者の狂的な崇拜と「戦後における共産主義者や同調者達」の双方を厳しく批判している。田中によれば、後者の間違いは、次の点にあるという。

「一部の者は教育勅語の形式即ち命令の方面が民主憲法の根本理念と相容れないことが明かになった結果、その内容まで全面的に否定する態度をとる。彼等によれば『父母二公ニ兄弟二友ニ』等の道徳規範は今日は最早通用しない封建的道徳だということになる。形式である命令が否定されたことによって内容である規範をも無礙に否定しようというのである。それは『浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう』との批判を免れない。」(22)

この批判は、前述した日本教育学会を初めとする教育学関連学会その他の反対声明や研究報告書にもそのまま当てはまる。教育勅語は「人類普遍の個人道徳が多く説かれており、国家主義的理念が現れていない」「天皇神格化の思想を含んでいるわけではない」にもかかわらず、勅語奉読の形式が重んじられ、「国民は勅語の中に含まれている道徳原理に従うのではなく、その道徳を宣明した君主の権威に従っていた。従って勅語の真理性は全然問題とされない。これらの人々には教育勅語の形式のみが重要である」(23)と田中は批判的に分析しているが、その通りであろう。

戦前の一時期に広がった軍国主義、極端な国家主義を払拭しつつ、教育における道徳と秩序を確立することが求められる中で、文部省が教育勅語に関して取るべき態度は「デリケートたらざるを得なかった」と述べ、田中耕太郎はその理由について次のように述懐している。

「何となれば共産主義者やその同調者達は、従来の教育の過誤の重要な部分を教育勅語に帰し、それが民主主義の世の中では一片の復古同様になったかのようにみなすにいたったからである。従ってもし文部省において教育勅語が教育上もはや無効になったとでも宣明するならば、教育勅語の内容をなすところの、『父母二孝ニ』以下のすべての徳目も民主主義の下においては否定されたものと早合点する者も出てこないとは限らなかったのである。」(24) この田中の杞憂は、今日現実のものとなった。

田中によれば、教育勅語は「人類普遍の道徳律即ち自然法的原理を列挙したもの」であり、「その内容は主として儒教に由来しており、わが民族の古来の道徳的確信に合致するばかりでなく、キリスト教の倫理から見ても是認できるものである。しかし教育勅語の内容を道徳教育の唯一の淵源にすることは狭きに失することはもちろんである。」「教育者は教育勅語を理性的に、客観的に、従って正当に評価しなければならない。これによってはじめて教育者は、今日なお見受けられるところの教育勅語に対するファナティックな崇拜と同時にこれに対する神経質な反情と恐怖症に陥らないで済むのである。」(25)

田中は教育勅語を「神懸かり的」に取り扱うのではなく、「倫理教育の貴重な資料」として取り扱うよう説いたが、重要な指摘といえよう。井上の意図に反して狂信的国粋主義、権威主義的教条主義に陥った教育勅語の形骸化が教育現場に広がった過ちを厳しく反省し、歪みを正さなければならない。

昭和21年10月8日の文部次官通牒「勅語及び詔書等の取扱いについて」は、「教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと」と明記し、「式日等において従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにするこ

と」とし、勅語及び詔書の謄本は今後も学校で保管すべきであるが、その保管及び奉読に当たっては「神格化するやうな取扱いをしないこと」と明記したが、この終戦直後の原点に立ち返りさえすればよいのである。教育勅語の「ファナティックな崇拜」と「神経質な反情と恐怖症」の両極端を排した田中耕太郎の見識と、この文部次官通牒の趣旨を踏まえることが最も重要である。

田中がこの文部次官通牒について、「ここに注意しなければならないのは、この通牒もまた教育勅語の内容に立ち入って否定していないことである。それは教育勅語が教育の他の淵源と同列のものだということを明らかにしているだけである」(26)と指摘している点にも留意する必要があるだろう。

また、昭和22年3月の貴族院において、高橋誠一郎文相は次のように述べている。

「日本国憲法の施行と同時に之と抵触する部分に付きましては其の効力を失ひ、又教育基本法の施行と同時に、之と抵触する部分に付きましては其の効力を失ひますが、その他の部分は両立する…政治的な若しくは法律的な効力を教育勅語は失ふのでありまして、孔孟の教へとかモーゼの戒律とか云ふようなものと同様なものとなって存在する」(27)

前述したように、田中は命令と規範を区別する自然法の立場から、教育勅語の“命令形式”が民主憲法の根本理念と相容れないとして教育勅語の規範内容を全面否定するのは、「浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう」との批判を免れない、と指摘しているが、教育基本法に抵触しない「父母ニ孝ニ」以下の12の徳目は教育基本法と「両立」というのが、前述した高橋文相の見解である。

教育基本法の制定にあたって、田中耕太郎文相が、教育勅語の徳目が古今東西を通じて変わらない人類普遍の道德原理であり、それらが民主憲法の精神とは決して矛盾しない、と述べたのも同様の趣旨である。前述した教育関連学会や諸団体の反対声明は、田中耕太郎に言わせれば、「浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう」との批判を免れないであろう。

さらに同論文で注目されるのは、田中が民政局に対して、教育勅語にはもはや法的効力はないから無効決議は不要であり、「違憲の宣言は国会の権限には属せず、最高裁判所がなすべき事項である…教育勅語の内容をなす人類普遍の道德律まで無効になったかのように誤解するおそれがあるから、慎重に考えなければならない」と反対したことである。田中によれば、司令部側は「教育勅語の形式と内容との関係を十分理解せず、またその内容が不穏当なものである」と誤解していたという。

教育勅語の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の一節が問題視されているが、「義勇公ニ奉」じる愛国心などが、むしろ欧米では高く評価されたのである。ラフカディオ・ハーン著『知られぬ日本の面影』に教育勅語の英訳文が掲載され、末松謙澄と菊池大麓がロンドンで、金子堅太郎がニューヨークで、吉田熊次がベルリンで教育勅語を紹介し、大好評を博した。そこで文部省は『漢英仏独教育勅語訳纂』を公刊し、海外の要所に配布した。

例えばイギリスでは、教育勅語は日本の急速な発展を促した指導原理として、次のように積極的に評価された。

「我々に有益なのは、日本人の永き太古の伝統」「教育勅語は寛大な威容を湛えている。教育勅語は過去の力をもとに将来へと前進していくことを求めている」「過去の最良なもの真髓を見事に保守」「われわれはそのなかに隣人に対する義務を示している点で、英

国教会の説教と結びついた聖パウロの教えのようなものを聞くようである」(平田諭治『教育勅語国際関係史の研究—官定翻訳教育勅語を中心として—』風間書房、平成9年)

7、おわりに

以上の歴史的事実を踏まえて、教育勅語の教材化や道德教育における取扱いについては、教育勅語を「唯一絶対化」等の過大視や、道德規範までも全面否定する等の過小視という両極端を排し、理性的、客観的にバランスのとれた配慮をする必要がある。

4月6日付読売新聞社説は「教育勅語は道德教材としてふさわしいか」と題して、「道德などで教育勅語を規範とするような指導をすることは、厳に慎まねばならない。天皇中心の国家観が、国民主権や基本的人権を保障した現憲法と相容れないのは明らかだ。道德の教材に用いられれば、学校での特定の政治教育を禁止した教育基本法にも抵触する可能性がある」と述べているが、教育勅語は歴史教材のみならず、道德教育の貴重な教材であり、歴史の事実と教訓を踏まえ、両極端なイデオロギーに捉われない客観的な活用が求められる。

教育勅語の「古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖」らない12の人類普遍の道德規範まで「保守反動視してはばからない憂うべき傾向」が戦後顕著になったことを田中は憂いたが、教育勅語の道德規範まで危険視し、教材化自体をタブー視するのは不見識である。教育勅語と教育基本法が両立していた戦前と戦後の連続性を全面否定することは、「歴史に対する欺瞞」である。

教育勅語と教育基本法の歴史を曇りのない眼で直視すべきであり、「真に問われるべきは歴史を無視し、今なお教育勅語を感情的にしか議論できない戦後社会の怠慢と貧困である」(28)。

120名の教育研究者の声明によって浮き彫りになったのは、この「歴史を無視し、今なお教育勅語を感情的にしか議論できない戦後社会の怠慢と貧困」ではないのか。「教育勅語体制から教育基本法体制へ」というように、戦前と戦後を単純な対立図式で捉えるのではなく、戦前と戦後の連続性と非連続性の両側面を実証的研究を積み重ねることによって、曇りのない眼で客観的に包括的に捉え直し、「イデオロギー対立の所産として導き出されてきた固定的な評価を客観的に再検討するという、歴史研究としてはごく当たり前の次元に還る」(29) 必要がある。

戦前と戦後を単純な二分法論理で捉える固定観念が、修身科と教育勅語をタブー視し、「修身科」復活論争、「特設」道德論争、「期待される人間像」論争、「心のノート」論争など、文部省対日教組のイデオロギー対立の争点になってきた道德教育をめぐる不毛な論争を招来し、修身教育の功罪が学問的に検証されず、道德教育の理論研究を阻んできたのである。

臨教審設置法に明記された「教育基本法」の精神を、立法当時の公的解釈にさかのぼって検証し、教育勅語と補完関係にあったことを確認した臨教審の教育基本法論議によって、この戦前と戦後を対立的に捉える不毛なイデオロギー対立からの脱却が試みられ、道德教育の見直しが行われたが、思考停止に陥った日本の教育学会や教育学者たちは、この臨教審の問題提起を真正面から受け止めようとはせず、道德は「領域」に過ぎず

「教科」ではなかったために、道徳教育に関する理論並びに、実践（指導法）研究、教員養成並びに研修は機能不全、構造的な「負のスパイラル」に陥ってしまった。これが戦後の道徳教育が形骸化した歴史的要因といえる。

「戦前と戦後の断絶こそ、戦後教育学の創り出してきた最大の虚構」（30）であり、貝塚によれば、「戦後70年間の間に、近代以降の道徳教育の成果は省みられず、学問としての道徳教育の理論研究はすでに解体されたに等しい。ここには、戦前・戦後における道徳教育の制度的断絶に依るところも大きい、それ以上に道徳教育研究を妨げる歴史的な要因が作用したといえる。」（31）

今春から始まる「道徳の教科化」を契機に、戦後の道徳教育研究を妨げてきた歴史的要因を根本的に見直し、理論研究の基盤と環境を整備しつつ、ホリスティック（包括的）な視点から、道徳教育の理論と実践の往還を積み重ねる中で、新たな「道徳教育学」を樹立することが時代の要請といえる。今春から開学する麗澤大学大学院学校教育研究科道徳教育専攻で担当する道徳教育原論「臨床教育と道徳教育」の研究を通して、地道に一步ずつこの新たな時代の要請に応えていきたい。

注

- (1) 唐澤富太郎『教科書の歴史—教科書と日本人の形成—』（創文社、昭和31年）164頁
- (2) 和辻哲郎「危険思想を排す」（『和辻哲郎全集』第22巻、岩波書店、平成3年）142頁
- (3) 同上
- (4) 日本教育学会・教育勅語問題ワーキンググループ「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」134頁
- (5) 井上哲次郎の「現象即實在論」は、「従来の實在論の主張に対する批判的総合の立場とみなされている。彼によれば、實在論の第一の段階は、現象そのものをそのまま實在とみなす素朴實在論であり、第二の段階は、現象と實在とを表裏二面とみなす二元論的實在論である。この二元論的實在論は、現象の背後に實在を想定するという意味でまだ不十分であるのに対して、第三の段階は、現象と實在とを融合するものとみる『融合的實在論』であり、これが彼自身の現象即實在論の立場とされている。」（新田義弘『井上円了と西洋思想』東洋大学学術情報リポジトリ、昭和63年、80頁）
- (6) 井上哲次郎『釈明教育勅語衍義』廣文堂書店、昭和17年、4-6頁
- (7) 内閣委員会会議録第4号（平成29年4月13日）
- (8) 同上
- (9) 同上
- (10) 井上哲次郎・前掲書、332-338頁
- (11) 佐藤秀夫「解説」（同編『続・現代史資料8 御真影と教育勅語』平成6年、5頁）
- (12) 第193回国会予算委員会第一分科会第2号（平成29年2月23日）
- (13) 昭和60年10月6日、教育基本法・教育勅語問題について臨教審第一部会で発表したのは次の通り。昭和60年1月30日「教育基本法の制定過程について」、同5月8日「個性主義について—教育基本法との関係」、同10月1日「21世紀に向けての教育の基本的な在り方」、同12月3日「教育基本法の本質の正しい認識の確立に向けて」。なお、同9月7日に杉原誠二郎氏から「教育基本法と教育改革」について、第一部会でヒアリングを行った。
- (14) 文部省調査局、昭和22年3月12日
- (15) Justin Williamsは、GHQ民政局国会・政治課長、米極東軍司令部最高司令官外交政治顧問、メリランド大学学長補佐などを歴任。同文書には日本国憲法制定、公職追放、女性の政治活動などに関する覚書、書簡などを収録。マイクロフィルム43巻。
- (16) 高橋史朗・ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲』日本教育新聞社、昭和62年、54-55頁
- (17) Eileen R. Donovan, "Imperial Rescript of 1890", 6 August 1946, Trainor Collection, Box 28 Hoover Institution Archives.
- (18) 官報号外、昭和23年6月20日、参議院会議録第51号
- (19) 高橋史朗・ハリー・レイ前掲書、56-57頁
- (20) 田中耕太郎「教育勅語の運命」（『心』第10巻第2号、生成會、昭和32年2月号、31頁）
- (21) 同34頁
- (22) 同40頁
- (23) 同32-39頁
- (24) 同34頁
- (25) 同、40-41頁
- (26) 同35頁
- (27) 第92回帝国議会議会貴族院教育基本法案特別委員会（昭和22年3月20日）
- (28) 貝塚茂樹「教育勅語を否定する戦後の欺瞞」（平成29年4月26日付産経新聞「解答乱麻」）
- (29) 貝塚茂樹「近現代教育史のなかの教育勅語：研究成果の検討と課題」（『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』第5号、平成27年、184頁）
- (30) 森田尚人「近代日本教育学史の構想—思想史方法論をめぐる個人的総括」（『近代教育フォーラム』第22号、平成25年、86頁）
- (31) 貝塚前掲論文、184頁

ソ連・コミンテルンの反日宣伝工作とインテリジェンス

江崎 道朗 (評論家)

●日本では、外交問題と見なされていない「歴史認識問題」

「歴史認識問題研究会」の呼びかけ文（創刊の辞）は、次のように書いている。

《自国の歴史をいかに認識するかは、他国の干渉を許してはならない国家・民族の独立を支える支柱だ。ところが、事実無根の日本を非難する歴史認識が外交を阻害し、わが国の名誉と国益を傷つけている。本来なら歴史認識問題は外交問題ではなく、学問的課題とされるべきことだ。》¹

なぜ「外交問題」としてとらえる必要があるのか。最大の課題は、これまで外務省が「学問的課題」とみなすことで、この歴史認識問題に取り組むことを避けてきたことである。学問的課題であると見なすことで、アメリカを始めとする外国において、いわゆる歴史認識をめぐる反日宣伝活動が繰り広げられてきたにもかかわらず、その対策は個々の外交官の判断に委ねられ、外務省としてはほとんど対応しようとしてこなかったのだ。²

この「歴史認識問題」となっているのは、主として両大戦間期（特に1930年代から1940年代半ば）に起こったとされる、「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」、「徴用工」などである。そして、これらの問題について現在、提起しているのが中国共産党政府や北朝鮮などの共産主義国家及び、韓国、日本、アメリカに在住する、どちらかと言えば左翼に分類される政治的傾向の人やグループであることが多い。そのため、いわゆる歴史認識問題が特定の政治的立場に立つ人やグループによる対日工作の一つではないか、との問題意識を抱く人が多い。

「歴史認識問題研究会」も同様の問題意識に立脚しており、その呼びかけ文において《歴史認識問題をめぐる今日的状況の研究を行う。それがいかなるプロセスでどのような勢力により表面化し拡散していったかについて、背景にある動きを含む体系的な研究を行う》ことを、第一の事業として掲げている。その背景には、いわゆる歴史認識問題は単なる「学問的課題」ではなく、特定の政治勢力によって仕掛けられた「外交問題」として考えるべきである、という問題意識が存在しているからだ。

そこで本稿では、旧ソ連をはじめとする共産主義勢力が、政治工作の一つの手段として歴史認識問題を活用してきたことと、そうした政治工作が国際政治、外交にどのような影響を与えたのかを考察する、情報史という学問が欧米諸国で始まっていることについて紹介することで、歴史認識問題を「外交問題」として取り組む必要性を明らかにしたい。

●ソ連・コミンテルンの影響力工作

外交、特に非軍事的で政治的な対外活動には、様々な形態が存在する。

公然の手法をもってして、自らの国益に沿った行動を他国にとらせようとするものがある。具体的に言えば、外交や通商において他国との折衝を行うことであったり、公式の声明を発表したりすることなどだ。

一方で、自らの国益に沿った行動を他国にとらせるために用いられる非公然の手法としては、偽文書など情報の発信元を隠蔽したプロバガンダや、あるいは表向きは関係のないよう装った組織を使って示威運動を行ったりすることがある。これらは、いわゆる「欺瞞」(deception)と呼ばれる工作形態に属するものである。こうした非公然の手法のうち、自らの影響力をもって他国の国民や政策決定者の知覚を誘導する、個人を利用した工作は、「影響力工作」と呼ばれる。³

ソ連は戦前から、この非公然の「影響力工作」を重視していた。例えば、1975年から1979年まで東京のKGB駐在部に勤務して対日工作にあたり、その後、アメリカに亡命したソ連・KGB諜報員スタニスラフ・レフチェンコ (Stanislav Levchenko) は1989年、次のように述べている。

《ソ連情報機関は、標的とする諸国家に対する二つの主要な任務を負っている。ひとつは、古典的なスパイ活動である。つまり、技術や機密を盗むことである。もうひとつは現在、積極工作と呼ばれるものである。これは、標的にソ連の利益となるような行動をとらせることを目的とした“影響工作”のことである。初期の頃において影響工作は、情報機関ではなく、コミンテルンやソヴィエト共産党といったその他のソヴィエト機関によって主導されていた。それでも、遠い昔にコミンテルンによって発展されたその手法は、今日のKGBの活動に役立っている。》⁴

コミンテルン (Comintern、共産主義インターナショナル) とは1919年、ロシア共産党のレーニンが主導し、モスクワで創設され、1943年まで存在した、ロシア共産党主導による、共産主義政党による国際組織のことだ。世界の共産主義勢力は、このコミンテルンの方針に強い影響を受けてきた。

このコミンテルンが《標的にソ連の利益となるような行動をとらせることを目的とした“影響工作”》を仕掛けていたと、レフチェンコは指摘したわけだ。⁵

このソ連による非公然の影響力工作に、戦後の日本政治は強い影響を受けていたと思われる。

戦後の1955年から1990年代までの日本の政治は、主として55年体制と呼ばれる。与党の自民党に対して、野党の日本社会党が対立する二大政党体制のことである。

この二大政党のひとつ、日本社会党がソ連KGBの「コントロールの下」にあったとして、前述したソ連・KGB諜報員レフチェンコは1982年7月14日、アメリカ連邦議会下院情報特別委員会聴聞会において次のように証言しているのだ。

《KGBは一九七〇年代において、日本社会党の政治方針を効果的にコントロールできていました。同党の幹部のうち一〇人以上を影響力行使者としてリクルートしていたのです。》⁶

こうした対日工作の目的について、レフチェンコは以下のように十項目に整理して証言している。

- 《第一、日米の政治及び軍事における協力関係のこれ以上の深まりを阻止すること。
- 第二、日米の政治、経済、軍事の各領域において不信感を増大させること。
- 第三、日本と中華人民共和国のこれ以上の発展を阻止すること。とくに政治及び経済において。
- 第四、ワシントン・北京・東京の「反ソ・トライアングル」の形成の可能性を何としても取り除くこと。
- 第五、日本の有力な政治家の中に新たな親ソ・ロビーを作ること。まずは、自由民主党と日本社会党の中に作り、ソ連との経済的・政治的な結びつきを強める活動に一貫して当たらせる。
- 第六、高位の影響力行使者たちや、有力な財界指導者たち、あるいはマス・メディアを通じて、日本政府に対してソ連との経済関係の抜本的な拡大の必要性を説得すること。
- 第七、日本に政治サークルを組織して、日ソ間に友好善隣条約締結の運動をおこすこと。
- 第八、主要な野党に浸透すること。まずは、日本社会党である。彼らの政治方針に影響力を行使して、自由民主党が日本の議会を政治的に独占することを阻止する。
- 第九、同時に野党の指導者たちが連立政権を組もうとするのを阻止すること。ソ連は日本が政治的に安定することを必要としている。
- 第十、コリヤーク作戦をおこなうためのきわめて高度な活動を維持する。この作戦は、千島列島に軍を派遣したり、北方領土に新たな集合住宅を建設するなどによって、ソ連の意図に対する日本の認識に影響を及ぼし、この領土におけるソ連の支配に対して異議を唱えることが無駄なことだと日本政府に示す。》⁷

このようにソ連KGBの非公然の政治工作の目的は、「機密などを盗む」というだけでなく、「ソ連に有利な情報を日本の政治家やジャーナリストなどに与えることで、日本の政治をソ連に有利な方向に誘導すべく影響力を発揮すること」もあった。

● 反戦平和運動を活用した日米離間工作

それでは、レフチェンコは日米間の不信感を煽ったり、日本の政界に親ソ・ロビーを作ったりするためにいかなる活動をしたのか。

1982年7月14日、アメリカ連邦議会下院情報特別委員会聴聞会においてレフチェンコは、以下のように証言している。

《1958年、モスクワ大学に進学し、ソ連軍の研究機関に進学し、日本語や日本の歴史・経済・文学などを学ぶ。同大卒業後、1967年までソ連科学アカデミーの研究機関の院生として研究に従事し、日本の平和運動の歴史に関する修士論文をまとめる。その後、ソ連共産党中央委員会国際部の指揮下にある「ソ連平和委員会」——ソ連の国際フロント組織である「世界平和評議会」(World Peace Council) を運営していた組織——で非常勤のコンサルタントとなり、ソ連を訪れた日本の平和運動団体の通訳を務めたり、日本の左翼団体に関する分析をまとめて国際部に提出するなどの仕事をする。1966年4月、ソ連通商代表団の通訳として初めて日本を訪れる。このときの実際の任務は、日本の平和運動の指導者たちと接触して情報を集め、国際部に報告することであった。同年、国際部の指揮下にある「ソ連アフロ・アジア諸国連帯委員会」——主に第三世界におけるアメリカや資本主義諸国の影響力を低下させる類の活動を担い、反ベトナム戦争キャンペーンなどを中心的におこなったフロント組織——の常勤職に就く一方、陸軍の予備役将校として非合法の情報活動のための訓練を3カ月ほど受ける。1970年まで、ソ連アフロ・アジア諸国連帯委員会のスポークスマンとしてさまざまな国際会議に出席する。1971年、KGB第1総局(対外諜報)の幹部の接触を受け、KGBに入る。1972年、同局の情報学校を一年かけて卒業。同年秋、同局第7課の日本担当部署に配属される。1974年、日本で政治情報の収集を命じられ、そのための準備として『ノーボエ・プレーミヤ』誌で一年ほど働き、ジャーナリストとしての技術を磨くなどする。1975年2月、家族とともに東京に移り、KGB東京駐在部政治情報部門 (the Tokyo residency of the KGB, Line PR, Political intelligence) の諜報官に着任し、『ノーボエ・プレーミヤ』誌記者の肩書を遮蔽に用いてさまざまな諜報活動に従事する。》⁸

このようにレフチェンコは、反戦平和団体などを利用しながら、《第三世界におけるアメリカや資本主義諸国の影響力を低下させる類の活動》を実施し、日本でも日米間の不信感を煽ったり、日本の政界に親ソ・ロビーを作ったりする活動を実施したと証言している。

このレフチェンコ証言の信憑性が高いことは、日本政府も認めている。1984年の『警察白書』にはこう記されている。

《警察庁は、証言に表れたソ連の情報機関KGB（国家保安委員会）の我が国における活動に伴って違法行為が存在するか否かについて調査するため、五八年三月、係官をアメリカに派遣し、レフチェンコ氏より前記証言の更に具体的な内容について詳細に聴取した。

証言及び聴取結果によれば、レフチェンコ氏は、亡命当時KGB少佐の地位にあり、「新時代」誌支局長の肩書を利用しつつ日本の各界に対して、日・米・中の離間、親ソロビーの扶植、日ソ善隣協力条約の締結、北方領土返還運動の鎮静化等をねらいとした政治工作を行うことを任務としており、この任務に関して一人の日本人を直接運営していた。(中略)

警察は、そのうち必要と判断した数人から事情を聴取するなど所要の調査を行った。その結果、レフチェンコ氏やその前任者等から、金銭を使ってのスパイ工作をかけ

られ、実際に我が国の政治情勢等の情報を提供していたこと、また、相互の連絡方法として、喫茶店等のマッチの受渡しに方法が用いられたり、「フラッシュ・コンタクト」（情報の入った容器を歩きながら投げ捨てると、後から来たスタッフが即座にそれを拾う方法）の訓練をさせられたこと等の事実が把握されたが、いずれも犯罪として立件するには至らなかった。

しかし、「レフチェンコ証言」について、同証言に述べられた政治工作活動の内容と、警察の裏付け調査の結果及び警察が過去に把握していた各KGB機関員の政治工作活動の実態とが多くの点で一致することから、その信ぴょう性が全体として高いものと認められた。》⁹

この『警察白書』の指摘から、以下のようなことがわかる。

第一に、KGBのレフチェンコは、反戦平和活動などを利用しつつ、《日・米・中の離間、親ソロビーの扶植、日ソ善隣協力条約の締結、北方領土返還運動の鎮静化等をねらいとした政治工作》を実施した。

第二に、反戦平和運動などを利用した日米離間工作といった非公然の政治工作は、機密情報を盗むといった違法行為には該当しないため、犯罪として立件することは困難であるということだ。

●インテリジェンスと国際政治、外交との関係を論じる情報史の登場

機密情報を盗むスパイ活動と異なり、非公然の政治工作、影響力工作は「犯罪」として取り締まることは困難だが、その影響力は極めて大きい。

そこで欧米諸国では、外国勢力による非公然の政治工作、影響力工作に対抗すべく、そうした工作が国際政治や外交にどのような影響を与えてきたのかについて研究する学問が生まれている。「情報史（インテリジェンス・ヒストリー）」という。

ここでいう「インテリジェンス」には、非公然の政治工作、影響力工作も含まれる。京都大学の中西輝政名誉教授によれば、インテリジェンスとは、次の四つの分野からなると言われている。

《第一は情報を収集すること。これは相手の情報を盗むことももちろん含まれる。

第二は、相手にそれをさせないこと。つまり防諜や「カウンター・インテリジェンス」という分野である。敵ないし外国のスパイを監視または取り締まることで、その役割は普通の国では警察が担うことになる。

第三は、宣伝・プロパガンダだ。一般的に、宣伝には資金が必要だ。だが、その出所第が発覚したり、宣伝のアンフェアな意図がバレてしまうと、効果は激減する。した第がって、インテリジェンスでいう宣伝は、それがあある意図をもった広報活動である第ことを隠し秘密裏に行われる。だが宣伝である以上、より多くの人に大々的に伝えなければ意味がない。その二律背反を可能とするのが秘密工作としてのプロパガンダだ。

プロパガンダには、「ホワイト・プロパガンダ」と「ブラック・プロパガンダ」があるとされる。前者は、前述のUSIAないしUSIS（アメリカン・センター）のように、

政策目的をもってある事実を知らしめる広報活動を指す。それに対して後者は、虚偽情報などあらゆる手段を使って相手を追い詰めていく活動だ。いわば完全な外交工作ゲームである。

そして第四は、秘密工作や、旧日本陸軍の言葉でいえば「謀略」行為を行うことだ。CIAはこれを「カバート・アクション」と呼び、ロシアでは「アクティブ・メジャー（積極工作）」と称することがある。》¹⁰

いわゆる「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」といった歴史認識問題を使った反日宣伝工作は、非公然の政治工作であるとともに、《虚偽情報などあらゆる手段を使って相手を追い詰めていく》ブラック・プロバガンダ活動の一つと見なすことが出来る。

そもそも日本における戦後の反戦平和運動は、1951年に日教組が掲げた「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンに象徴されているように、戦前の日本軍や日本政府の行動を非難し、日本の戦争責任を追及する活動を背景に発展してきた。¹¹

こうした歴史認識問題に象徴される、ブラック・プロバガンダをも射程に入れた情報史研究を、中西教授は次のように定義している。

《次の三点を「情報史」の定義としておくこととする。

情報史とは、まず「情報（インテリジェンス）史料」を主要な根拠として、歴史の過程（多くは国際関係の歴史）を明らかにしようとする研究、としてみたい。では「情報史料」とは何か。それは、主として国際機関としてのインテリジェンス組織によって作成されたり、またはその活動に直接、言及した文書（多くは公文書）のこと、というぐらいいなろう。

そして三つめに、そうした情報史料を作成したり、情報を収集・分析したりする組織、つまり情報機関それ自体や、その活動の仕方や歴史的な変遷などを実証的・学術的なアプローチから究明しようとする試みも、情報史学の本来的な守備範囲ということになる。》¹²

このような情報史の学部・学科あるいは専攻コースが1990年代以降、欧米の主要大学で次々と設けられ、ソ連・コミンテルンの対外政治工作についての研究も進んでいる。この動きは英語圏にとどまらず、オランダ、スペイン、フランス、ドイツ、イタリアなどにも広がっている。¹³

ところが、日本では「情報史」という学問があることもほとんど知られていない。知られていないどころか、日本のアカデミズムでは排除される傾向がある。中西教授は以下のように証言している。

《2005年の日本国際政治学会の席上のことだったが、日本を代表する外交史研究者で日本国際政治学会のある長老学者は、次のような忠告あるいは「警告」を発していた。「私の友人でイギリスの有名な日本外交史研究家は、『イギリスの今の若い世代の学者達は文書館の隅々まで、ゴミくずのようなインテリジェンス史料を捜し回って時間を浪費しているので困る』、と言っていた」と語り、日本でこの分野の研究の広がりを歓迎

しない、という姿勢を示した。》¹⁴

実際、2018年の時点で日本において、情報史を扱う学部や学科を新設した大学は存在していない。

一方、日本政府も、非公然の政治工作やプロバガンダといったインテリジェンスについて、正面から取り組んでこなかった。

そもそも、反戦平和運動などを利用して、ソ連KGBによる影響力工作が日本に対して仕掛けられたことを『警察白書』も認めているにもかかわらず、こうした影響力工作に対応する「対外」インテリジェンス機関が、日本では創設されていない。

いわゆる歴史認識問題が戦後の外交の課題であり続けたにもかかわらず、外務省にも、歴史認識問題というブラック・プロバガンダについて取り組む、専門部署は存在していない。

● コミンテルンの影響力工作としての「歴史認識問題」

一方で、反戦平和運動や歴史認識問題を使った「宣伝工作」「影響力工作」が国際政治や外交に強い影響を与えることについて、戦前の日本政府、特に外務省は強い関心を抱いていた。

1937年7月、盧溝橋事件が起こると、アメリカでは、労働組合、キリスト教団体、人権団体、学生団体、人権団体、平和人道団体などが、反日親ソ親中の宣伝活動を各地で繰り広げた。当時、全米24州に109の支部を持ち、会員数400万人を誇る「反戦・反ファシズム・アメリカ連盟 (American League against War and Fascism)」は11月に全米大会を開催し、その名称を「アメリカ平和デモクラシー連盟 (American League for Peace and Democracy)」と改め、「平和」「デモクラシー」を守るという名目を掲げ、大々的なキャンペーンを開始したが、この「連盟」は共産主義者らによって牛耳られていた。¹⁵

一方、1937年12月から翌年の1月にかけて、日本軍占領下の南京にいたジョン・マギー牧師は、戦地の模様を映画フィルムでひそかに撮影していた。戦後、いわゆる南京大虐殺の証拠として使われたこの映画を、南京からアメリカに持ち出したのが、中国YMCA主事ジョージ・フィッチである。彼は、元在中宣教師マックスウェル・スチュアート、雑誌「アメラジア」編集人フィリップ・ジャフェらアメリカ共産党幹部と共に、1938年8月、ニューヨークにおいて「日本の侵略に加担しないアメリカ委員会 (The American Committee for Non-Participation in Japanese Aggression)」を設立した。同委員会は『日本の戦争犯罪に加担するアメリカ (America's Share in Japan's War Guilt)』と題したブックレット (A 5判サイズで80頁) を7万5000部、『戦争犯罪 (War Guilt)』と題したパンフレットを2万2千部作製し、連邦議会上下両院のあらゆる議員やキリスト教団体、婦人団体、労働組合などに配布し、大々的なロビー活動を開始した。¹⁶

このパンフレットでは、アメリカの各界有識者やジャーナリストたちが「1937年の支那事変以降、日本軍は中国人民を殺害し、戦争犯罪を繰り返しているが、その日本軍に武器や燃料を供給しているのはアメリカであり、アメリカは中国における日本の戦争犯罪に加担している。よって日本の戦争犯罪を阻止するためには、日本に対して経済制裁をすべ

きだ」と、訴えていた。

こうした反日宣伝活動、ブラック・プロバガンダについて、若杉要ニューヨーク総領事は1938年7月20日、『当地方ニ於ケル支那側宣伝ニ関スル件』と題する詳細な機密報告書を提出し、次のように分析している。¹⁷

- 一、シナ事変以来、アメリカの新聞社は「日本の侵略からデモクラシーを擁護すべく苦闘している中国」という構図で、中国の被害状況をセンセーショナルに報道している。
- 二、ルーズヴェルト政権と議会は、世論に極めて敏感なので、このような反日報道に影響を受けた世論によって、どうしても反日的になりがちだ。
- 三、アメリカで最も受けがいいのは、中国国民党の蒋介石と宋美齡夫人だ。彼らは「デモクラシーとキリスト教の擁護者だ」とアメリカの一般国民から思われているため、その言動は常に注目を集めている。
- 四、一方、日本は日独防共協定を結んでいるため、ナチスと同様のファシズム独裁国家だと見なされている。
- 五、このような状況下で中国擁護の宣伝組織は大別して蒋介石率いる中国国民党政府系と、コミンテルンと連動するアメリカ共産党系、そして宗教・人道団体系の三種類あるが、共産党系が掲げる「反ファシズム、デモクラシー擁護」が各種団体の指導原理となってしまうている。
- 六、共産党系は表向き「デモクラシー擁護」を叫んで反ファシズム諸勢力の結集に努めており、その反日工作は侮りがたいほどの成功を収めている。
- 七、共産党の真の狙いは、デモクラシー擁護などではなく、日米関係を悪化させてシナ事変を長期化させ、結果的に日本がソ連に対して軍事的圧力を加えることができないようにすることだ。

若杉総領事はこう述べて、近衛文麿内閣に対して、「アメリカのルーズヴェルト民主党政権の反日政策の背後には、中国大陸での日本軍の活動を非難する反日宣伝があり、その反日宣伝を主導しているのはアメリカ共産党である」ことを強調し、その対策の重要性とともに、アメリカ共産党による日米分断策動に日本が乗らないよう訴えたのだ。¹⁸

このように戦前の日本政府、特に外務省は、アメリカを舞台にソ連・コミンテルンが歴史認識問題を使って反日宣伝を繰り広げ、日米離間工作を仕掛けてきたことについて調査・研究し、懸命に対応しようとしていた。戦前の外務省は、外国、具体的にはアメリカを舞台にした反日宣伝工作、政治工作を調査し、対応することが外務省の役割であると認識していたのだ。

こうした戦前の外務省の実績を踏まえるとともに、現在、欧米主要国の大学において「情報史」研究が本格化している世界の趨勢を見据え、歴史認識問題は単なる学問的課題ではなく、インテリジェンスの問題であり、外務省、または将来新設されるべき対外インテリジェンス機関が取り組むべき「政治課題」でもあるとの共通認識を構築することが重要だ。

- 1 『歴史認識問題研究』創刊号（歴史認識問題研究会、2017年9月20日）所収。
- 2 2012年12月に発足した第二次安倍晋三・自公連立政権は、こうした「歴史認識」問題についても予算を組み、外務省の任務であると位置づけた。
《2015年は戦後70周年の節目の年に当たり、「戦略的対外発信」のため、約700億円が計上され、補正予算計上分305億円と合わせれば、対前年度比500億円の増となる。主な新規事業は以下のとおりである。
- ア ジャパン・ハウス（仮称）の創設（35.9億円） 近年、領土や歴史認識等について、他国の情報発信が活発に行われている。「骨太の方針 2014」においては、「戦略的対外発信については、真に日本の『正しい姿』や多様な魅力の発信に向けて、海外の広報文化外交拠点の創設を検討する」と明記されている。（中略）
- イ 親日派・知日派の育成（77億円） 平成27年度予算では、親日派・知日派育成に向けた取組を強化する新たな措置が採られている。（中略）
- 上記の取組に加え、領土保全、歴史認識、積極的平和主義等について、日本の「正しい姿」を国際社会に発信するとともに、伝統文化やクールジャパンを含む日本の多様な魅力の発信を通じた対日理解の増進を図るため、平成26年度に続き、日本国内の外交シンクタンクへの支援拡充に係る経費（7.3億円）、女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）の主催に係る経費（2.2億円）が計上されている。また、主要国の在外公館における諸外国の動向及び日本に関連する報道等のモニタリングや対日世論調査の実施に係る経費（6.7億円）が計上されている。》（外交防衛委員会調査室 上谷田 卓『「戦略的対外発信」と外交実施体制の強化』、参議院調査室『立法と調査』No.362、2015年3月）
- 3 佐々木太郎『革命のインテリジェンス』（勁草書房、2016年）pp.1-2.
- 4 同、p.27.
- 5 戦前のコミンテルンによる対日工作については、江崎道朗『コミンテルンの謀略と日本の敗戦』（PHP新書、2017年）参照のこと。
- 6 前掲佐々木書、P.9.
- 7 同、PP.38-39.
- 8 同、注（序章）p.29.
- 9 警察庁編『警察白書』昭和59年版
- 10 中西輝政『情報亡国の危機』（東洋経済新報社、2010年）、pp.108-109.
- 11 東京都教職員組合『都教組50年の歩み』（東京都教職員組合、1998年）pp.106-107.
《日教組は、五一年一月二四日の第一八回中央委員会で、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げて、全面講和、中立堅持、軍事基地提供再軍備反対を内容とする「講和に関する決議」を採択した。この決議は「困難なる講和を通してかち得られる民族の完全独立は、国民一人一人の精神的自立を基礎とした、積極的且つ広汎な平和運動によって達成されることを信じ、再び教え子を戦場に送らない決意のもとに日常教育活動に努力を傾注する」と、平和運動と平和教育推進の決意を表明している。》
- 12 前掲中西書、pp.181-182.
- 13 中西輝政「創刊の辞」、『情報史研究』創刊号（情報史研究会編集・発行2009年5月）、pp.7-9.
- 14 『情報史研究』創刊号（情報史研究会編集・発行2009年4月）、p.3.
- 15 H・クレア、J・E・ヘインズ、F・I・ファイルソフ『アメリカ共産党とコミンテルン』（五月書房、2000年）、pp.42-44.
《一九三〇年代後半までに、CIO（産業別組合会議）のメンバーの四分の一が共産主義者の指導下にある組合に所属していた。
- 人民戦線の方針に支えられて、共産主義者は短期間に数十の組織に入り込み、アメリカ人の生活のさまざまな面に関係を持ち始めた。アメリカ作家連盟League of American Writersや反戦・反ファシズム・アメリカ連盟American League against War and Fascismのような共産主義者が支配するグループに有名な作家、芸術家、知識人が結集した。アメリカ最大の青年グループ連合であるアメリカ青年会議American Youth Congressも共産主義者が仕切っていた。》
- 16 馬暁華著『幻の新秩序とアジア太平洋』（彩流社、2000年）pp.72-75.
- 17 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B02030591100、支那事変関係一件／輿論並新聞論調／支那側宣伝関係 第一巻（A-1-1-0-30_2_4_001）（外務省外交史料館）

- 18 戦前のアメリカにおける、コミンテルン・アメリカ共産党による反日宣伝工作と日本外務省の対応については、江崎道朗『アメリカ側から見た東京裁判史観の虚妄』（祥伝社新書、2016年）を参照のこと。

「国際倫理」からアプローチする歴史認識問題

—日米主導で「国際規範」の構築を—

川久保 剛（麗澤大学准教授）

グローバル化する歴史認識問題——何が問題か

国際政治学者の向山直佑は、歴史認識問題の現状を次のように分析している。「従来二国間で争われてきた歴史認識問題が、もはや二国間の枠に収まらず、国際連合などの国際機関や、第三国においても重要な問題として扱われるようになった」、「「被害者」側が他国の認知や圧力を求め、「加害者」側がそれを必死に阻止し、第三者がそれに介入する、という構図が生まれている」（「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」¹⁾）。

日本の歴史認識問題は、この典型であろう。慰安婦問題にしても、従来は日韓、日中の問題に過ぎなかったが、今では、欧米や国連、ユネスコが関与・介入する問題となっている。西岡力によれば、そもそも「歴史認識問題」は「歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化すること」、つまり「内政干渉」問題と定義することができるが（「歴史認識問題とは何か」²⁾）、今日、①「被害国」からの「内政干渉」に加え、②第三国や国際機関からの「内政干渉」が常態化している。そして、そのような「内政干渉」を正当化する国際世論が形成されつつある。この点について向山は、次のように指摘する。「第三者による国内問題あるいは二国間問題への介入は以前より一定数存在してきたものの、冷戦終結以前には、一般的には避けられることが多かった。介入が潜在的に超大国間の深刻な対立に発展する可能性があり、また内政不干渉の原則が比較的厳密に遵守されていたためである。しかし、冷戦がソ連を中心とする東側諸国の体制崩壊によって終了したことでその足枷は外され、内政に干渉しないことで消極的な平和を実現するよりも、民主主義や人権を尊重する国際社会が介入することで、積極的な意味での平和を実現することが志向されるようになった。従来の「国内管轄事項」の一部は「国際関心事項」へと変化し、内政不干渉を理由に外部からの干渉を排除することはもはや許されなくなったのである。この結果として、例えば個別国家の領域内で起きている人権侵害を、「保護する責任」という概念のもと、第三者が武力をもって中止させる人道的介入や、個々の国々が行う環境汚染を、地球環境問題、すなわち国際社会全体の課題と考えて規制する動きが観察されるようになった。このような国際政治における第三者の果たす役割の拡大が、歴史認識問題にも及び始めている³⁾」。

しかし、このような第三国による介入は、「加害国」との間で、新たな紛争を引き起こす可能性を孕んでいる。向山も、この点を指摘する。「（第三国の介入は——引用者注）両当事者の合意の上で第三者に付託されたものではないため、介入者が完全に中立的なア

クターであることは基本的に考えられない。多くの場合、介入者は、紛争当事者の一方を支持する個別国家や国家連合、あるいは特定の規範を推進する国際機関である。そうした非中立的な介入が行われた場合、介入は、単に当事者間の関係に影響を与えるのみならず、当事者と介入者、特に批判を受ける側の当事者と批判する介入者との関係にも変化をもたらすはずである。言ってみれば、歴史認識問題も含め、既存の紛争に第三者が介入した瞬間に、介入者と、介入によって不利益を受けると考えられる当事者との間に、新たな紛争が生じるのである⁴⁾。この指摘は、日本の歴史認識問題にも該当する。例えばアメリカの介入によって日米関係が一時期悪化したことは周知の通りであるし、現在も、慰安婦像設置の動きをめぐって、欧米の都市と日本との間に様々な軋轢を招いている。

向山は、こうした「歴史認識問題のグローバル化」がもたらす問題についてほとんど研究されていない現状を指摘し、当該問題の先駆的事例と言えるオスマントルコによるアルメニア人虐殺問題を取り上げ、第三国のトルコへの介入の要因と帰結を分析しているが、前述のように日本もまた「歴史認識問題のグローバル化」という問題事象に当事者として直面している。そして、今後、多くの先進国がトルコや日本と同じ立場に立たされることも考えられる。国際法学者の大沼保昭はこの点について次のように指摘している。「非欧米諸国が経済力をつけ、国際的発言権を高めていくなかで、これまで日本が中国や韓国から批判されてきたような構図が、こうした国々とかつての植民地支配国である欧米先進国との間でみられるようになるかもしれない。英仏が旧植民地諸国から過去の支配やその間おこなわれた深刻な人権侵害について謝罪や補償を求められるかもしれない。米国がくり返しおこなってきた軍事的・経済的干渉について中南米諸国から、植民地支配していた時期における悪行についてフィリピンから、枯れ葉剤使用や一般市民の虐殺などについてベトナムから、その責任を追及されることがあるかもしれない。」(『「歴史認識」とは何か』⁵⁾)。また現代史家の秦郁彦は、ユネスコの文化事業「世界の記憶」が歴史認識をめぐる争いの場と化している問題に触れて、次のように述べている。「G7に代表される先進大国は19世紀の帝国主義全盛期にはいずれも「スネに傷持つ」身だから、無益なたたき合いは好まないはずだし、ユネスコも巻き込まれたくないだろう」(「ユネスコ記憶遺産は制度改革を」⁶⁾)、「「政治的緊張」を招きやすい19世紀以降のテーマは申請の対象から外すよう働きかけるべきだと考える」(「世界の記憶 19世紀以降除外を」⁷⁾)。秦は、今後申請される可能性のある歴史案件として、アヘン戦争(イギリス)、ギロチンの歴史(フランス)、トルコのアルメニア人虐殺(トルコ、フランス)、文化大革命、天安門事件(中国)、スターリンの大粛清(ロシア)、アボリジニ狩り(オーストラリア)、ベトナム戦争中の韓国軍による慰安婦問題などを挙げている⁸⁾。こうした問題が、国際社会に新たな紛争と混乱を呼び起こすことは十分に予想できる。

このような問題状況を見ると、今後、国際社会が歴史認識問題にどのように向き合っていけば良いのかについて議論し、研究することは不可欠であると言えよう。そしてそれを踏まえて、歴史認識問題に関する国際的な規範やルールの構築に向けた取り組みが必要となる。

このことは国際社会全体の課題であるわけだが、日本はその経験をもとに、国際的な議論をリードする役割を果たし得るといえる。もちろん日本は、慰安婦問題や南京問題、靖国問題など現在進行形の歴史認識問題に、当事国として対処していかなければならない

立場にある。日本の真実や名誉は守らなければならない。しかし同時に、日本は大国であり、国際社会のリーダーとしての役割も期待されている。日本の国益だけではなく、人類益や国際益にも寄与・貢献する国でなければならない。そもそも、国家あつての国際社会であり、国際社会あつての国家である。国家と国際社会は二つにして一つ、一つにして二つなのであり、国益と国際益は一体不可分・相互規定的な関係にある。国益と国際益は同時並行的に追求されなければならないといえる。

また、国際益を掲げる姿勢は、外交戦略的にも有効である。これまで日本は自国の真実と名誉を守るというスタンスをとってきたが、残念ながら、国際世論の支持は得られていない。それどころか、日本は自己正当化に終始していると非難されている。ユネスコ「世界の記憶」への中国・韓国など七か国による「日本軍慰安婦」資料の申請登録問題に対して、その審査の中立性や公平性、透明性を問ひ質すなど、普遍性に訴える手法で異議申立てを行った高橋史朗は、自己の経験を踏まえて、「ユネスコ加盟国がなるほどそうだと、日本は民族主義とかナショナリズム、歴史修正主義の立場から言っているのではなくて、普遍的な観点から意見を言ってるんだという説得力が必要なんです」（「ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察」⁹⁾）と喝破している。国家のパブリック・ディプロマシー（広報外交）も、国際益・国際公共性を掲げることで相手国や国際世論を動かす時代になっている¹⁰⁾。歴史認識問題も、「被害国」が人権や人道意識の確立など、普遍的と目される理念に訴えることで、国際世論を味方につけるという構図となっている。日本は、こうしたグローバルな状況に適應できないまま、旧来の「二国間型の歴史認識問題への対処方法」に終始しているように見える。日本が不本意な状況を余儀なくされている原因の一つは、ここにある¹¹⁾。

そこで以下、歴史認識問題における第三国や国際機関の介入の在り方について、日本の歴史認識問題を参照しながら考察し、今後歴史認識問題に関する国際規範を構築するうえで、検討すべき論点を提示したい。

倫理主義の盲点

歴史認識問題には、①歴史的側面、②倫理的側面、③政治的側面の三つの側面があるといえる。まず、「過去に何が起きたのか」を実証的に問題にするのが①の歴史的側面である。次に、「その史実が、人権尊重や男女平等など現代の価値理念から見ていかに問題であるか」について議論するのが、②の倫理的側面である。そして、それが、「なぜ、現在、このような形で、問題となっているのか」という点を問題にするのが③の政治的側面である¹²⁾。したがって、第三国並びに国際機関は、この三つの側面を包括的に検討し、問題の全体的構造を把握したうえで、両当事国への関与・介入のありようを検討することが求められる。

しかし、②の倫理的側面だけが前景化され、①歴史的側面と③政治的側面は後景化されるというのが現状である。国際社会は、「加害国」の罪を倫理的に糾弾することには熱心だが、「被害国」が主張する歴史的事実の真実性を検証したり、その主張の政治的意図性を分析することにはほとんど関心がない。

しかし、歴史的検証の裏付けの無い倫理的検討は、人権侵害の可能性を孕んだ反倫理

的な行為といえるし、政治的意図の有無を不問に付すことは、訴えを行っている当事国（被害国）に政治的に加担する可能性を含んでいる。にもかかわらず、歴史的検証と政治的意図の分析を経ないまま、性急に倫理的判定を下そうとするのが、今日の国際社会のありようなのである。これを筆者は、「倫理主義の盲点」と呼びたい。人間としての良心に駆られて、倫理への意志を追求するあまり、他の側面が見えなくなってしまうのである。批判を受ける側の当事国（加害国）にとっては、極めて理不尽な状況といえよう。

実際に、日本の慰安婦問題についても、国際社会は韓国・中国の主張のまま、日本の慰安婦制度は史上最悪の人権侵害だった、という倫理的判定を下している。「被害国」の主張に疑問を持ち、事実の再検証を訴える者は、「歴史修正主義者」・「ファシスト」・「否定論者(Denier)」などとレッテル貼りされ、その人間性や道徳性を疑われてしまう¹³⁾。

そして歴史認識問題で日本を批判する韓国や中国の政治的意図は問われないままである。通常の戦争責任問題は、「加害国」の謝罪や償いで幕引きとなる。しかし韓国や中国は、日本がいくら謝罪や償いを行っても、日本への攻勢を止めることが無い。歴史認識問題で日本を追及することが、政治戦略・外交手段・国益追求手段になっているからである。では、中国・韓国の目的とは何か。国際政治学者の中西輝政は、それを「日本の憲法改正阻止」、「国防力の整備」阻止、中国の軍事拡張に対する「日本の抵抗の無力化」に見出している。つまり、先の大戦における日本軍の悪行を世界に向けて発信し、強調することで、日本が再び軍事力を整備・強化することは人道上許されないという国際世論を形成し、その圧力で日本の軍事的弱体化を図り、自国の軍事的覇権の強化につなげようという思惑があるというのである。また中国には、日本を第二次大戦直後の世界秩序の中に封じ込めることで、ファシズム国家日本に反撃した正義の戦勝国としての中国のイメージを宣伝し、それによって冷戦時代に共産主義が犯した虐殺や粛清、人権弾圧などの罪を糊塗するとともに、同じ戦勝国のアメリカを中国側に心理的に引き寄せ、日米同盟の弱体化につなげるというねらいがあると言う¹⁴⁾。いわば、日本は「歴史戦争」を仕掛けられていると中西は指摘する（「現代「歴史戦争」のための安全保障」¹⁵⁾）。おそらく中国が進める「歴史戦争」の背景には、以上の戦略に加え、日本軍の残虐性を周知することで、それと戦った共産党政権の偉大さをアピールし、それによって統治基盤を強化するという国内的事情もあるのだろう¹⁶⁾。中西とほぼ同じ見方に立っている産経新聞の「歴史戦」取材班は、「「歴史戦」と名付けたのは、慰安婦問題を取り上げる勢力のなかには日米同盟関係に亀裂を生じさせようとの明確な狙いがみえるからだ。もはや慰安婦問題は単なる歴史認識をめぐる見解の相違ではなく、「戦い」なのである」（有元隆志『歴史戦』「まえがき」¹⁷⁾）と指摘している。実際に慰安婦問題で日本を批判する当事者からは、「我々の意図は日本を非難することではない。歴史、人権、平和について、人道意識のために人々を啓発することにある」という表明と同時に、「我々は米国政府に（中略）日本を韓国や中国より尊重する外交政策の転換を求める」という声が漏れてくる¹⁸⁾。

大沼保昭は、「中国は、日本との関係で「歴史認識」問題を外交のカードとして使ってその有効性を熟知しているので、中国に不平等条約を強いて租界やさまざまな権益をむさぼった欧米先進国に対して、外交カードしてこれからも使う可能性が高い」（『「歴史認識」とは何か」¹⁹⁾）と指摘している。第三国や国際機関は、歴史認識問題がリアルポリティックスに利用され得ることを、共通認識として確立する必要がある。そして「被害

国」の主張を検証抜きに信じて問題に介入することは、「被害国」の政治戦略や人道の政治利用に加担する責任を負うことにもなるということを認識する必要がある²⁰⁾。言いかえると、第三国や国際機関が問題に介入する際には、歴史的側面と政治的側面を「検証する責任」が求められるのである。その「責任」を遂行することが、倫理的側面の検討の実質性を担保することになる。

公平的正義

歴史認識問題における国際規範を構築するにあたって、次に検討すべき論点は、「公平的正義」の確立である。というのも、歴史認識問題の扱いには「公平的正義」が著しく欠落している、と指摘できるからである。例えば慰安婦問題でも、第二次大戦中または戦後に、他の国においても存在していたとされるにもかかわらず、日本のそれだけが取り上げられ、非難される傾向が見受けられる。「被害国」が訴えた事案についてだけ、国際社会は関与・介入することになるから、「被害国」が訴えない事案については帳消しという形となる。中国・韓国は盛んに日本を訴えるから、日本の事例が集中的に取り上げられる、というわけである。まず、このような非対称性があることが問題となる。

次に、戦勝国と敗戦国との間にある非対称性も問題となる。戦争責任問題は戦勝国にも該当する問題といえるが、敗戦国のそれだけが俎上に載せられる現実がある。これは明らかに不公平であろう。この点について大沼保昭は、次のように論じている。「日本とドイツは明らかな侵略国であり、敗戦国であったために、戦後厳しい反省を迫られ、実際に反省してきた。ところが、ドイツ以外の欧米の大国は、戦勝国であったがゆえに、植民地支配と帝国主義外交を支えた非欧米諸民族への優越意識を真剣に反省し、植民地支配の悪に正面から向かい合う機会を今日までもてていないのです。(中略)このように、ドイツ以外の欧米の大国が向き合ってきた戦争責任、植民地支配について日本が批判されるのは、明らかに不公平だし、不愉快なことではある」(『歴史認識』とは何か²¹⁾)。本来、戦争責任問題を取り上げるのであれば、戦争の勝敗に関係なく取り上げなければならない。だからといって、敗戦国側の戦争責任が免責されるわけではないことはもちろんのことである。

大事なのは、一体何のために歴史認識問題を取り上げるのかという前提の確認であろう。被害国が加害国に報復するためではなく、戦勝国が敗戦国を懲罰するためでもなく、人類社会の倫理的向上が目的なのであるとすれば、それぞれの国益を超えた、普遍的な次元からアプローチする姿勢が求められよう。各国家の抱える事案を全て平等に扱い、平等に懲罰を与えるという次元での「公平的正義」ではなく、人類共通の課題として問題設定するという次元での「公平的正義」が確立されなければならない。このままでは、弱い立場にある特定の国家がスケープゴートにされて終わり、ということになりかねない。明らかな選択性、恣意性、二重基準を問題にしなければならない。

多元性と対話

そもそも歴史認識とは何か、というメタレベルの問いも重要な論点となる。

歴史は物語であるといえる。個々の歴史的事実の集積を歴史と呼ぶことはできない。個々の歴史的事実を繋ぎ合わせて、一つの意味を持った物語に構成することで、歴史は歴史として成立する。したがって、そこには構成する主体の視点が入らざるを得ない。歴史とは特定の主観によって構成されるものであり、客観的実在ではないのである。したがって歴史は、それを語る主体の数だけ存在するともいえる。言いかえると多元性を帯びている。歴史認識は本来、多元的なものなのである²²⁾。

しかし歴史認識問題では、このような歴史の多元性という本質が踏まえられていない状況にある。むしろ、歴史を一元的に捉える傾向が見られる。そして、その一元化された歴史認識は、第二次大戦の戦勝国の立場から構成された物語なのである。つまり、第二次大戦は、世界支配を目論む日独伊という悪のファシズム勢力を、米英中ソら正義の連合国が撃退した戦争とする物語である。これが戦勝国によって形成された、戦後世界の公定的な歴史認識となっている²³⁾。したがって、このような歴史認識に疑問を差しさわる者は、戦後秩序の側から、間違った認識の持主であると非難されることになるのである。「歴史修正主義者」・「ファシスト」・「否定論者 (Denier)」などと呼ばれてしまうわけである。しかし、そのような公定的歴史認識は、戦勝国の都合に合わせた物語に過ぎず、当然ながら敗戦国などから疑問の声が出てくることは避けられない。しかし、そのような声は、先のレッテルを貼られ、排除されてしまうのである。このように、戦後の歴史をめぐる議論空間は、戦勝国の独善的正義によって支配されているといえる。言いかえると歴史認識問題は、勝者と敗者という権力関係によって規定されているのである。

したがって、歴史認識問題において日本は予め不利な立場なのである。この点に関して国際政治学者の細谷雄一は、次のように指摘している。「戦争に勝利を収めた連合国は、戦闘の勝利を手に入れただけでなく、歴史の正義をも手にいれることができた。二〇世紀になると、戦争とはただ単に、軍事力の衝突を意味するのではなく、正義の衝突を意味するようになる」、「日本の場合には、戦争に勝利した連合国のアメリカやイギリス、ロシア (ソ連) などとは異なり、敗戦をどのように受けとめて、戦勝国が唱える正義にどのように向き合うかというさらに難しい問題を抱えている」(『戦後史の解放 I 歴史認識問題とは何か』)²⁴⁾。戦後の歴史空間では、「日本の戦争＝悪」という図式が前提となっている。したがって、慰安婦や南京、靖国などの問題で、日本がいくら自らの真実性や正当性を主張しても、まともに取り合ってもらえないのである。それどころか、主張すればするほど「歴史修正主義者」等の悪罵を投げつけられ、日本は反省していないと批判を受けることになるのである。そして、そのような構図を利用して、日本を外交的に攻撃しようという政治的意図をもった勢力もまた現れるのである。そしてそれが、正義を追求する勢力として見られてしまうのである。

今後、歴史認識問題における国際規範を構築するにあたって、このような歴史空間のありように関する反省的検討は不可欠であろう。この検討なくして、歴史認識問題における倫理性の担保は不可能であろう。歴史認識の本質を踏まえて、多元的な歴史認識の共存を認め、「支配的・覇権的歴史認識」以外の「代替的歴史認識」も存立できる歴史空間を構築しなければならない。言いかえると、「対話」のある歴史空間の形成が求められよう。ユネスコ事務局長顧問を歴任した比較文明学者の服部英二は、「対話」の概念について次のように述べている。「対話」とは、おのおのの論理システムをぶつけ合うこと

を厭わない二人以上の人間による思考の妥当性を検証する一つの道具である。それはデリケートな行為である。と言うのも、対話には、話し手にとって自らの考えが変わるかもしれないというリスクを伴うからである。対話とは、思考のプロセスを再考し、確信されてきたものを再吟味し、新たなものを発見しつつ前進する、日々新たな手段である。それゆえに、対話の効能をこう再確認すべきであろう。それは旅に出ることであり、対決であり、試練であり、変容である。中でも強調すべきは、対話のもつ改善力である。それは、それぞれが自らの文化から外へ向かい、自らを解放し、通底する世界に身を投じるための手段である」（『文化の多様性と通底の価値』²⁵⁾）。「歴史修正主義」等のレッテル貼りによる、異質なものの排除の論理を改めない限り、このような意味での「対話」は成り立たないし、ましてや「和解」などはありえないだろう²⁶⁾。

可逆性

最後に、「可逆性」の倫理原則の導入を提唱しておきたい。「可逆性」の倫理原則は、あらゆる倫理問題に求められるものだが、歴史認識問題における国際規範の構築にあたっては必須の原則であるといえよう。

「可逆性」の倫理原則とは、「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」という視点から、他者へのかかわりのありようを考えることである²⁷⁾。

本稿で述べてきたように、歴史認識問題では、批判される側の当事国が、様々なレベルで不本意な状況を強いられている。そして、その中には、「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」と問いかけざるを得ない事象が多数存在する。例えば韓国の団体は、慰安婦像を国内外に次々に設置しているが、韓国はもし他国からそのようなことをされたら、どう思うだろうか。この点について、国際関係論の熊谷奈緒子は次のように述べている。「慰安婦問題に関して、日本に責任と謝罪を求める韓国側の活動の方法と内容は、真の和解を目指しているとは言い難い。そこには他者を批判することに重点を置く動きがうかがえる」、例えば慰安婦像の設置は「日本への圧力こそなれ、日本との真の和解をもたらすとはいえない。アメリカという異国で日本を名指しして、ニュージャージー州のパリセイズパークに建てられた記念碑のように「二〇万人以上の少女が旧日本軍によって拉致されて (abducted)」と、歴史家の間でも論争のある被害者数が刻み込まれることに対して、日本はもとよりアメリカの日系団体からも抗議があった。日系団体はこうした動きは、和解というよりも反日感情や敵対心を煽るものだと批判している」（『慰安婦問題』²⁸⁾）。実際に、前述のアメリカ人ジャーナリストのマイケル・ヨンは、慰安婦像設置をはじめ慰安婦問題に関して韓国や中国が行っていることは、「憎しみを作り出す工場」と形容できると指摘している²⁹⁾。また高橋史朗は、アメリカでは、慰安婦像が設置された地域の学校で、日本人子弟に対する深刻な「いじめ問題」が発生し、多くの親子が苦しみを抱えていると報告している（「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」³⁰⁾）。つい最近では、アメリカ・カリフォルニア州サンフランシスコ市で、韓国の団体から寄贈された慰安婦像と碑文を市議会が受け入れ、市の公共物としたことで、在米日本人や日系人から怒りと失望の声があがり、コミュニティの融和が損なわれる事態

となっている。このような事は他の国・地域でも起こっており、「慰安婦像は世界各地で地域社会を分断し、地域住民の無用の混乱と軋轢をもたらす」³¹⁾ 状況となっている。サンフランシスコ市のケースでは、この件がきっかけで大阪市が姉妹都市関係の解消を決定するなど、自治体間にも軋轢を生んでいる³²⁾。もちろん日米の国家間関係にも傷を与えている。まさに慰安婦像が「紛争のシンボル」と化しているのである³³⁾。批判する側の当事者(国)と第三者(国・自治体)は、こうした状況の是非に対して、「可逆性」の観点から内省する必要があるのではないだろうか。

韓国の団体は、ソウルの日本大使館や釜山の日本領事館など、日本の在外公館の前にも慰安婦像を設置している。これは、外国公館の安全と威厳を保護する義務を定めた国際法であるウィーン条約(第二二条二項)に違反する行為であると指摘されているが、韓国の政府も自治体も黙認したままとなっている。また国際世論も沈黙している。しかし現在、ベトナム戦争時の韓国軍慰安婦問題に関心をもつ英国の団体「ライダイハンのための正義」が、「ベトナムで韓国兵が行った性的暴行は重大な人権侵害だ」、「韓国政府は女性たちに謝罪すべきだ。人権重視の英国から被害実態を調査することを国際社会に求めたい」との声明を出し、韓国兵とベトナム人女性の間生まれた混血児「ライダイハン」の像を、在ベトナム韓国大使館前などに設置する計画を進めている。韓国は、こうした動きに対して、どのように対応するのであろうか。韓国大使館の前にライダイハン像を設置されても、抗議を行わないのであろうか。きっと、強く抗議をすることであろう。そして、第三国は、類似の事案の当事者となった際に、どのような対処をするのであろうか。

「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」という「可逆性」の倫理原則を導入しなければ、混乱と軋轢、憎しみの連鎖は止まることがないであろう³⁴⁾。

日米による主導を

以上、歴史認識問題における国際規範の確立に向けて、いくつかの論点を提示した。今後、更に考察を深め、多くの論点を洗い出していく必要がある。本稿は、そのための序説的考察にすぎない。

最後に、今後の日本の立ち位置について、一つの提言をしておきたい。日本は歴史認識問題の当事者として、目の前の事案への対応に追われている。しかし前述したように、日本は世界のリーダーとしての役割を果たし得る国である。そして日本は、倫理道徳を重んじる国家として生きてきた。日本のモラルの高さは、内外から高く評価されている。したがって日本は、当事者としての経験を踏まえて、歴史認識問題における国際規範の構築に大きく寄与しうるポジションにあるといえるし、そのような役割を果たすことで、倫理道徳国家としての日本のソフトパワーはさらに高まるであろう³⁵⁾。

もっとも、日本単独でこのような大きな課題を果たすことは出来ない。また日本は当事者なので、どうしても当事者中心主義に陥り、客観的な視点を確保できない可能性がある。そこで、共同で取り組んでくれるパートナーが必要となるわけだが、日本と一定の価値観を共有し、同盟国でもあるアメリカこそがそれにふさわしいであろう。このように考えた時、政治思想家でジョージタウン大学教授のケヴィン・M・ドークの次の言葉は傾

聴に値しよう。「日米関係を倫理という観点から論じることは、たぶん珍しいでしょう。一般には日米関係は経済とか安全保障という観点から論じられます。そうした観点は当然、大切です。しかし国と国、人間と人間、いかなる関係もそうした実利的な要因だけでは成り立ちません。実際に日本とアメリカとの関係は、すでに一定の倫理的な共通の原則をシェアしている、と私は思います。そして世界全体としても、日米関係がそうした倫理的な原則を精力的に推進するというリーダーシップを必要としています。いまの世界は、たぶん経済的な事柄よりも倫理的、道徳的な事柄に飢え、必要としています」（「日米関係とグローバル倫理」³⁶⁾）。

人類・国家・個人の存在理由は何であろうか。哲学者の天野貞祐は、この問いに対して次のように答えている。「私は世界と人生とにおける道理の存在を信ずる。然し道理はおのずからは実現しない。その実現には媒介を必要とする。道理を会得し、これに対する義務と責任とを意識するものは人間のほかには存しない。道理の感覚は人間の特権である。道理の媒介者たることが人間存在の意味だと思う」（『道理の感覚』³⁷⁾）、「道理の媒介者たることが人類と国家と個人の存在理由でなければならない。不道理は歴史の審判に堪えない、というのが歴史の真理性であって、われわれの確信でなければならない」（「平和日本の在り方」³⁸⁾）。

日本の歴史認識問題だけではなく、世界のあらゆる歴史認識問題が解決されねばならない。そのために日本は、「道理の媒介者」とならねばならない。

注

- 1) 向山直佑「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」（『国際政治』第187号「歴史認識と国際政治」日本国際政治学会編、平成29年3月、平成29年10月に発表された日本国際政治学会第10回奨励賞受賞論文）30頁。向山は、アルメニア人虐殺問題について「ジェノサイド認定という形で行われる第三国の介入はアルメニア人移民が多くキリスト教徒が多数を占める国々によって集中的に行われており、介入国とトルコの公式の外交関係と民間交流の両方に対して負の効果をもたらすものの、その影響は短期的なものにとどまる」と指摘している。
- 2) 西岡力「歴史認識問題とは何か」（『歴史認識問題研究』創刊号・平成29年秋冬号、歴史認識問題研究会、2017年）11頁。
- 3) 前掲向山論文、31-32頁。
- 4) 前掲向山論文、32頁。
- 5) 大沼保昭『「歴史認識」とは何か』（中公新書、2015年）215-216頁。
- 6) 秦郁彦「ユネスコ記憶遺産は制度改革を」（「正論」『産経新聞』2016年1月25日）
- 7) 同「世界の記憶 19世紀以降除外を」（「論点」『読売新聞』2017年11月29日）
- 8) 前掲秦論文、歴史認識問題研究会（2017年12月8日）での口頭報告。
- 9) 高橋史朗「ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察」（『歴史認識問題研究』創刊号、2017年）55頁。
- 10) 渡辺靖『文化と外交 パブリック・ディプロマシーの時代』（中公新書、2011年）95頁、104頁、137頁等参照。
- 11) 国際政治学者の島田洋一は、歴史認識問題の「主戦場は、米国の首都ワシントンであり、国連機関の集中するニューヨーク、ジュネーブである。これらにおける積極的な外交活動に加え、日頃の英語発信が非常に重要となる」（「続く日本からの「性奴隷」発信」『WiLL』2017年3月）

- と指摘している。日本としては今後、発信内容の吟味が必要となる。
- 12) 前掲向山論文は次のように指摘している。「歴史は「歴史認識問題」という形で外交上の争点にもなりうる。近年の歴史認識問題の先鋭化を反映して、「何が起きたか」を扱う歴史学的な研究とは別に、「なぜ歴史が問題になり、その結果何が起きるか」を扱う政治学・国際関係論的な研究が蓄積されつつある」、31頁。
 - 13) 東郷和彦『歴史認識を問直す―靖国、慰安婦、領土問題』（角川書店、2013年）163-165頁参照。東郷の主張と本稿の主張は異なる。
 - 14) 中西輝政「安倍首相が靖国参拝で切り拓いた憲法改正への道」（『正論』2014年3月）64頁、「共産主義と冷戦」の罪を問わぬ不道徳が招いた災厄」（『正論』2014年4月）55頁。
 - 15) 中西輝政「現代「歴史戦争」のための安全保障」（『正論』2013年2月号）全編を参照。
 - 16) 前掲西岡論文、16-19頁。
 - 17) 有元隆志「まえがき」（『歴史戦』産経新聞社、2014年）4頁。産経新聞では、2013年の通年企画「新帝国時代」の後継として、2014年4月から通年企画「歴史戦」が掲載されている。
 - 18) 山岡鉄秀『日本よ、もう謝るな』（飛鳥新社、2017年）43-44頁。アメリカの著名な写真家でジャーナリストのマイケル・ヨンは、「日本の隷属化は中国の当面のターゲットで第一のゴールですが、その先に中国は米国との覇権争いを制するという究極的な最終目標を持っている」と指摘している。古森義久、マイケル・ヨン対談「中国の謀略としての慰安婦問題」（『正論』2017年3月）120頁。
 - 19) 前掲大沼書、215-216頁。
 - 20) マイケル・ヨン「憎しみの種を植える中国 加担する記者たちは責任を負う」（『産経新聞』2017年2月25日）。アメリカの歴史学会や教科書会社にも問題点があると言える。この点については、ジェイソン・モーガン『アメリカはなぜ日本を見下すのか？ 間違いだらけの「対日歴史観」を正す』（ワニブックス、2016年）88-121頁。
 - 21) 前掲大沼書、193頁。
 - 22) 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か 歴史教科書・「慰安婦」・「ポピュリズム」』（ミネルヴァ書房、2014年）33-40頁、水野雄司「日本思想史序説（連載）」（『教育再生』92号-99号、2016年）参照。
 - 23) 江藤淳『閉ざされた言語空間』（文藝春秋、1989年）、佐伯啓思『従属国家論 日米戦後史の欺瞞』（PHP研究所、2015年）等参照。
 - 24) 細谷雄一『戦後史の解放 I 歴史認識とは何か』（新潮社、2015年）30-31頁。
 - 25) 服部英二監修『文化の多様性と通底の価値 聖俗をめぐる東西対話』麗澤大学出版会、2007年）284-285頁。
 - 26) 西岡力は、歴史認識問題に相応しいゴールは、「和解」ではなく、「Agree to disagree」にあると述べている。西岡力・江崎道朗「対談・反日国際ネットワークの新たな策謀」（『正論』2013年5月）72頁参照。
 - 27) トーマス・リコーナ『「人格教育」のすべて』（麗澤大学出版会、2009年）77頁。
 - 28) 熊谷奈緒子『慰安婦問題』（ちくま新書、2014年）216頁。
 - 29) マイケル・ヨン「憎しみの牧場―過激化する韓国人」（『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』明成社、2017年所収）、同「憎しみの種を植える中国」（『産経新聞』2017年2月25日）。
 - 30) 高橋史朗「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」（前掲『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』所収）58-75頁、同『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在』宝島社、2016年）203頁。永門洋子「日本人の子供に公然と「いじめ」が行われている」（前掲『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』所収）76-78頁。
 - 31) 前掲高橋「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」70頁。
 - 32) 『産経新聞』2017年11月24日、25日、12月13日付記事参照。
 - 33) 前掲高橋「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」68頁。
 - 34) オーストラリアで慰安婦像設置反対運動に取り組む山岡鉄秀は次のように述べており、参考になる。「我々の相手は常に日本を残酷非道と非難してくるから、つい「捏造だ！」と反論したくなるが、話し合ってわかり合える相手ではない。反論しても泥仕合となり、相手は事実の検証

など無視して、「無反省の歴史修正主義」などと声を荒らげるだろう。いわゆる歴史戦に深入りして、被告席から反論するような不利な状況に陥ってはならない。もちろん、歴史戦を戦う準備と覚悟は常に必要だから、継続的な勉強は必須ではあるが、基本は別次元の論点で優位に立てる議論を展開すべきだ。具体的に言えば、我々は当初、オーストラリアの国是である「多文化主義の尊重」を掲げて論陣を張った。慰安婦問題をことさらにクローズアップし、特定の国家を非難するような活動は、オーストラリアの国是である「多文化主義の尊重」に反する、と批判したのだ。これは、我々が希求する嘘偽りのない主張である。他の民族とも連携できる永遠のテーマだ。」(前掲山岡書、42頁)。

- 35) 「ソフトパワー」概念の提唱者であるジョセフ・ナイは、ソフトパワーを「強制や報酬ではなく、国の魅力によって望む結果を得る能力」、「自国が望む結果を他国も望むようにする力であり、他国を無理やり従わせるのではなく、味方につける力」と定義している。また国家のソフトパワーの「源泉」として、文化、政治的な価値観、外交政策の三点を挙げている。また、それらが「普遍性」を持っていることがソフトパワーの条件であると述べている。ソフトパワーはパブリック・ディプロマシー(広報外交)を必要とするとの指摘もある。ジョセフ・ナイ『ソフト・パワー』(日本経済新聞社、2004年)参照。植村和秀『日本のソフトパワー』(創元社、2012年)は、東日本大震災からの復興事業を日本のソフトパワーの観点から論じており、慰安婦問題を考える上でも示唆的である。
- 36) ケヴィン・M・ドーク「日米関係とグローバル倫理」(麗澤大学客員教授就任記念講演記録、2017年6月22日)。抄録が「グローバルスタンダードとしての武士道」と題して『正論』2017年10月号に掲載。
- 37) 天野貞祐『道理の感覚』(『天野貞祐全集』第一巻、栗田出版会、1971年)9頁。
- 38) 天野貞祐「平和日本の在り方」(『天野貞祐全集』第四巻、栗田出版会、1970年)78頁。天野の道徳哲学の全体像については、貝塚茂樹『天野貞祐』(ミネルヴァ書房、ミネルヴァ日本評伝選、2017年)参照。

支那事変長期化の一要因としての昭和研究会メンバーの言説 ——第一次近衛内閣期における『中央公論』記事を中心に——

久野 潤 (名城大学非常勤講師)

0. はじめに

盧溝橋事件勃発から半年後の昭和13年(1938)1月16日、近衛文麿政権は「帝國政府ハ爾後國民政府ヲ對手トセス」とのいわゆる第一次近衛声明を発表し、支那事変(いわゆる日中戦争)は、長期化の様相を呈した。この第一次近衛声明について、当時法制局長官であった船田中は戦後、インタビューに答えてこう述べている。「あの立案者は風見章君なんです。のちにゾルゲ事件というのがあるでしょう。風見君を疑っちゃ悪いけれども、どうも風見君の周辺にはそういうものが……。その当時、ご本人が意識しておったかどうかはわからんが、尾崎秀実もしょっちゅう風見君のところへきていたし、あとから考えると、どうも盧溝橋事件⁽⁷⁾というの、日本軍と国府軍が争ったというよりも、共産ゲリラに扇動されてやったんじゃないかという感じがします。そしてだんだん大きく拡大するようになっていったということも、国際共産主義者の謀略に引っかけたんじゃないかという感じはします。あれははじめは北支でやめるといっていたのが、のちに南京まで出かけてゆく。そして南京攻略までやってしまった。その前にトラウトマン(駐支ドイツ大使)を通じて、蔣總統との間に和解を進めたが、これだって頼んでおきながら、結局軍はトラウトマン工作の調停をのまなかった。『蒋介石を相手にせず』が出たのは、昭和一三年の一月でしょう。ところが、軍の首脳部ははじめはあまり賛成じゃなかった。やっぱり裏口はひとつ開けておいたほうがいい、ということだったんですが、風見書記官長ががん張って、いちばんわかりやすいというので、閣議で通っちゃったんです」¹⁾。

第一次近衛声明発表に至る経緯はいまだ議論が定まらないものの、ここには当事者の認識のもと、重大な論点がいくつか提起されている。

- ① 近衛内閣の内閣書記官長(現在の内閣官房長官)であった風見章や、囑託(公式アドバイザー)であった尾崎秀実が、声明発表に密に関わっていた
 - ② 日本軍(支那駐屯歩兵第一連隊)と国府軍(中国側の国民革命軍第29軍)の間で発生したはずの盧溝橋事件は、実は中国共産党配下のゲリラの策動によるものである可能性がある
 - ③ 中国との戦争状態拡大は必ずしも日本側が望んだことではなく、各国の共産主義者が連携した「謀略」に乗せられたものである可能性がある
 - ④ 軍の首脳部は、当初トラウトマン工作打ち切りや第一次近衛声明にあまり賛成ではなかった、すなわち初期段階で事変拡大を主唱したのは軍ではなかった
- 当該書籍が発刊された昭和46年時点では、これらの主張が学術界で真剣に検討された

形跡はほとんどない。しかし②～④の見方については近年、少なくない研究者・歴史家に支持されるようになってきた。支那事変が単に「日本の侵略主義」「軍部の暴走」のみによるものであるという見解は、もはや成り立たなくなっている。

1. 本稿の目的

第一次近衛文麿内閣発足直後の昭和12年7月7日に盧溝橋事件が発生し、中国との戦争状態が拡大していった。近衛内閣は、第一次近衛声明のあとも「國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまでは、帝國は斷じて矛を収むることなし。帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り」との第二次近衛声明（同年11月3日）、そして「善隣友好」「共同防共」「經濟提携」を謳う第三次近衛声明（同年12月22日）を発表。こうした流れの中で早期解決方針が挫折し、事変長期化が決定的となったことについては、支那事変そのものに対する評価の違いを超えて、様々な研究者の間で共通認識となっている²。

近衛内閣を支えた尾崎秀実や風見章は、近衛文麿のブレーン集団といわれた昭和研究会の主要メンバーであり、支那事変期には論壇でも積極的に活動している。前項①について、尾崎に関しては東亜協同体論などについての研究がなされており³、風見章に関しても平成20年（2008）に日記および関係資料が刊行されて注目された⁴。ただ、それ以外の昭和研究会メンバーの往時の言説が合わせて検討されることは、これまでほとんどなかった。昭和研究会を中心テーマとした学術研究も限られており、関係史料を翻刻して大東文化大学東洋研究所から「昭和研究会資料」と題して8巻にわたって刊行されたもの⁵を除けば、拙稿「支那事変不拡大方針の挫折—昭和研究会メンバーの思想—」⁶以降には、マイルズ・フレッチャー『知識人とファシズム—近衛新体制と昭和研究会—』⁷と山口浩志の諸論文⁸があるのみである。

本稿では、第一次近衛内閣期において昭和研究会メンバーが『中央公論』で執筆した記事を取り上げ、事変推移との相関関係を昭和研究会自体の動向を踏まえて検討したい。『中央公論』誌を選んだのは、現在に至るまで我が国を代表するオピニオン雑誌であったことに加え、尾崎秀実が「張學良クーデターの意義」（後述）を執筆したことで、当該時期に国際情勢を知るうえでもっとも注目される活字メディアであったことによる。

戦前に『中央公論』編集長も務めた畑中繁雄によれば、瀧川事件（昭和8年）や美濃部事件（同10年）、そして国体明徴声明（同）によって学問・言論における自由主義が脅かされたとされる時期においても、知識層が「まだまだ批判的態度を失ってはいなかった」言論界において、「むしろ左翼的言説が盛行しえた」⁹とされる。また、中央公論社社長であった嶋中雄作が、『中央公論』昭和4年1月号の巻頭言「中央公論の本領に関する宣言」で明白に宣言している通り、もともと右にも左にも偏しないというのが社是であった¹⁰。そして当時は、日米開戦後（昭和16年12月～）と比較して「言論規制の程度はゆるく、とくに政策と世論の媒介的位置にいた新聞、雑誌などの言論機関は、その気になれば正確な情報を背景に政策的提言を試みることも不可能ではなかった」¹¹ことも指摘されている。

なお念のため、この言説分析が同誌や執筆者の戦争責任を追及する類の趣旨でないこ

とを付言しておく。

2. 昭和研究会と第一次近衛内閣

第一次近衛内閣は昭和12年6月4日に発足し、同年7月7日の盧溝橋事件による北支事変、ついで支那事変勃発を経て、昭和14年1月5日に総辞職した。閣僚では賀屋興宣（大蔵大臣）、有馬頼寧（農林大臣）、吉野信次（商工大臣）、風見章（内閣書記官長）、瀧正雄（法制局長官）、船田中（昭和12年10月25日～法制局長官）、有田八郎（昭和13年10月29日～外務大臣）、そして組閣参謀とされた後藤隆之助（昭和研究会代表世話人）、囑託であった尾崎秀実などが昭和研究会メンバーであった¹²（昭和研究会発足の経緯や研究会趣旨、近衛文麿との関係については先述の拙稿「支那事変不拡大方針の挫折」参照）。

昭和11年12月12日、中華民国行政院長・軍事委員会委員長であった蒋介石を、その部下で共産軍討伐副司令官の張学良らが監禁するという西安事件が起こった。事件翌日に尾崎秀実が執筆し、『中央公論』昭和12年新年特大号に掲載された「張學良クーデターの意義—支那社會の内部的矛盾の爆發—」を以下に引用する。

——張學良のこの一舉は確かに支那における人民戦線を分裂せしめる危険性を胎んでゐる。支那における人民戦線運動は最近『抗日』を目標として急速に發展した。人民戦線派は蒋介石が最も危険な敵であることを充分承知しつつも、擡頭する民族意識の満潮に乗じて國內統一の問題をも内に包攝しつつ、國民黨をも含めた廣汎なる人民戦線を構築しようとして來たのである。實際問題としても、今日國民黨の影響下に立つ民衆を除外しては強力なる民族運動に發展せしむることは困難であらうと思はれる。この點から見て張學良のクーデターは共産黨と聯絡ありと見られてゐるだけに、國民黨の影響下に立つ民衆を左翼から分離せしめる危険性を持つてゐるものといはざるを得ない。

しかしながら共産軍の立場から見ればそれは成功だといひ得るであらう。共産軍は一九三三年一月十四日宣言を發して蒋介石が日本の攻撃に抵抗せずして却つてその軍隊を擧げて同胞を殺傷することを難じ、三つの條件を擧げてこれを容れる如何なる軍隊とも協同する用意あることを發表したが、一九三五年夏のコミンテルン第七回大會が植民地、反植民地(77)における反帝統一戦の重大性を強調したのを受け、中共中央は『抗日救國のために全國同胞に告ぐる所』に於て、國防政府の樹立を提議し、國民黨軍隊に對して提携を持ちかけた。今日軍閥張學良の意圖がいづれにあるにせよ、その軍隊内部にこの主張に共鳴するものを生じその下からの壓力がクーデターの原動力となつたことは恐らく事實であらう。過去の經驗に徴するも共産軍は從來支那の軍閥の構争の爆發毎にその勢力を擴大してゐる。今次の事件によつて朔北にちまつたその勢力が擴大することは必然の歸結であらう。

もしも張學良がその宣言の如き性質の権力を樹立するならば共産軍はかつて一九三三年十二月江西時代に福建人民政府との間に結んだ如き協定を結んで提携を辭せないであらう¹³——

この記事のポイントは、第一に張学良は中国共産黨と連絡を取り合つて事件を起こし

た。第二に蒋介石が「同胞を殺傷」する一方で、中国共産党は抗日のための抗日を呼びかけている。第三に今回の事件により共産党が勢力を拡大し、張学良の意思しだいで中国国民党が中国共産党と提携する、という未来予測となっていることが読み取れるであろう。実際、昭和12年8月22日に国共合作による統一民族抗日戦線が形成されたことで、尾崎が近衛首相の信頼を勝ち得たことは想像に難くない。

3. 第一次近衛声明までの昭和研究会メンバーの言説

昭和12年7月の盧溝橋事件発生直前、昭和研究会委員であり支那問題研究会の中心人物であった尾崎秀実は、『中央公論』7月号で「國民黨は南京政權確定以来、三民主義は殆んど棄てゝかへりみなかつた」「一方共産黨側においてもかつて完全に批判ずみとされたこの主義が、再び取りあげられつゝある」¹⁴（「轉換期支那の基本問題」）と述べている。先掲の「張學良クーデターの意義」もそうだが、祖国のために中国国民党との提携を呼びかける中国共産党に対して、内戦を続けてきた国民党（蒋介石政權）の腐敗したイメージが強調されている。このイメージは、この後の昭和研究会メンバーの言説においても繰り返し伝えられることになる。

盧溝橋事件発生後、7月中に日本側は天津へ二個師団を増派し、その中で郎坊事件、広安門事件、通州事件という、中国側による挑発・虐殺が起こる。尾崎秀実は『中央公論』9月号で、孫文を首班と想定していた国民政府（1925年広東に成立、1927年漢口に移転）と、1928年南京に成立した当時の蒋介石政權とは本質的に異質であるとして「南京政府」と呼称し¹⁵、「今次の北支問題發生以來南京政府が示しつゝある態度は遺憾なく、こゝに南京政府の特質として示したところを暴露しつゝある如くである。抗日問題を終局的に決すべき國防會議は、南京政府の軍閥的性質を露呈した機關であるが、その小田原評定は結局何等具體的歸結に到達し得なかつた如くである。共産黨事件發生以來頗る控目な態度をとつて民族戦線の統一と均衡を維持せんと努めつゝあるかの如く見えるのである。しかも南京政府の陥りつゝある窮地から脱せんがために、南京政府は再び國共分裂の中に血路を見出さんとする場合も考へ得られるのである」¹⁶（「南京政府論」）と述べ、やはり蒋介石政權を批判している。また、支那問題研究会に所属していた堀江邑一外務省嘱託、元高松高等商業学校教授は「北支事變の經濟的背景」で、「最近二三年來の國際情勢及び支那並びに日本の國內情勢の激變は、再びわが國………をしてかくの如き消極的、現状維持的政策に晏如たるを許さないやうになつた」「北支事變は支那側にとつては多年の要望たる統一完成のための最後の鬭争であるのみならず、後述の如く、滿洲とは異り、………運命に關する地域であるだけに、南京政府にとつてはその存亡を賭した事業として『最後の犠牲の覺悟』を以てせねばならぬのである。之に日本にとつては滿洲事變以後達成せられたと考へられた經濟的國防的安全感がその後の國際的國內的情勢の變化によつて覆へされんとし、愈々第二次世界大戰の危機の切迫した新情勢の下に、………恰も滿洲事變前における滿洲の如く、日本にとつて積極、消極両方から眞に生命線として考へられ、これを確保し得ると否とは新しき戦争危険を克服し得るか否かの分れ目であるのみか、多年國力を有賭し、資力を傾けて經營し來つた滿洲建設の努力が一朝にして水泡に歸せんやも計られざる危険ありと考へられるに至つてゐるのである」¹⁷

と、既得権益の危機を謳っている。少なくとも、事変勃発直後の昭和研究会主要メンバーによるこうした主張からは、和平や早期解決の意図を見出すことはできない。なお、この頃から雑誌記事においてもいわゆる伏せ字「(……)」や「(〇〇字略)」といった表記が見受けられるようになるが、これは必ずしも言論の萎縮あるいは執筆者の自主規制を意味するものではない。むしろこうした表現は検閲の存在を読者に訴える手段であり、逆に情報局が校正刷の事前検閲を行うようになった昭和15年12月以降には、雑誌から伏せ字が消えたのである¹⁸。

昭和12年8月に中国側は中ソ不可侵条約を締結し、国共合作のもと中国共産党八路軍を結成。さらに8月13日第二次上海事変の勃発で、事態は「北支」にとどまらない支那事変へと発展した。日本側は上海派兵を閣議決定したあと、8月15日の政府声明で「支那軍ノ暴戾ヲ膺懲シ以テ南京政府ノ反省ヲ促ス為今ヤ斷乎タル措置ヲトルノ已ムナキニ至レリ」と強硬な姿勢を示したが、これについては近衛や風見書記官長はまだ必ずしも全面戦争を決意したわけではなく、強硬声明によって中国側の譲歩を引き出そうとの期待があったとされる¹⁹。

次いで同年9月に第二次国共合作が現実のものとなり、いよいよ信用を得た尾崎秀実は、『中央公論』10月号で「南京政府が内外の事情によつてその民族ブルジョア政權たる性質を失ひ左翼政權に移行する場合にはイギリスは躊躇することなく冷靜なる計算に基づいて次の方策に發足するにいたるであらう」²⁰（「支那に於ける英國の勢力」）と、重ねて蒋介石政權を批判している。堀江邑一も「日支間の衝突が人力物力の消耗力大なる近代戦として戦はれる限り、支那にとつては、(一)その經濟組織、(二)その國防資源及び國防産業、(三)對戰準備の何れの觀點からするも、長期戦は不可能であるやうに見える」²¹（「支那國防經濟論」）と、蒋介石に対する強硬論をさらに煽っている。また参考まで、尾崎・風見らと中国研究所を設立し、昭和15年以降正式に昭和研究会メンバーとなった細川嘉六大原社会問題研究所研究員も「この事變は單に支那一國相手の戦争ではなく、支那に致命的に重大な利害關係を持つ列強の動向が重大なる關係を持つところのものである」²²「現在の情勢から推測すれば短期戦と觀るよりは寧ろ長期戦と觀るべきである」²³「今や全時局は全國民の政治的自覺の未曾有の昂揚と深化とを求めつゝある」²⁴（「日支事變と歐米列強の動向」）という論調である。

10月号の後に出了臨時増刊号では、昭和研究会委員であり支那問題研究会委員長となっていた風見章が「今次の出師の如きは、世界に對して國際正義を實現せんが爲めの軍事行動に外ならないのであるから、この大精神が大陸に浸透し得たならば、直ちに東洋の天地は光輝ある平和に包まれ、兩國を根幹とする新らしき東洋文化の再建せらるべきことは必至の道と斷ずることができるのである」²⁵「現在全支樞要の地に行はれつゝある南京政權膺懲の師は一日も速に所期の目的を達成せんが爲めに、全力を擧げてその徹底を期さなければならぬのである」²⁶（「日支提携への道」）と強硬論を述べる。内閣書記官長の立場でありながらのこの主張は、注目に値する。

11月号では、尾崎秀実が一転「現在の民族統一戦線内部に分裂のおそれが急速に生じて来る。共産黨は、單に國民黨側から生じる裏切りに對してのみならず、スターリンの指摘する如くトロツキストの反對にも遭遇するであらう」²⁷（「周恩來の地位」）と述べ、抗日民族統一戦線の脆弱性を指摘して、強硬論を後押ししている。また、昭和研究会常任

委員で文化研究会を主導してゆく三木清元法政大学教授は、「日本の特殊性のみを力説することに努めてきた従来日本の精神論はここに重大な限界に出會はねばならなくなつて來た」²⁸（「日本の現實」）と、のちの国内革新論につながる論調を展開する。

12月号では、昭和研究会常任委員で世界政策研究会、東亜政治研究会および外交問題研究会の委員である佐々弘雄（朝日新聞論説委員、元九州帝国大学教授）が「事變後とても、遽かに經濟社會の情勢が一變して平穩となり、國際情勢も突如無事となるとは見透されず、むしろ逆と見て對策を樹てる方が、国益に合致する所以と豫測される」²⁹（「内閣制度改革論」）と、国内革新を強く主張している。さらに12月臨時増刊号では、昭和研究会常任委員の巖山政道（東京帝国大学教授）も「今次の事變によつて、假りに、新しい南京政府なり、中支政權が成立するとすれば、それは日本の立場を認めたものでなければならぬ」³⁰（「北支の政治及び教育」）と、和平を遠ざけかねない主張をする。

本項で見てきたように、昭和研究会の論壇における主力メンバーは盧溝橋事件後、蒋介石政權の脆弱性を指摘しつつ、事變継続には反対せず、国内革新の布石を打っていることがうかがえる。

4. 南京陥落前後の昭和研究会の動向

昭和12年12月13日の南京陥落を受けて、昭和研究会内の支那問題委員会でも「南京陥落後國民政府は何う出るか」について討議が行われている。「**秘**昭和十二年十二月 支那問題委員会第五回會合要録」によると、その中で以下のような発言がある。

—— B 南京陥落が國民政府に大打撃を與えたことは明白であり、その影響も頗る大であるが、然しこれで國民政府が斷じて參つたと云はぬ事も明らかとなつた。今後支那側の長期抵抗が何うなるかは實際の發展を見る外はないが、國民政府は恐らく未占據地域を本據として抗戦するだらう。國民政權は既に地方的になつたが、同時にこれは長期抗戦期に入つたものと見做し得るのである。で、日本側が南京陥落を大段落として奥地の爆撃はやるが戦争を何うするかは日本側にも問題がある。何れにせよ、戦争の状態は長びくものと見なければならぬ。自分は國民政府は飽くまで長期抗戦すると云ふ氣がし、國共も容易なことでは分裂しないのではないかと云ふ感じがする。その點から、北支政權も非常に重大な意味を持つものではないかと思はれる³¹ ——

—— C 支那は意識的にも一致し、領土的にも一致してゐる點では我々の考へてゐる以上に長期抗戦の可能性があるが、財政其他により其の期間は制限される。先づ今後半年位で、財政の支出と収入の減少で困つて來るのではないか。そこで、期間を日本と支那とが何處まで持ち堪えるか依つて、勝敗が決定するであらう³² ——

—— F 廣東を占取しても中々參つたとは云ふまい。それよりも、そんなに手を擴げてゆくと向ふが參つたと云ふ時は此方も參る時だ。日本の國力、軍力で守りうる地方をハツキリ固めて、他は放置しておき、持久戦をやるのがよいと思ふ。たゞ廣東と香港を切斷して、廣東灣を封鎖すればよい。但し南支那海の輸送は大變なことだ³³ ——

—— A 自分が新政權の早急な成立を主張したのは今の F 氏の考へと同一の根據からだ。軍事工作と政治工作とを並行してやり、日本も立派にやる事を示す必要がある³⁴ ——

蒋介石政権の脆弱性を指摘していたメンバーたちも、南京陥落後も抵抗を続ける蒋介石とは改めて長期戦となる見通しをもっていることが分かる。

これより先、昭和研究会の外交委員会スタッフ会が作成した「**秘**昭和十三年十一月十日 漢口陥落ノ現段階ニ於テ實行ニ移スベキ帝國外交方策プラン」(以下「プラン」)では、六項目の中で「一、漢口陥略ハ廣東陥落ト相俟ツテ日支事變ニ劃期的段階ヲ齎シ、蔣政権ノ地方政権ヘノ歿落ハ愈々決定的トナレルニヨリ、蔣政権ノ今後ノ抗戰ニ對シテハアクマデ徹底的ニ打撃ヲ加フベク軍事行動ヲ繼續スルハ勿論ナレドモ、蔣政権ノ全面的打倒ノ爲ノ最モ有效ナル方策ガ占領地域ニ於ケル建設工作ノ確立進展ニコソ在ルモノナルヲ考ヘ、各方面ノ期待ヲモ考慮シ、コノ機ヲ失ゼズ積極的建設政策ヘノ轉換ヲ必要トスルコト」³⁵「四、ソヴェトヨリ積極的脅威ヲ感ズル如キ客觀的狀勢ハ現在存在セズ逆ニ進ンデ不可侵條約、國境協定、非武装地帯設定等ニヨリ戰爭ヲ避クル爲メノ工作ヲナス可能性ハ少シトスルモ、少クトモ現状ノママ不挑發不進出ノ態度ヲ持スルコトハ可能ニシテ且有利ナルコト」³⁶「六、新シキ東亞ノ秩序建設ニハ帝國ガ常ニ主觀的立場ニアルベク、列國ノ共同申入レニヨリテ掣肘ヲ受クルガ如キハ絶對ニ避クベキコト等ノ諸點ヲ考慮シ、現段階ノ機會ヲ逸セズ帝國ノ實行スベキ外交手段ハ帝國ノ發議ニヨリテ獨伊英米佛ヲ招請シ、極東ノ新情勢ニ關スル國際會議ヲ開ク(傍点ママ)ニ在リト信ズ」³⁷と述べられている。すなわち「東亞ノ秩序建設」のみならず、蒋介石政権に対して「徹底的ニ打撃ヲ加フベク軍事行動ヲ繼續スル」と改めて述べられているわけだが、注目すべきは「プラン」を近衛政権の政策に反映させるべくまとめ直したと思われる「**極秘**昭和十三年十一月 支那事變の現段階に於ける帝國の外交方策」³⁸である。これはカタカナがひらがなになった以外、文面は「プラン」の方とほぼ同じだが、末尾の先述「六、」の後に「上記會議の成功と不成功とに拘らず、東亞新秩序建設の根本原理を確立し、眞の舉國一致を以て之を實現するため、國民的大組織の編成と東亞新秩序建設の目標に歸一統合すべき國內諸機構の改新とは、現段階に於ける絶對的緊急時なりとす」という文章が追加されている。メンバー個々人にとどまらず、いよいよ昭和研究会として、長期戦を前提とした国内革新を志向するようになってゆくのである。

5. 第一次近衛声明後の昭和研究会メンバーの言説

昭和12年10月下旬より開始されたトラウトマン工作は、南京陥落前後に蔓延した戦勝ムードの中で、翌13年1月16日に打ち切られ、それと入れ代わりに第一次近衛声明が発表された。この声明発表が昭和研究会にとって「まったく青天の霹靂ともいえる事件」³⁹とされるのと裏腹に、その後メンバーたちは『中央公論』でもいよいよ長期戦を主唱してゆく。

2月号で、堀江邑一は「その經濟的基礎を殆んど完全に喪失した國民政府」は「愈々軍事的にも經濟的にもその窮乏の度を加へつつある」「今日に及んでなほ屈服しないのは、全く自力に對する自信によるよりも、抗日運動の下からの壓力と英ソ佛米等歐米列強からの外部的支援によるものと思はれる」⁴⁰(「歐洲危機の經濟的背景」と述べている。

3月号では、昭和研究会常任委員の高橋亀吉(企画院参与)が「一度び我が經濟にし

て所要の程度の戦時対策を愈々採るに至れば、之（筆者注：日本が戦争には勝っても戦争には財政的欠陥から負けるという観測）を一掃するに決して困難ではない⁴¹、そして「事變の長期戦化に伴ふ我が経済対策」は「消費の合理的統制策の確立である。それさへ出来れば、今後事變が如何に長期化しようとも、我が経済はビクともしないで済むのである」⁴²（「長期戦と日本経済力の強靱性」）と、統制経済を主張する。

4月号では、蠟山政道が「今次事變の發生とその長期化的傾向とは、その由來するところ、東亞に於ける日本を中心とする世界秩序の再建運動にあるを以て、時勢は時勢なりと雖も、その裡には世界史的に意義ある一定の理を包蔵してゐるのである。故に、その理を把握する限りに於いてのみ、時勢は意義あり價值あるに過ぎない」⁴³「勢を驅りて猪突し遂に行き詰るの愚は固よりであるが、狐疑逡巡して百年の長計を誤るの失を犯してもならない筈である」⁴⁴（「時務の本質と革新の動向」）と述べ、昭和研究会の提言する政策の速やかな実行を強く求めるかのようである。

同年3月28日には、北洋軍閥系の梁鴻志を行政院院長とする中華民国維新政府が南京で成立し、「蒋介石政府ヲ對手トセス」を補強する態勢となっている。事變早期解決がさらに遠のく中、当の尾崎秀実は6月号で「問題は寧ろ我々の足下にある。我國內の種々なる困難な問題をはつきり認識すべきである。支那事變の解決がわが全国力を傾倒してもなほ容易ならざる重大性を持つものであることを眞剣に感じてゐるものが國民のはたして幾パーセントを占めてゐるのであらうか」⁴⁵（「長期戦下の諸問題」）と総力戦論を展開している。実際、4月1日には国家総動員法が公布され、法制度も整いつつあった。

同年の第一次近衛内閣改造により、6月3日には板垣征四郎第五師団長が陸軍大臣に、東條英機関東軍参謀長が陸軍次官に起用された。これを受けて蠟山政道は7月号において「今回の内閣改造の意味が何處にあるかは、云ふまでもなく明白である。それは事變の進展に即應するためである」⁴⁶とし、「若し、内閣が一段と戦時化すれば、政黨も一體化して行かねばならぬ。それは明瞭である」⁴⁷（「政策一元化の進展過程」）と述べた。現実には板垣陸軍大臣の強硬論のため、宇垣一成外務大臣による和平工作も挫折している。

7月にはソ連との国境紛争である張鼓峰事件が発生し、共産主義勢力の脅威も現実のものとなりつつあった。ただ第三次近衛声明の「共同防共」とは裏腹に、昭和研究会メンバーが論壇でソ連や共産主義に警戒を呼びかけることはほとんどなかった。10月に日本軍は広東を占領し、武漢三鎮を攻略したが、重慶の蒋介石政権は屈服しなかった。

『中央公論』11月号では、堀江邑一が「抗日支那の統一戦線の基礎であり、今次事變に於て支那が示した意外に執拗にして頑強な抵抗の原動力の一つとなつてゐる」国共合作の「イデオロギー基礎となり、その思想的楔となつてゐるものは、三民主義である」⁴⁸とし、「今次の事變を契機として、東亞の新秩序を建設せんとする場合にも、彼等のこの希望は、別途の方法によつて、達成せられなければならぬ」⁴⁹と述べつつ、被占領地域の人民は「やがて治安が恢復するに従ひ、戦争の悲惨と経済的破壊の甚大とを眼のあたりに見、現在の困窮状態に思ひ至るとき、民族ブルジョアや地主を始めとして、彼らの間には必らずや、蔣の抗日民族政策が果して妥當であるか否か、之が孫文の眞正三民主義の當然の歸結であるか否かにつき疑問を懐くものが出て来るに違ひない」⁵⁰（「国共合作の楔、三民主義」）として、中国共産党の動向をよそに、やはり蒋介石政権を批判している。

堀江は12月号でも（中国と）「英米がよし共同戦線に立つたとしても、日本の國力が非常に窮迫しない限り、今日の國際情勢上、積極的干渉に出で得るとは勿論考へられない」⁵¹（「東亞新事態と列強の動向」と、別角度からの戦争継続論を展開する。そして、昭和研究会常任委員の笠信太郎（朝日新聞論説委員）は「國家統制によつて、資本制は飽くまで否定せられないが、その組織の自由主義的な性格は否定せられる」⁵²そして「かゝる原理がいま國民の前にある未曾有の事變を解決し、新體制を築く方向であるとすれば、まづ國民自身が一切の舊套を脱して、自らこの方向を把握し創造する主體とならねばなるまい」⁵³（「日本經濟の再編成一新しき態勢へ」）と、長期戦にかこつけて統制經濟体制を主張するのである。

同年11月3日には先述の第三次近衛声明が発表されたことにより、「東亞新秩序」建設のために昭和メンバーたちの唱える東亞協同體論が理論的支柱となってゆく。昭和14年の『中央公論』1月号では尾崎秀実が、第二次近衛声明によって「いはゞ『東亞協同體』的の理念が、事變に對處すべき日本の根本方策ともいふべきものゝ中に取り上げられてゐる」「『東亞協同體』は事變解決の方策の不可欠な重點となつた」⁵⁴、そして「『東亞協同體』論の發生が他の同系の理論と異なる點は、これが支那事變の具體的進行につれて支那における民族問題の意義に気づき、翻つて自國の再組織へ想ひ到つた眞劍さにあるのである。この點は東亞制覇の雄圖を基として描かれた他の諸々の東亞民族の大同團結的計畫案とは違つた謙虚さを持つものであらう」⁵⁵（「『東亞協同體』の理念とその成立の客觀的基礎」）と、ここで東亞協同體論と国内革新論を一体のものとして主張するようになる。それと軌を一にするように、佐々弘雄も國民再組織問題について、「政局に於ける現象的な再組織問題」「國民再編成の必要と必然とを支那事變と關聯せしめて考察する見方」「わが國輓近の政治史上、議會政治の機能低下が齎した所のなんらかの新生面打開の不可避性についての觀測」⁵⁶の三つの観点から検討し、「國民組織運動は單一たるべく、政黨の同種運動をその内に吸収包攝すべきである」、そして「この國民運動こそ、議會對策たる効果と、事變に對する國民迫力の増大と、將來の國民組織準備の三者を兼ね得る所の、當面最も具體的價值をもつ政治方法なりと信ぜられるのである」⁵⁷（「國民組織問題の検討」）と述べている。

同年12月18日には蒋介石政權の要人である汪兆銘が重慶を脱出し、日本側との独自和平交渉を開始。これに答える形で12月22日に先述の第三次近衛声明が発表されたが、これは同時に蒋介石政權との永遠の手切れともなった。両声明に前後して「東亞新秩序」の解釈をめぐる、東亞協同體論に関連したさまざまな構想が論壇に登場したが、その多くは昭和研究会メンバーによるものであった⁵⁸。

同年12月10日には昭和研究会の関連団体で、後藤隆之助が個人として資金提供する國民運動研究会⁵⁹によって、『國民運動とは何か—東亞協同體建設への道—』が発刊される。同書では、「世界資本主義の行詰りと國際的に諸國の對立が激しくなつた今日の情勢下にあつて、輝かしい世界史的發展を遂ぐるためには、何よりも東亞の諸民族、殊に日支兩民族がいつ迄も對立抗爭をつづけるのではなく、この對立抗爭を通じて日滿支が協同して、經濟的には生産力を擴充し、政治的軍事的には協同行動をとるところまで行かねばならない。又事實現在の事變の推移を見ると、抗日政權の抵抗を擊破し支那民衆を抗日の迷妄から覺醒させるにも、又歐米ソ聯の策動を無効にするにも」東亞新秩序の原則を

明確にして「東亜協同体の建設」⁶⁰を行う以外に道はない、としている。

6. おわりに

以上検討してきた昭和研究会メンバーたちの言説には、ある一定の方向性が認められる。すなわち、蒋介石政権に負のイメージを付与することを土台として、「蒋介石政権を断固膺懲せよ」→「そのために長期戦を覚悟せよ」→「長期戦を戦い抜いて東亜協同体を建設せよ」→「東亜協同体実現のために日本も国内革新せよ」→「国内革新により総力戦体制を構築せよ」…という論法である。そこから早期解決や蒋介石政権との和平の道が開かれるわけもなく、ふたたび「総力戦体制でもって蒋介石政権を断固膺懲せよ」→…という言説のスパイラルが現出することは容易に想像できるであろう。当然、蒋介石政権が批判的になることで、それを隠れ蓑とした中国共産党を利することは論を俟たない。中国共産党は「抗日戦争」中さえ、来るべき蒋介石政権との内戦に勝利すべく、日本軍と正面から戦うことを回避して軍勢力を温存、拡大していったとされる⁶¹。これを踏まえれば、昭和研究会およびメンバーたちの言説は、戦後の中華人民共和国成立をもたらした、国共内戦における共産党勝利の伏線となった可能性さえあるといえよう。

同じく自由主義的知識人と目されていた河合栄治郎（東京帝国大学教授）は、支那事変初期に『中央公論』で事変遂行支持の論陣を張った。河合も昭和研究会設立当初に企画したが、後藤隆之助と近衛文麿から中心人物となるよう懇請されたものの固辞して受けず、蠟山政道を推薦したとされ⁶²、支那事変勃発後は昭和研究会に関わった形跡がない。昭和研究会と違い、反共の立場から支那事変を正当化した河合⁶³は、昭和13年2月に内務省から著書発禁処分を受け、さらに翌年1月に東京帝国大学を休職処分となった。

ところで、昭和研究会のメンバーは昭和11年末から4年間の間に308名を数える⁶⁴が、そのうち明白にスパイであった尾崎秀実を除いても、企画院事件（昭和14年11月-）で10名、満鉄調査部事件（昭和17年9月-）で3名が治安維持法で検挙されている⁶⁵。本稿で取り上げた中では、堀江邑一が該当する。共産主義的活動の嫌疑をかけられた彼らよりも、反共主義者であった河合が先に言論の機会を失ってしまったことは、当時の論壇の状況を象徴的に示してはいまいか。

いみじくも、船田中は本稿冒頭に取り上げたインタビューの続きでこう述べている。「企画院ができてから、国策に関係する問題は、だいたい企画院のほうでやるようになった。そういう点では企画院のできる前の法制局長官よりも、仕事は楽になったわけです。何といてもいちばん厄介なのは枢密院ですよ。いろんな勅令や罰則のついたものは、必ず枢密院にかけなきゃならんですからね。枢密院で審査会をやり、それから本会議にかける。審査会に出て政府案を説明するのは、法制局長官ですから、これはなかなかやっかいです。そして枢密顧問官は、国会議員よりもみんな専門家ですからね」⁶⁶

第一次近衛内閣のもとで昭和12年10月25日に誕生した企画院は、軍国主義というよりも共産主義的な国家総動員法や総動員体制の担い手となった。国策機関であった企画院や満鉄調査部は昭和研究会と重複する参加者が多いが、その構成メンバーたちも本当は何を目指し、どういう言説で後押ししようとしたかについての考察は今後の課題である。

- 1 中村隆英・伊藤隆・原朗編『現代史を創る人びと2』（毎日新聞社、1971）p.248-249
- 2 菅谷幸浩「第一次近衛内閣期における政界再編成問題と戦争指導」（『法学新報』第120巻第3・4号、2013）、北村稔・林思雲『日中戦争の「不都合な真実」』（PHP研究所、2014）、戸部良一「日中戦争の泥沼化と東亜新秩序声明」（筒井清忠編『昭和史講義—最新研究で見る戦争への道—』筑摩書房、2015）、笠原十九司『日中戦争全史 下』高文研、2017など
- 3 山本鎮雄「尾崎秀実の東亜協同体論と『国民再組織』論」（『日本女子大学紀要 人間社会学部』第13号、2002）、米谷匡史「尾崎秀実の『東亜協同体』批判」（石井知章・小林英夫・米谷匡史編著『一九三〇年代のアジア社会論』、2010）、子安宣邦「〈事変〉転換への戦闘的知性の証言：尾崎秀実『東亜協同体』論を読む」（『現代思想』2012年4月号）など
- 4 風見章著、北河賢三・望月雅士・鬼嶋淳編『風見章日記・関係資料：1936-1947』みすず書房、2008.3
- 5 大久保達正・永田元也・兵頭徹編著『昭和社会経済史料集成第31巻 昭和研究会資料（1）』（大東文化大学東洋研究所、2004）、同『昭和社会経済史料集成第32巻 昭和研究会資料（2）』（2005）、同『昭和社会経済史料集成第33巻 昭和研究会資料（3）』（2006）、同『昭和社会経済史料集成第34巻 昭和研究会資料（4）』（2007）、同『昭和社会経済史料集成第35巻 昭和研究会資料（5）』（2008）、同『昭和社会経済史料集成第36巻 昭和研究会資料（6）』（2009）、同『昭和社会経済史料集成第37巻 昭和研究会資料（7）』（2010）、同『昭和社会経済史料集成第38巻 昭和研究会資料別巻』（2011）
- 6 『自由』2007年1月号、p.97-112
- 7 マイルズ・フレッチャー著、竹内洋・井上義和訳『知識人とファシズム—近衛新体制と昭和研究会—』（柏書房、2011）
- 8 山口浩志「昭和研究会と近衛内閣の政治改革—内閣強化から国民組織へ—（1）」（『政治経済史学』2014年4月号 p.1-26）、同「（2）」（同誌2014年5月号 p.31-59）、同「（3）」（同誌2014年6月号 p.26-50）、同「（4）」（同誌2014年7月号 p.15-38）、同「昭和研究会の組織と参加者」（『日本歴史』2015年12月号p.58-75）
- 9 畑中繁雄『覚書昭和出版弾圧小史』（図書新聞社、1965）p.15-16
- 10 『中央公論新社一二〇年史』（中央公論新社、2010）p.125
- 11 秦郁彦『盧溝橋事件の研究』（東京大学出版会、1996）p.323
- 12 以降、本論の昭和研究会メンバーであることや研究会内での立場については、昭和同人会『昭和研究会』（経済往来社、1968）や酒井三郎『昭和研究会』（中央公論社、1992）参照
- 13 『中央公論』昭和12年新年特大号 p.412
- 14 『中央公論』昭和12年7月号 p.79
- 15 『中央公論』昭和12年9月号 p.23
- 16 同前、p.36
- 17 同前、p.39~40
- 18 佐藤卓己『輿論と世論—日本の民意の系譜学—』（新潮社、2008年）p.76
- 19 戸部良一『ピース・フィーラー』（論創社、1991）p.40-41
- 20 『中央公論』昭和12年10月号 p.63
- 21 同前、p.48
- 22 同前、p.5
- 23 同前、p.24
- 24 同前、p.25
- 25 『中央公論』600号記念臨時増刊号 p.27-28
- 26 同前、p.31
- 27 『中央公論』昭和12年11月号 p.105
- 28 同前、p.7
- 29 『中央公論』昭和12年12月号 p.60
- 30 『中央公論』昭和12年12月臨時増刊号 p.149
- 31 『昭和社会経済史料集成 第32巻』p.166-167、なお「一、出席者 略（ABC等は発言順による記号にして氏名の頭文字に非ず）」（p.166）との記載あり。
- 32 同前、p.168

- 33 同前、p.169
- 34 同前
- 35 同前、p.223
- 36 同前、p.224
- 37 同前、p.224-225
- 38 同前、p.265-267
- 39 酒井『昭和研究会』p.99
- 40 『中央公論』昭和13年2月号 p.5
- 41 『中央公論』昭和13年3月号 p.51
- 42 同前、p.65
- 43 『中央公論』昭和13年4月号 p.17
- 44 同前、p.18
- 45 『中央公論』昭和13年6月号 p.82
- 46 『中央公論』昭和13年7月号 p.102
- 47 同前、p.108
- 48 『中央公論』昭和13年11月号 p.138
- 49 同前、p.154
- 50 同前、p.153
- 51 『中央公論』昭和13年12月号 p.88
- 52 同前、p.17
- 53 同前、p.18
- 54 『中央公論』昭和14年1月号 p.5
- 55 同前、p.18
- 56 同前、p.30
- 57 同前、p.40
- 58 高橋久志「『東亜協同体論』一蠟山政道、尾崎秀実、加田哲二の場合一」三輪公忠編『日本の一九三〇年代：国の内と外から』創流社、1980
- 59 酒井『昭和研究会』p.183
- 60 『国民運動とは何か一東亜協同体建設への道一』（国民運動研究会、1938）p.26-27
- 61 謝幼田著、坂井臣之助訳『抗日戦争中、中国共産党は何をしていたか一覆い隠された歴史の真実一』草思社、2006
- 62 酒井『昭和研究会』p.16
- 63 久野潤「支那事変における河合栄治郎の国際情勢認識一他の自由主義知識人との危機意識の相違を踏まえて一」『国際研究論叢』第26巻第2号、2013
- 64 山口「昭和研究会の組織と参加者」p.63
- 65 同前、p.69
- 66 『現代史を創る人びと2』p.249

調査報告

北米「日系子女いじめ問題」調査報告

歴史認識問題研究会

調査期間：第一次調査 平成29年7月 2日～7月19日
第二次調査 平成29年8月23日～9月 3日

調査員：高橋史朗（歴史認識問題研究会副会長、明星大学特別教授）
西岡 力（歴史認識問題研究会会長、モラロジー研究所教授、麗澤大学客員教授）
（第二次調査参加）
山岡鉄秀（歴史認識問題研究会事務局、モラロジー研究所研究員）

調査地域：第一次調査 ニューヨーク・ロサンゼルス・サンフランシスコ
第二次調査 上記にアトランタを加える

調査協力：在NY日本国総領事館（総領事、広報センター長、領事、領事部長）
在LA日本国総領事館（総領事、首席領事、領事）
在SF日本国総領事館（総領事、領事）
LAあさひ学園
NY日本人学校
ひまわりJapan（NY）
歴史問題研究会（NY）
Nikkei&Friend（LA）
ニューヨーク補習授業校
ニュージャージー補習授業校
サンフランシスコ補習授業校
米国日本人医師会（事務局長）
NY, LA母親有志
NY, LA, ローカル日系フリーペーパー責任者
日米教育サポートセンター

I 調査報告

1 調査実施に至る経緯

北米で慰安婦像や碑が建てられるようになり、現地の日系子女へのいじめや嫌がらせが伝えられるようになった。日本で広く知られるようになるきっかけは、現地に講演に訪れた青山繁晴氏や高橋史朗に、いじめに悩む子供や母親たちが相談に殺到したことだった。

高橋史朗は「親学」に関する講演をしたのだが、質疑応答の時間に受けた質問は、すべて講演内容とは関係ない、歴史認識に関するものばかりであった。個別相談に応じ、涙を流しながら苦境を訴える母親の姿に尋常ならざるものを感じた高橋は、独自調査の実施と日系子女の支援策を講じることを決意した。平成26年3月に、LA（ロサンゼルス）のいじめ被害の母親3人から具体的事例についてヒアリング、その後、NJ（ニュージャージー）、LA在住の親子とそれぞれ2回面談した。

調査の結果、高橋は事態の深刻さを再認識したが、思いもよらぬ壁に突き当たることになった。LAの母親グループが実態の報告と、支援策構築の要望を現地総領事館に行っても、本省にも官邸にも、いじめ被害の報告は受けていないとの報告がなされたのである。事前にLA総領事にいじめ報告があったことを直接確認していた高橋は驚嘆し、平成28年9月1日に、LAの母親有志と現地視察に訪れた中曽根弘文参議院議員の直接面談をアレンジした。その際、母親有志から中曽根議員に安倍総理への嘆願書が手渡された。高橋は月刊『WiLL』平成28年11月号に「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」という論文を寄稿した。

次いで、NY（ニューヨーク）、NJに拠点を置く女性グループの「ひまわりJAPAN」代表から、平成29年1月12日、NY/NJ地区で発生している歴史問題を原因とするいじめなどの問題報告が、NYおよびLA総領事館に提出された。

嘆願書を受け取った安倍首相から、在米15公館に「歴史問題に起因するいじめの実態調査」を行うよう指示が出た。しかし、調査結果は「いずれの都市でもいじめの報告はない」だった。

これは後述するように、そもそも母親たちは現地総領事館に強い不信感を持ってしまっているので、「相談に来るように」という案内を出しても、誰も応じなかったというだけのことなのである。ここに至って、高橋や母親たちの努力が暗礁に乗り上げ、膠着状態に陥ったように見えた。

この問題が新しい展開を見せるのは、平成29年2月16日、自民党国際情報検討委員会・外交部会・日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会合同会議で議題とされたことがきっかけであった。議員、外務省、文科省、民間団体によるプロジェクト発足の提案があり、民間（歴史認識問題研究会－歴認研）主導による調査を実施することになった。

歴認研は文科省・外務省幹部と折衝を続け、これまで高橋が積み上げた事例集を量的な観点から考察するために、現地校に通う生徒が土曜日に通う各都市の補習校でアンケート調査を実施することを提案した。

これに対し、義家文科副大臣（当時）から、あらかじめ補習校の校長や理事長と面談し、理解と合意を取り付けておくよう提案された。また、岸外務副大臣（当時）からは、アンケート実施の際は、日本語補習校に通う韓国系生徒に配慮するよう要請があった。最終的に、平成29年7月に第一次（予備）調査、8月に第二次調査を行うことが決まった

2 第一次調査でわかったこと

激しい地域差、学校差

いじめの事実は存在するが、地域差、学校差が激しいため、住んでいる地域、通っている学校によって印象が大きく異なる。白人主体の裕福な地域では、アジア人は連帯感を持ち、いじめは発生しにくい。韓国人の人口が20%に達する地域では、態度が豹変し、いじめが発生するリスクが高くなるとする韓国人人口臨界点説を、LAの母親たちは主張している。（「グレンデル慰安婦像問題と在米日本人の状況報告—国会議員の皆様へ」平成26年5月9日）

いじめへの対応も学校によって大きく異なるが、校長の方針に大きく依存する。差別やいじめの防止に積極的な学校と、学校の評判を最優先し、いじめのクレームを完全に無視する学校が存在する。東海岸においても西海岸においても、日本人の母親の学校に対する一般的認識は、次のようなものであった。

米国の学校におけるいじめ対処法

アメリカの教師は、原則として生活指導は一切行わない。いじめのクレームは校長に上げ、スクール・カウンセラーに回される。スクール・カウンセラーからは、「あなた自身に問題があるかもしれないから、外部の専門家から精神鑑定を受けて結果を提出しろ」と命じられ、鑑定書を提出するまでは登校を許されないケースも多い。

公立校は政府からの助成金に依存しており、助成金は学校の学力レベル、すなわち、生徒のテスト結果の平均値で、増えたり減らされたりする。その結果、多くの学校が学力至上主義となり、いじめなどの生活面での問題への関与を嫌い、無視して拒絶するばかりか、成績が振るわなければ追放しようとする。平成28年に、スタテンアイランドというニューヨーク市の行政区に住む13歳の少年が、いじめを苦にして首つり自殺をするという衝撃的な事件が起きた。学校がいじめの訴えを徹底的に無視したばかりか、教師まで加担したうえ、この少年に対して、成績不良を理由に退学させようとしていたことが発覚したのだ。この少年はアイルランド系白人で、白人主流派の子供でもこのような境遇に陥ることがわかり、日系の母親たちの認識を裏付けることになった。

母親のためらいの背景

このような現実があるため、日系の母親たちはいじめに苦しんでも、個人を特定されることを恐れ、詳細について明らかにすることを強くためらっている。しかし、詳細を明らかにしないことが、噂話の域を出ない等という批判にも繋がり、いじめの存在を認めたくない日本人反日活動家や一部マスコミからは、「存在しないいじめをあるかのように流布するのは右翼の妄言」、という攻撃を受けている。（山口智美、能川元一、小山エミ、モーリス・スズキ『海を渡る『慰安婦』問題』岩波書店、小山エミ「大日本帝国を擁護す

る動きに反発を強める日系米国人」『週刊金曜日』平成26年6月13日号、東京新聞「慰安婦で嫌がらせ？ 右派勢力懸念あおる 被害報告なし」平成26年8月29日付 参照）。

母親たちは、信頼できない相手に自分の子供の安否に関わる情報を提供する気がないので、上記の悪循環に拍車がかかる。

「いじめは犯罪」という認識

その一方で、アメリカ社会では差別やハラスメントは絶対に容認しないという前提があるから、証拠を突き付けて訴訟の可能性をちらつかせれば、学校は絶対に無視できず、むしろ、加害者の生徒を追放するはずだという意見が、主に知的職業に就く男性から聞かれた。

つまり、いじめへの対応は、日本的に学校に相談して解決を試みるよりも、刑事犯罪として警察に通報し、警察経由または弁護士経由で学校に苦情を申し立てるのがアメリカ流、という指摘である。その指摘はおそらく正しく、アメリカでは戦うか撤退（転校）するかの選択を自己責任において下さなくてはならない、というわけである。

母親たちもそれをある程度理解してはいるが、普通の日本人女性にハンドルできることではない。また、転校する余裕がない家庭ほど追いつめられることになる。しかし、少なくとも校長に会いに行き、懸念を表明するぐらいのことをしなくては認知されない。

父親不在

欧米の家庭であれば、このような場合、父親が前面に出てきて対処するケースが一般的だが、日本人男性、特に企業駐在員は自分の社内での立場に影響を与えたり、中韓系の顧客を失うことを恐れたりして、無関心を装うことが多いという。母親がいじめや学校における反日教育について情報を提供しようとしても、余計なことをするなど制止する夫もおり、その結果母親が沈黙を余儀なくされるケースもある。

このことも、問題解決を困難にする要因のひとつである。アメリカの苛烈な社会では、戦う決意なくして自らを守ることはできないが、日本人の母親の手には余る。いじめに苦しみながら詳細を明らかにせず、その結果としていじめに対応できないのは、特に男性の目には矛盾に映るが、子供を守ることを最優先する母親にとっては合理的な行動といえる。

在外公館への不信感

その母親たちにとって、敷居が高い総領事館に相談に出向き、総領事に直接訴えたのは非常に勇気のいることであったが、総領事館から「いじめの報告は受けていない」という報告がなされたことに、母親たちは強いショックを受け、総領事館、外務省への不信感が高まってしまった。少なくともLAにおいて、下記の日時に母親たちが、具体的な報告と相談に出向いたことが確認されている。

平成26年2月28日10:30am 市内ホテルにて、母親3名と総領事、首席領事が面談

平成26年9月 9日 9:30am 市内ホテルにて、母親3名と総領事、首席領事が面談

在外公館の観点からすれば、いじめの事例の詳細が客観的に検証できない以上は、いじめがあったとは報告できないという立場であろうが、母親たちの報告はかなり詳細で、二度目の訪問は、実際に被害にあった子供の母親も同伴していた。

母親たちは、反日活動家らによる、「いじめは都市伝説に過ぎない」という攻撃に深く憂慮しており、総領事館にいじめの存在を認知してもらうための二度目の訪問であった。

それにも拘わらず、具体的な相談そのものがなかったかのように報告されたのは理解の域を超えており、領事館の信頼性を大きく失墜させたことは痛恨の極みであった。

外部講演者への駆け込み

アメリカ流の戦いはできないが、誰に相談したらよいかわからない母親たちが必死の思いで相談したのが、いわば外部の存在である高橋史朗や青山繁晴氏であった。しかし、両者が行動に移そうとすれば、必然的に事実関係のある程度公にしなくてはならず、そのことが個人情報秘匿して子供を守りたい母親独特の本能と相克し、「母性本能パラドックス」に陥るパターンが現出してしまったこともあった。

青山氏の講演を主催したサンノゼを拠点とする母親グループから、いじめの存在を全否定するかのようなメッセージが拡散され、青山氏との人間関係が断絶し、毎年行っていた青山氏の講演が継続できない事態に陥ってしまった。

このような母親の「子供の安全第一主義」をよく理解したうえで、具体的なアクションを取ることが必須となる。しかしながら、報告されたいじめの実例に対し、「青山さんに相談したのは全米から来た人たちで、私たちの地域ではいじめは報告されていません」という主張はやや不自然で、そのような主張をせざるを得なかったなんらかの理由が、背後にあった可能性がある。

正しい歴史観の育成の必要性は共通認識

第一次調査では試みに、各地で日系フリーペーパーを発行する現地法人責任者に、現地状況を把握する目的でインタビューを行った。彼らの多くは政治的思想を明確にしない立場を取るが、日本国民としての健全な国家観と歴史観を共通して持ち、かつそれを子供たちに教育することが極めて大切、との認識を持っており、そのことは母親たちの問題意識と共通していた。

特に海外で生活する邦人にとっては、母国の歴史、伝統、文化にプライドを持てなければ尊敬されない、相手にもされない、という現実が切実な問題なのである。日本を一步出れば、弱肉強食の世界であり、個人の自立が強く求められている。

特に昨今の中国の覇権主義と韓国の異常な反日教育は、在外邦人の生活にまで悪影響を与えるレベルになってきている。個人としてより自立し、より強くならなければならないのだが、限界があるので、サポート体制を整えることが最も必要である。

3 第一次調査で残された課題

歴史認識問題研究会は今回の第一次北米予備調査で、現地補習校で学ぶ生徒たちを対象にアンケート調査を行う希望を持っていた。その理由は、これまで、高橋史朗による3年間に及ぶLA・NY・NJ地区における聞き取り調査、すなわち、質的調査はかなりの程度

行われて来たのに対し、質的調査を補完する、全体を幅広くカバーする量的調査は行われていなかったからである。

しかし、義家文科副大臣より、まずは現地補習校の校長と理事長によく説明して趣旨を理解してもらうことから始めた方がよいとのアドバイスを受けたため、文科省を通じて現地補習校に面談のアポを申し込んだ次第である。

しかし、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコの三拠点のうち、ロサンゼルス以外の補習校幹部との面談は実現しなかった。その理由は、以下の3点に集約された。

- ① 折しも企業関係者の出張などの多忙な時期や、校長も夏休み期間と重なるなど、面談の日程調整が困難であった。
- ② それぞれの学校において、いじめ調査は定期的実施するなど、生徒たちの変容把握につとめており、また、歴史問題に起因するいじめの発生は把握できず、面会の必要性を感じていなかった。
- ③ 文科省や外務省からの協力要請であっても、「政府主催」ではない特定の研究団体の依頼は日頃からすべて断っている、などの理由によるものであった。

日本に関する誤った歴史認識や不当な人権侵害から子供を守り、邦人を保護するための調査であるにもかかわらず、面談が実現しなかったことは誠に残念なことであった。

4 第二次調査で直面したこと —いじめと歴史教育問題—

補習校との面談

第二次調査では、各州の在外公館の尽力で、NY（含むNJ）、LA、SF（サンフランシスコ）の補習校の校長と理事長に面談することができた。校長は文科省派遣、理事長は現地日系企業代表である。各校の反応を下記にまとめる。

- ・歴史問題は外交と学術で決着をつけるべきで、教育に持ち込むべきではない。
- ・文化はいいが、歴史の教育への持込は駄目。
- ・いじめが発生している現地校に直接アプローチすべき。
- ・いじめは許せないから、徹底的に対応すべきだが、歴史認識は別の問題だ。
- ・当該学園内にもカウンセリング機能があり、いじめ問題等があれば、感知できるシステムになっているが、何も聞いていない。
- ・つばを吐きかけられた話は聞いたが、具体的な話は聞けなかったので、何をしたいのかわからなかった。
- ・中国系や韓国系が教育委員会や学校にロビーイングしているのは明らかだが、こちらが対抗しても対決が強まるだけだろう。
- ・歴史に関わる問題を、当校だけでやることには抵抗がある。韓国人とのハーフもいる。
- ・領事館主導ですべての学校で行うなら、サイトを紹介する形で協力できる。
- ・著名人が来たとき、こちらの依頼通りの講演をしてくれず、トラブルが発生したことがトラウマになっている。
- ・いじめ対策の調査を毎月実施しており、学級担任と保護者は完璧な関係をもってい

るし、理事会は保護者で構成されているので、すべての情報を共有できる。そこでいじめの例が報告されないので、いじめは発生していないと判断せざるを得ない。

これらのコメントは、次の3つの考え方に集約できると考えられる。

1. 「歴史問題には関わりたくない」
2. 「自校にはいじめ対策のシステムが整っており、歴史問題に起因するいじめを認知していないから調査する必要がない」
3. 「自校だけでアンケートを実施することには抵抗がある」

これに対し、我々からは

- ・「青山、高橋といった部外者（来訪者）に駆け込んで来るということは、既存のシステムで拾えていない問題があるということではないのか？」
- ・「調査への協力をお願いしているだけで、補習校に問題があるとは誰も考えていない。問題は現地校で起きている。補習校での取り組みや対策は関係なく、責任もないはずだ。」
- ・「文部科学省の昨年5月19日付『在外教育施設グローバル人材育成強化戦略』には、日本の歴史や文化発信の拠点となって、日本人のアイデンティティの形成を図る必要性が指摘されている」

という内容のコメントを返したが、それに対し、「趣旨はよく理解しました」と言いながら、アンケート実施には協力できないという姿勢を崩そうとはしなかった。一方、支援体制を構築することには全員賛成の意を示した。

このような反応を受け、たとえ強引に補習校を通じてアンケート調査を行っても、検証に耐える結果を得られる可能性が低いとの判断に達した。

いじめ報告が減少した背景—「あきらめムード」の蔓延

また、懸念されるべきことは、このような構造の中で、実際に被害に遭っている母親たちが、声を挙げる意思を失っている可能性があることである。

高橋史朗のいじめ報告例収集から、しばらく時間が経過しているが、新しいいじめ例が報告されてこなくなっている。

それは、いじめが下火になっているからなのかもしれない。それなら良いことである。しかし、青山氏や高橋史朗に「駆け込み報告」した保護者らに、「あきらめムード」が広がってしまったのが原因である可能性もある。相談しても無駄だ、という認識が広まってしまった可能性は否定できない。

ある母親グループは山岡に、総理や中曽根議員に直訴しても進展がないので、いじめの例を収集する努力を止めてしまったと告白している。母親たちが安心して相談できるシステムを作らなければ、いじめや差別に苦しむ日系子女を守ることは困難だといえる。

歴史教育問題をどうとらえるか？

2回の調査を通じて理解したことは、北米における歴史教育の問題は、二つの側面で捉えるべきだということである。

まず、外国に住むということは、その国の歴史認識に直面せざるを得ないという現実である。たとえば、原爆投下の是非をめぐって、日米で認識が一致することは困難であり、米国に留学する日本人子女は、嫌でも原爆投下を米国の観点から正当化する歴史授業に出席し、また、試験の答案にもそう書かざるを得ないという現実と直面する。外国に住めば、多かれ少なかれ、その国独自の歴史認識に付き合わざるを得ない。それを避けなければ、日本人学校に通うという選択肢を採るしかない。

最大の問題は、もうひとつの側面である。それは、現地の運動家らとその背後にあるいくつかの政府のロビーイングにより、当該国とは直接関係ない日韓、日中の歴史問題について、事実無根、もしくは大幅に虚偽が拡散した結果、たとえば米国で使われる大手出版社が発行している教科書に、慰安婦に関する日本への誹謗中傷が記載されたり、教育カリキュラムに正式に含まれたりしていることである。

これは、一つめの側面とは違い、歴史上の事実をめぐる認識の違いの問題ではない。反日プロパガンダというべきものだ。なぜ米国に居住しながら、米国とは関係のない第三国のプロパガンダ教育を、日本人子弟が受けなければならないのか。これは大人たちがしっかり彼らを守れば、受ける必要のない摩擦である。このような反日プロパガンダに、日系子女を晒し続けるわけにはいかない。

海外の教育現場における反日プロパガンダの進行は、ユネスコ記憶遺産への「南京事件」や「慰安婦」の登録活動と軸を一にしていると理解すべきであり、官民を挙げて対抗しなくてはならない。

また、日系子女をいわれなき侮辱や、これらのプロパガンダ教育から派生するいじめや差別から守らなくてはならない。検証された事実に基づく歴史教育を、日系子女に提供することは急務であり、歴史認識問題研究会も大いに貢献する意思があるところである。

英文資料作成の必要性

いじめを受けた子供たちが、英語で反論するのに必要な情報がなくて困っているという訴えが出ている。いじめが少ない地域の学校でも、マグロウヒル社の教科書が使われ、「慰安婦は天皇からの贈り物」というように教えられたり、日本軍の従軍慰安婦強制連行の韓国人による寸劇や日本兵による拷問場面を強調した映画UNBROKENを授業で見せたり、UNBROKENの著書のコピーを印刷配布して20時間学習させたり、小学生用に書き直されたUNBROKENを教材として使用した、というような事例が報告されている。

つまり、いじめの発生には地域差があっても、甚だしい事実誤認に基づく日本を貶める教育は、全米各地に広がっている。この現実と立ち向かい、日系子女に自国の歴史に自信を持たせ、自分で反論できる能力を持たせるためのサポートを積極的に行うべきである。そのためにも、子供達を読みやすい英文資料の作成が急務である。

いじめの定義の変更

日本国内においては、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの」という三要件の従来のいじめの定義を見直し、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から「いじめ」とは「児童生徒が行う心理的又は物理的な

影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。このいじめの定義によれば、高橋史朗がLA、NY、NJで聴取したいじめ事例や、同地域のグループがまとめたいじめ報告書に明記されている事例の多くが、いじめに該当する。

このような、いじめ認識に関する意識改革が在米日系教育機関にも求められている。全在米公館15館のいじめ実態調査報告のように、いじめが報告されないことを良しとするのではなく、いじめがあるという前提で積極的に対応するのが良い、というパラダイムシフトがなされたことにより、教育委員会の対応も大きく変化してきている。サンフランシスコの山田総領事も、その変化が海外の日系教育機関にも適用されることが望ましい、との見解であった。

各都市有識者との懇談

第二次調査では、在外公館による手配で、各都市の有識者（州議会議員、弁護士、米日協会代表など）とラウンドテーブルディスカッションを行う機会を得た。

ディスカッションでは、慰安婦問題に関する学術的見解について説明し、参加者の理解を大きく深めることができた。また、現在進行中の慰安婦像設置阻止や、撤去の方策について、具体的なアドバイスを得ることもできた。

さらに、西岡力がグレンデール市長に慰安婦問題の真実について説明し、市長の認識を変えることに成功する、という成果もあった。

サポート体制の構築

前述した提言について、北米滞在中に関係者に打診したところ、現地の母親、日本人学校・補習学校、総領事館、日系団体など、すべての関係者から賛同を得たので、導入に際して反対意見は少ないと考えられる。

留意すべき点として、在外邦人にとって、総領事館は敷居が高く、親身に相談にのってくれる相手ではない、というイメージが定着していることが障害になりうるものが挙げられる。この障害を取り除くには、各総領事館の努力が当然必要であるが、各地の民間団体を繋ぎ役として活用するような工夫も必要であろう。

それらのサポート業務を統括する社団法人を外務省の外に作って、業務委託することが考えられる。当該法人は個人情報の守秘義務を負いながら、外務省と密接に協力して邦人サポート業務を遂行する。民間の立場で、在外邦人とのコミュニケーションが取りやすくなり、邦人サポートを主業務にできるという利点がある。

邦人保護を行うためには、我が国も官民一体となって取り組む必要がある。歴史認識問題研究会は、本件に関して民間研究者の立場から主導的役割を果たす覚悟であり、各方面の協力を期待する次第である。

II 邦人子女と保護者への広報活動と支援体制に関する提言

二回の調査によって、NY・NJ・LA地区に発生している歴史問題を原因とする日系子女へのいじめ等の問題は、地域差、学校差による顕著な違いはあるものの、事実として存在

することが確認された。また、偏向した教科書記述や教育課程の改定などにより、米国教育現場で誤った歴史認識が広がっていることも、あらためて確認できた。現地校に通う多くの邦人子女が、今もそのような教育を受けている。

これらを踏まえて、歴史認識問題研究会は以下のような提言を行う。

I 邦人子女と保護者らへの歴史問題に関する広報活動

①実態調査

大使館、領事館による、米国の教育現場における誤った歴史認識の広がりに関する調査の実施を求めたい。

1. わが国政府として記述の訂正を求めながらも、未だにそれが実現していない、マグローヒル社教科書がどの程度使われているのか。全米のどこの州で、何校くらいが同社教科書を使っているか。
2. 米国内の他社の教科書に、類似の記述がないかどうか。
3. マグローヒル社教科書と、2で調べた類似記述教科書で学ぶ邦人子弟は何人いるか。

②副読本作製

本研究会では、慰安婦問題に関して偏った教科書で学んでいる、在米邦人子弟のための副読本を作製する計画を持っている。

補習校などを含む関係機関がその副読本を利用して、邦人子弟に日本の立場をきちんと伝えていくことを希望する。本研究会としては今後も、補習校などとの連絡、協力体制を維持していきたい。在外公館のサポートがいただければ幸いだ。

③講演会開催

在外公館が民間団体を支援する形で、歴史認識や子供の人権侵害などの教育問題に関する講演会や勉強会を開催する。

④英文刊行物配布

官民が協力して、歴史に関する我が国の立場を明記した英文刊行物を配布する。すでに本研究会では、慰安婦問題と南京事件に関する英文刊行物を準備している。それらの増刷と活用が望まれる。

II 邦人子女の人権侵害問題に対する支援体制

在外公館からの業務委託で、以下の在外邦人サポートシステムを導入することを提案したい。

① 学校でのいじめなどで悩む児童生徒が相談できるカウンセラーを備えること。

在外公館が委託するカウンセラーのリストを揃え、たとえば、初回は無料で相談できるようにする。

これは、学校で相談を受けてもらえないケースに対応するもの。学校がいじめの存在を無視する態度に出た場合、泣き寝入りするのではなく、学校外で相談できるルートを確保する。在外公館からの告知を徹底すべきである。

② 日本語が話せる弁護士を紹介すること。

北米では、いじめは刑事犯罪と見なされるため、個人が警察に通報したり、弁護士に相

談したりして、法的手段を講じなくてはならないケースも多い。日本人には苦手な分野であり、その結果後手に回ることになりやすい。

西洋社会では弁護士のアドバイスは不可欠であるから、ひとりで悩まずに相談できる窓口を設けることが望ましい。

初回の相談は無料とするなどの措置を取ることなど、敷居を低くするための制度も検討してほしい。

- ③ Advocate（代弁者）と呼ばれるサポート役を用意し、学校に対して父母や子女の代弁を行うサービスを提供すること。
- ④ 既存の無料支援サービス利用をアシストすること。

米国には様々な無料支援サービスが存在するが、語学力の問題などで、アクセスできていない現状があるので、それらのサービスを利用できるようにアシストするサービスも用意する。これは予算措置なしでもすぐ実行できる。

おわりに

二度にわたる調査で、深刻な問題に直面しながら、どうしたらいいのか、誰に相談したらいいのかわからないまま、「諦めムード」に浸りがちな母親たちの姿が浮き彫りになった。一部の来訪者を除けば、彼女たちの憂慮に真剣に耳を傾け、適切なアドバイスを与えて導くシステムが存在しなかった。外務省に指令が出ても、何も具体的な施策を講じることができずに年月を費やした。

戦後平和教育を受けてきた日本人は、「自分に非がないのに一方的に攻撃される」事態を、全く想定しなかったように見える。はっきりしていることは、歴史問題に起因するいじめや差別、嫌がらせが、いつ起きてもおかしくない状況がそこにあることだ。

かかる事態において、「いじめがある、ない」を議論し続けることは不毛である。よほどの懸念がなければ、一般の日本人の母親が総領事館に相談に出向いたり、安倍首相に嘆願書を書いたりはしない。必死の思いがそうさせた、と言っても過言ではないだろう。「いじめの話は噂話に過ぎない」と主張する人たちは、「いじめが存在すると困る」特別な理由をもっている、と疑わざるを得ない。

大事なことは、邦人が歴史問題に起因するいじめ、差別や嫌がらせに遭った際に、支援できる体制を整えておくことである。歴史認識問題研究会はそのような問題意識のもと、具体的な提言を実現して、事態の改善を図りたいと強く願っている。

総領事館主催ラウンド・テーブル・スピーチ（共通原稿） 2017、8、25~9、1

高橋 史朗（明星大学特別教授・
モロロジー研究所特任教授）

私は戦争プロパガンダを中心に、米英加などの国立公文書館所蔵の第一次史料を長年にわたって研究してきました。それぞれの国の歴史には光と陰の両面があり、曇りのない眼で虚心坦懐に歴史の事実を客観的に見つめ、実証的に研究することが重要だと考えております。

この観点から、ユネスコ「世界の記憶」遺産として一昨年登録された「南京大虐殺」資料や、昨年9カ国によって共同申請された「日本軍『慰安婦』の声」資料には、「世界記憶遺産保護のための一般指針」に照らして、明らかに不当な資料が含まれております。

歴史的事実やその評価については諸説があり、客観的検証が必要不可欠です。そもそも「世界の記憶」遺産は、世界中の誰もがいつでも資料が見れるような「普遍的なアクセス」を目的として作られた事業ですが、2年前に登録された「南京大虐殺」資料の閲覧を、日本政府は中国政府に求めてきましたが、未だに公開されておらず、世界中で誰も見ることができないのです。

昨年9カ国が共同申請した「日本軍『慰安婦』の声」文書は、日本軍の慰安婦制度は「ホロコースト」に匹敵すると強調し、「平和のシンボル」として、全米各地に設置された慰安婦像の世界的意義を強調しています。しかし実際には、慰安婦像が設置された全米各地で平穏な地域社会を分断し、無用の混乱と軋轢をもたらし、在外邦人が原告となった複数の訴訟が起き、加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ本来の目的を阻害する、「紛争のシンボル」と化しています。

具体例を挙げると、「慰安婦は天皇からの贈り物」と書かれた、マグロウヒル社の歴史教科書で学んだ高校生（NJ/LA在住）などが、級友から「強姦魔」「テロリスト」などと呼ばれて唾をかけられるいじめ事件が起き、ショックで「引きこもり」になったケースもあります。安倍総理は、このマグロウヒル社の教科書は「日本への誹謗中傷」と批判しました。子供たちは慰安婦像・碑への遠足を強いられ、碑文に書かれた「慰安婦20万人」「日本軍の強制連行」「性奴隷」「少女」説をすり込まれて、「日本人として恥ずかしくないのか」と責められる嫌がらせを受けました。学校で韓国系生徒に「謝れ」コールが起き、泣いて謝るまでコールが続きました。南カリフォルニアの複数の公立中学校では、韓国人による寸劇「日本軍による慰安婦の強制連行」が上演されました。私はNYとLAで各2回、こうしたいじめを受けた複数の親子などから、十時間以上に及ぶ詳細なヒアリングを致しました。

しかし、慰安婦碑に明記されている「慰安婦20万人」「日本軍の強制連行」「性奴隷」「少女」はいずれも歴史的事実に反することを、慰安婦問題研究の権威である西岡力教授が8月25日にグレンデール市長及び市議会議員に説明しましたが、そのポイントを列記すると、

- ① 慰安婦問題研究の日韓の権威である秦郁彦氏と李栄薫氏は、朝鮮人慰安婦は4000

人との推計で一致している。マグロウヒル社の歴史教科書は、慰安婦20万人が毎日20～30人の軍人の相手をさせられたと書いていますが、事実なら毎日400万人から600万人の日本の軍人が慰安所に通ったこととなります。当時の日本陸軍の兵力は約100万であり、この教科書に記述された数字は荒唐無稽です。

- ② 日本軍による慰安婦狩りのような強制連行はなかったことは、日本の学会でも認められており、日本の朝日新聞が、吉田清治が濟州島で慰安婦狩りをしたという虚偽の証言を、軍による強制連行が事実としてあったように大きく報道したことが、米国はじめ世界に拡散されてしまったのです。しかし、2014年に朝日新聞はこれが誤報であったことを認め、謝罪しましたが、アメリカでは知られておりません。そこで、慰安婦像の設置によって被害を受けた在米日本人が原告となり、朝日新聞に対して、アメリカの大手新聞への謝罪広告などを求めた訴訟が起きており、日本政府も2月22日付で米国連邦裁判所に意見書（資料参照）を提出し、「グレンデル市の慰安婦像は確立した外交方針への妨害であり、逸脱である」と主張し、慰安婦碑文に「20万人の女性が強制的に連行され、性奴隷となることを強制した」などの、歴史的事実に反する文言が明記されたことに、厳重に抗議しました。
- ③ 日本軍が戦地に設置した慰安所は、当時合法だった「公娼」制度を戦地に移したもので、「性奴隷」ではありません。日本の学界や言論界でも、慰安婦を性奴隷とする説は今では少数説であり、ソウル大学の李栄薫名誉教授も、慰安婦は軍が管理した「公娼」で、性奴隷ではないと主張しています。
- ④ 「慰安婦少女像」は10代前半の朝鮮人少女をモデルとしていますが、朝鮮では17歳にならなければ、いくら本人が希望しても公娼としての営業が許可されませんでした。それは戦地の慰安所も同じで、戦地では軍が本人との面談と戸籍などを通じて年齢を確認していました。17歳未満で慰安婦として働かされたこと証言している元被害者らは、記憶違いなどでないなら、犯罪組織が警察や軍の目を離れて運営していた私娼館で働かされていた可能性があります。

慰安婦碑文の根拠となった2007年の米下院の「慰安婦問題に関する対日非難決議」は、「その残酷さと規模において前例を見ないものとされるものであるが、集団強姦、強制中絶、屈従、又やがて身体切除、死や結果的自殺に至る性暴力を含む、20世紀における最大の人身売買事件の一つ」とであるとして、日本政府を非難しました。

2017年4月1日に日本で開催された第一回日本軍「慰安婦」博物館会議で発表した、カリフォルニア州韓米フォーラムのフィリス・キム代表によれば、米下院決議はNY/LA/ワシントンDCの在米韓国人による草の根運動によって、167人の共同提案者となった議員に働きかけた成果であった。彼らは「歴史戦」の主戦場をアメリカだと狙いを定め、日韓の国家間の論争ではなく、慰安婦問題をアメリカが重視する国際的な女性の人権侵害問題として捉え、ユダヤ系米人の共通認識である「ホロコースト」と同一視するプロパガンダ戦略で訴え、同非難決議は蘭・比・加・欧州議会に広がり、国際世論に決定的役割を果たしました。

NY総領事館主催ラウンド・テーブル「第三国における歴史問題」(追加原稿) 8,25

高橋 史朗 (明星大学特別教授・
モロロジー研究所特任教授)

第三国における歴史問題の一つとして、全米各地に設置されている慰安婦像・碑問題について問題提起したい。私たちは昨年「歴史認識問題研究会」を設立しましたが、慰安婦問題、歴史教科書問題が第三国でも関心を集め、論議を呼んでいます。

これらは、いずれも日本のマスコミが事実をゆがめた誤報によって、中国、韓国の反発を招来し、歴史問題が外交カードとして利用されてきました。慰安婦像・碑は全米各地に設置され、ユネスコ「世界の記憶」遺産として、「日本軍『慰安婦の声』」が9カ国によって共同申請され、まもなく国際諮問委員会の下部機関である登録小委員会で、登録が勧告される可能性が高い。

私は全米各地に設置された慰安婦像・碑の現地調査を行い、それによっていかに平穏な地域コミュニティーに不毛な対立と亀裂がもたらされてきたかについて、関係者ヒアリングを行い、実態調査を踏まえて、関連著書を2冊出版しました。

慰安婦像・碑の設置をめぐる、全米各地で公聴会が開催され、激しい議論が展開されてきました。特にカリフォルニア州のグレンデール市周辺では、慰安婦像・碑の影響が子供にまで及び、歴史認識問題に起因するいじめに発展した事例が2014年5月9日、いじめられた子供の母親グループによって、「グレンデール慰安婦像問題と在米日本人の状況報告」と題して、日本の国会議員に配布されました。

更に昨年9月1日に、同グループの代表がロサンゼルスで中曽根弘文参議院議員と面会し、安倍総理への嘆願書を手渡し、総理に届けられました。翌日に前述した報告書の改訂版が公表され、これらの事実を踏まえて、私は日本の月刊誌『WILL』11月号に、「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」と題する論文を敢えて寄稿しました。

更に昨年10月31日に、ニュージャージー州の女性グループ「ひまわりJAPAN」が同様のいじめ被害報告を公表し、本年1月12日、「NY/NJ地区に発生している歴史問題を原因とするいじめ等の問題報告」が、ニューヨークとロサンゼルスで総領事館宛に提出されました。同報告は1月18日、同グループから片山さつき議員にも手渡され、政府・外務省に届けられました。

これを受けて、2月16日に自民党国際情報検討委員会・外交部会・日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会合同会議が開催され、海外子女のいじめ対応に取り組む必要性が確認され、歴史認識問題研究会がいじめのアンケート調査を行うことになりました。

このような動きを受けて、日本政府は2月22日付で米国連邦裁判所に意見書を提出し、「グレンデール市の慰安婦像は確立した外交方針への妨害であり、逸脱である」と主張。慰安婦像脇の碑文に「20万人の女性が強制的に連行され、性奴隷となることを強制した」などの、歴史的事実に反する文言が明記されていることに抗議しました。

慰安婦碑文は2007年の米下院の慰安婦対日非難決議に基づき、「20万人の慰安婦が日本軍によって強制連行され、性奴隷にされた」と書かれていますが、日本政府の見解は、

次の通り。①慰安婦数の確定は困難であり、「20万人」というのは具体的裏付けがない数字である。②日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。③慰安婦が「性奴隷」であるとの表現は事実を反し、不適切です。

ちなみに、ソウル大学の李米薫名誉教授は昨年8月、慰安所は事実上の公娼制として運営されていたこと、「強制連行」という主張は大部分が口頭記録で、客観的資料としての信憑性が貧弱であること、慰安婦性奴隷説について再検討がなされる必要があること、朝鮮人慰安婦20万人説も根拠がなく、最大5000人程度と見るのが合理的であると指摘しています。

歴認研活動記録

歴認研活動履歴（平成29年9月以降）

平成29年（2017）

- 9月26日 緊急シンポジウム（文京区民センター）
 「ユネスコ慰安婦登録を許すな！」
 オープニングスピーチ&コーディネーター：櫻井よしこ
 高橋史朗「ユネスコ世界の記憶慰安婦登録 最新動向と緊急課題」
 西岡 力「歴史認識問題の今」
- 9月26日 ユネスコ「世界の記憶」への慰安婦資料登録に反対する緊急声明
- 10月31日 ユネスコ世界の記憶への慰安婦資料登録見送りを歓迎する歴認研声明

平成30年（2018）

- 2月 3日 第1回大阪シンポジウム（国民会館住友生命ビル）
 「慰安婦「歴史戦」に負けるな—ユネスコ登録阻止と慰安婦像設置」
 第一部「世界の記憶」慰安婦登録見送り、成果と課題
 第二部 サンフランシスコ、マニラ慰安婦像設置を許すな
 中国との歴史戦
 登壇者：西岡力、高橋史朗、
 山本優美子（なでしこアクション代表）

定期研究会開催記録（第21回～第29回）

回	日時	講師(肩書)	テーマ
21	29. 9.15	西岡力(麗澤大学客員教授) 高橋史朗(明星大学特別教授) 山岡鉄秀(モラロジー研究所研究員)	北米調査報告 —歴史認識問題と日系子女へのいじめ問題—
22	29. 9.29	西岡 力(麗澤大学客員教授) 高橋史朗(明星大学特別教授)	徴用工問題入門 ユネスコ慰安婦登録最新アップデート
23	29.10.13	久野 潤(大阪国際大学非常勤講師) 高橋史朗(明星大学特別教授)	知識人の「戦争責任」 ユネスコ慰安婦登録反対学者声明について
24	29.10.27	江崎道朗(評論家) 山下英次(大阪市立大学名誉教授)	コミンテルンの対日宣伝工作について 海外からのリヴィニスト批判をどのように退けるか？
25	29.11.10	柴 公也(熊本学園大学教授)	日本統治時代を生きた台湾人と朝鮮人への聞き取り調査
26	29.11.24	小川栄太郎(日本平和学研究所理事長) 川久保剛(麗澤大学准教授)	歴史認識戦をどう戦うか 国際倫理学/歴史倫理学からアプローチする歴史認識問題
27	29.12. 8	秦 郁彦(元日本大学教授)・高橋史朗	ユネスコ「世界の記憶」慰安婦登録見送りの総括
28	30. 2. 2	中村 将(産経新聞社会部編集委員) 西岡 力(麗澤大学客員教授)	米国西海岸における中韓反日活動の実態 サンフランシスコの慰安婦像設立者の正体
29	30. 2.23	下條正男(拓殖大学教授) 阿比留瑠比(産経新聞記者)	韓国人の歴史認識 日韓合意と安倍外交

『歴史認識問題研究』第2号を出すことができた。年2回発行という当初の方針を守ることができほっとしている。今号では2つの特集を組んだ。「特集1：ユネスコ「世界の記憶」慰安婦登録、見送られる！」と「特集2：徴用工問題」だ。

本研究会は一昨年の発足以来、ユネスコ「世界の記憶」慰安婦資料登録阻止問題に精力的に取り組んできた。創刊号でも高橋史朗論文などで同問題を詳しく取り上げ、その後、東京と大阪で1回づつ同問題に関するシンポジウムを開催し、産経新聞に2回、意見広告も出した。研究会としての声明を2本出し、日本の学者100人の名前で登録に反対する声明を出すことにも尽力した。平成29年10月末、ユネスコは慰安婦資料登録を見送った。登録見送りは官民協力の成果だ。その経緯と今後の課題について高橋史朗本会副会長に資料解題形式でまとめてもらい、関係資料を掲載した。

徴用工問題に関する勝岡寛次氏作製の文献目録によると、平成12年(2000年)までにわが国で出された関連文献は470だが、そのうち「強制連行」「強制労働」と立場を異にする文献はわずか33だった。慰安婦問題については90年代激しい論争をして、強制連行、性奴隷などという極端な説をある程度論破できた。しかし、労働動員についてはまだ研究上の課題が多い。本号では、この問題の第一人者である森田芳夫の業績を利用して、強制連行説に反論した拙稿を掲載した。

また、特集以外に本研究会メンバーによる論文を4本、調査報告を1本掲載できた。高橋論文、江崎道朗論文、川久保剛論文、久野潤論文は、研究会で発表いただいたものをもとに寄稿いただいた。江崎論文、川久保論文は、本誌創刊号の「歴史認識問題とは何か」を受けて、各々の立場で議論を深めてくださった。実証研究である久野論文

は、江崎論文と合わせて読むと「ソ連・コミンテルンの反日宣伝工作」の事例研究のように読める。本研究会の成果として喜んでいる。(西岡)

本誌創刊号より、編集の実務を担当している。年2回の刊行ペースは、個人的にはかなりハードだが、第2号の刊行までどうにか辿り着き、歴認研も創設初年度のサイクルを完了したことになる。本誌が軌道に乗るまで、今後とも微力を尽したい。

本会の立ち上げのそもそもの発端となった、慰安婦資料のユネスコ「世界の記憶」登録見送り(阻止)を勝ち取ったことは、本会にとっても大きな成果であった。シンポジウムの度に、額は様々だが、当会に支援をお寄せ下さる方が多いことにも驚かされる。歴史認識問題に対する国民的関心の高さを裏書きしているが、その割には国民の声が政治や外交に十分に反映されていないことに対する、国民のフラストレーションの現れでもあるのだろう。韓国や海外に拡がる慰安婦像一つ、未だに撤去できないのを見ても、それは明らかだ。

本会はそうした多くの方々善意に支えられ、活動している。今後とも、一層のご理解とご支援を賜れば幸いである。(勝岡)

歴史認識問題研究

(年2回発行)

第2号(平成30年春夏号)

発行日：2018年3月15日

発行人：西岡 力

編集人：勝岡 寛次

編集部：歴史認識問題研究会

頒 価：1,000円

発行所：〒277-0065 柏市光ヶ丘2丁目1番1号

公益財団法人モラロジー研究所

歴史研究室

T e l : 04-7173-3197

F a x : 04-7173-3199

印刷所：株式会社 長正社